

## 第2編 災害予防

### 第1章 防災協働社会の形成推進

#### ■ 基本方針

- 自然災害からの安全・安心を得るためには、行政による公助はもとより、市民一人ひとりの自覚に根ざした自助、身近な地域コミュニティ等による共助が大切であり、国の「災害被害を軽減する国民運動の推進に関する基本方針」を踏まえ、社会の様々な主体が協働して災害被害の軽減に向けた防災活動を行う仕組みを構築していかなければならない。
- 大規模災害が発生した場合、被害を最小限にとどめ災害の拡大を防止するには、平素から住民等による自主防災組織を設けて、出火防止、初期消火、被災者の救出救護、避難等を組織的に行うことが重要である。
- 企業は、顧客・従業員の生命、財産を守るとともに、企業にとって中核となる事業を継続あるいは早期に復旧させるための事業継続計画（Business Continuity Plan）（以下「BCP」という）の策定に取り組むなど、予防対策を進める必要がある。

#### 第1節 防災協働社会の形成推進

##### 1 市及び県における措置

###### (1) 地域における防災活動の継続的な推進の枠組み作り

市及び県は、「新しい公」という考え方を踏まえ、市民、事業者、自主防災組織等とが一体となって、より幅広い連携による防災活動の推進や市民の防災意識の高揚を図るため、防災活動の継続的な取り組みを推進する枠組み作りに努めるとともに、あいち防災協働社会推進協議会が策定した「災害に強い地域づくりに向けた活動方針」に基づいた活動を実施するものとする。

「新しい公」・・・行政に加えて、市民、事業者、自主防災組織など地域社会に関わる全ての主体が連携・協働するという考え方

###### (2) 災害被害の軽減に向けた取組み

市及び県は、様々な主体を通じた防災知識の普及啓発に努めるものとする。また、各主体が連携して防災活動に参加できるよう配慮するとともに、家庭や事業所等における安全に対する備えの促進を図るものとする。

##### 2 市民の基本的責務

- (1) 「自らの身の安全は自ら守る」が防災の基本であり、市民はその自覚を持ち、平常時より災害に対する備えを心がけるとともに、災害の発生時には自らの身の安全を守るよう行動しなければならない。
- (2) いっどこでも起こりうる災害による人的被害、経済被害を軽減するための備えをより一層充実する必要がある、その実践を促進するよう、地域での働きかけ等に努めるものとする。
- (3) 災害時には、初期消火を行う、近隣の負傷者や災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要

するもの（以下「避難行動要支援者」という。）を助ける、緊急避難場所や避難所で自ら活動する、あるいは、市、国、公共機関、県等が行っている防災活動に協力するなど、防災への寄与に努めなければならない。

### 3 住民及び事業者による地区内の防災活動の推進

(1) 市内の一定の地区内の住民及び当該地区に事業所を有する事業者は、当該地区における防災力の向上を図るため、共同して、防災訓練の実施、物資等の備蓄、高齢者等の避難支援体制の構築等自発的な防災活動の推進に努めるものとする。

この場合、必要に応じて、当該地区における自発的な防災活動に関する計画を作成し、これを地区防災計画の素案として市防災会議に提案するなど、市と連携して防災活動を行うこととする。

(2) 市は、市地域防災計画に地区防災計画を位置付けるよう市内の一定の地区内の住民及び当該地区に事業所を有する事業者から提案を受け、必要があると認めるときは、市地域防災計画に地区防災計画を定めるものとする。

## 第2節 自主防災組織・ボランティアとの連携

### 1 市及び県における措置

(1) 自主防災組織の推進

ア 自主防災組織の設置・育成

県は、「自主防災組織設置推進要綱」（昭和49年愛知県防災会議決定）、市は「豊橋市自主防災組織設置推進要綱」に基づき、地域住民、施設及び事業所などによる自主防災組織の設置・育成に努めるものとする。その際、女性の参画の促進に努めるものとする。

イ 自主防災組織等の環境整備

市及び県は、自主防災組織の育成・強化を図り、消防団とこれらの組織との連携等を通じて、地域コミュニティの防災体制の充実を図るものとする。また、研修の実施等による防災リーダーの育成、多様な世代が参加できるような環境の整備等により、これらの組織の日常化、訓練の実施を促すものとする。

(2) ボランティア活動の支援

ア 災害ボランティアコーディネーターの確保

市及び県は、行政、市民、自主防災組織などに対応困難な大規模災害が発生した場合に、ボランティアがその力を十分に発揮するため、ボランティアと被災地からの支援要請との調整役となる災害ボランティアコーディネーター（以下「コーディネーター」という。）の確保に努めるものとする。

イ ボランティア活動の環境整備

市及び県は、社会福祉協議会、日本赤十字社及びNPO・ボランティア等（以下「NPO・ボランティア関係団体等」という。）との連携を図り、災害時においてボランティアの活動が円滑に行われるよう活動環境の整備を図る。

(3) 連携体制の確保

日頃から地域の防災関係者間の連携を取ることが重要である。そのため、市及び県は、平常時から自主防災組織、NPO・ボランティア関係団体等との連携を進めるとともに、災害時には多様な分野の

NPO 等とも協力体制を確保できるような連携体制の整備に努めるものとする。

## 2 市における措置

市は、自主防災組織が防災に関する NPO・ボランティア関係団体等、消防団、女性防火クラブ、企業、学校、ボランティア関係団体など防災関係団体同士と顔の見える密接な関係（ネットワーク）を構築することを推進するため、ネットワーク化を図る防災訓練に取り組むなど必要な事業の実施、支援及び指導に努めるものとする。

## 3 県における措置

- (1) 県は、自主防災組織の育成を推進するため、避難・救護用資機材の整備等、市が行う自主防災組織育成事業に対し、財政的援助を行うとともに、組織の運営等について指導するものとする。
- (2) 県は、市等が実施する自主防災組織、NPO・ボランティア関係団体等、消防団、女性防火クラブ、企業、学校、ボランティア関係団体など防災関係団体同士の顔の見える密接な関係構築（ネットワーク化）への取り組みに対し、必要な支援を行うものとする。

## 4 自主防災組織における措置

自主防災組織は、地域の実情に応じた防災計画に基づき、平常時、災害発生時において効果的に防災活動を行うよう努めるものとする。

### (1) 平常時の活動

- ア 情報の収集伝達体制の確立
- イ 防災知識の普及及び防災訓練の実施
- ウ 火気使用設備器具等の点検
- エ 防災用資機材等の備蓄及び管理
- オ 地域内の要配慮者の把握

### (2) 災害発生時の活動

- ア 初期消火の実施
- イ 地域内の被害状況等の情報の収集
- ウ 救出・救護の実施及び協力
- エ 住民に対する避難命令の伝達
- オ 集団避難の実施
- カ 炊出しや救助物資の配分に対する協力

なお、自主防災組織が結成されていない地域については、自治会組織等が上記に準じた活動を行うよう努めるものとする。

## 5 防災リーダーの養成とネットワーク化の推進

### (1) 防災リーダーの養成

市及び県は、地域防災の中心として情報の収集や伝達・発信を行える災害に対する知識や防災活動の技術を習得した地域の実践的リーダーの養成に努めるものとする。

## (2) 防災リーダーのネットワーク化の推進

防災リーダーが、各々の地域において自主防災活動を展開するのを支援するため、市及び県は、防災リーダーの継続的な資質向上に努めるとともに、防災リーダーのネットワーク化を推進する。

また、防災リーダーが地域や企業等の自主防災活動等において円滑な活動ができるよう、県は啓発用資機材などを整備し、市は防災リーダーを積極的に活用するものとする。

さらに、各地域において、防災リーダーの育成等、自助・共助の取組が適切かつ継続的に実施されるよう、水害・土砂災害・防災気象情報に関する専門家の活用を図るものとする。

## 6 ボランティアの受入体制の整備及び協力・連絡体制の推進

### (1) ボランティアの受入体制の整備

ア 市は、社会福祉協議会とあらかじめ平常時において定期的に次の(ア)から(ウ)等の災害発生時の対応や連絡体制について、コーディネーターやNPO・ボランティア関係団体等との意見交換に努める。

(ア) 市及び県は、ボランティアの受入れに必要な机、イス及び電話等の資機材を確保して、市は災害ボランティアセンター、県は広域ボランティア支援本部を設置する。

(イ) 市及び県は、協力するNPO・ボランティア関係団体（以下「協力団体」という。）に、災害時にコーディネーターを派遣することを要請する。

(ウ) 市の災害ボランティアセンターに派遣されたコーディネーターは、ボランティアの受入れを、県の広域ボランティア支援本部に派遣されたコーディネーターは、全体的な情報提供や後方支援などを行う。

イ 市は、社会福祉協議会と防災訓練等において、コーディネーター及びボランティア関係団体の協力を得て、災害ボランティアセンター本（支）部の立ち上げ訓練を行う。

### (2) 災害ボランティアコーディネーターの養成

市は、社会福祉協議会とNPO・ボランティア関係団体等と相互に連絡し、ボランティアとして被災地の支援をしたい者と支援を求める者との調整役となるコーディネーターの確保に努めるものとする。このため、市は、社会福祉協議会とコーディネーターの養成に努めるとともに、養成したコーディネーターに対し、コーディネートの知識・技術の向上を図るためのレベルアップ研修等を実施する。

なお、市は、養成したボランティアコーディネーターに県が実施するレベルアップ講座等を周知し、受講を促すものとする。

### (3) NPO・ボランティア関係団体等との連携

市及び県は、災害時におけるボランティアの円滑な受入れ及びボランティアの効果的な活動を担保するため、平常時からNPO・ボランティア関係団体等と連携して、受援体制の構築・強化を図る。

県は、災害時にNPO・ボランティア関係団体等が効果的・効率的に活動するために開催される情報共有会議が円滑に運営できるよう、平常時から、「ボランティアの受入体制の整備とネットワーク化の推進等に関する協定」を締結した団体を構成員とした「防災のための愛知県ボランティア連絡会」及び多様な民間支援団体・組織等と一層の相互協力・連絡体制を推進する。

また、市においても、地域での連絡会の設置・協定の締結などにより、NPO・ボランティア関係団体等との連携に努めるものとする。

#### (4) ボランティア活動の普及・啓発

市は、社会福祉協議会とボランティア活動に対する意識を高めるとともに、災害時にボランティア活動を行いやすい環境づくりを進めるために、必要な備品等の整備を図るとともに、普及・啓発活動を行う。また、若年層の活動がとりわけ期待されていることから、教育委員会や学校等と連携し、学生等が日常生活で災害について学ぶ機会を充実させるものとする。

### 7 災害時通訳ボランティア

#### (1) 災害時通訳ボランティアの確保

市は、災害時に、日本語が通じない外国人被災者へ言葉の面から支援を行う市国際交流協会登録の災害時通訳ボランティアの確保に努めるものとする。

#### (2) 災害時通訳ボランティアの養成

市は、市国際交流協会と防災訓練やボランティア講座等を開催することで災害時通訳ボランティアの養成に努めるものとする。

## 第3節 企業防災の促進

### 1 企業における措置

#### (1) 事業継続計画の策定・運用

企業は、災害時の企業の果たす役割を十分に認識し、自らの自然災害リスクを把握するとともに、リスクに応じた、リスクコントロールとリスクファイナンスの組み合わせによるリスクマネジメントの実施に努めるものとする。具体的には、各企業において、災害時に重要業務を継続するための事業継続計画（BCP）を策定・運用するよう努めるとともに、損害保険等への加入や融資枠の確保等による資金の確保、防災体制の整備、防災訓練の実施、事業所の耐震化・耐浪化、予想被害からの復旧計画策定、各計画の点検・見直し、燃料・電力等重要なライフラインの供給不足への対応、取引先とのサプライチェーンの確保等の事業継続上の取組みを継続的に実施するなど事業継続マネジメント（BCM）の取組を通じて、防災活動の推進に努める。

特に、食料、飲料水、生活必需品を提供する事業者や医療機関など災害応急対策等に係る業務に従事する企業等は、国及び地方公共団体が実施する企業等との協定の締結や防災訓練の実施等の防災施策の実施に協力するよう努める。

#### (2) 生命の安全確保

顧客及び自社、関連会社、派遣会社、協力会社などの役員・従業員の身体・生命の安全を確保するものとする。また、事業者は、豪雨や暴風などで屋外移動が危険な状況であるときに従業員等が屋外を移動することのないよう、テレワークの実施、時差出勤、計画的休業など不要不急の外出を控えさせるための適切な措置を講ずるよう努めるものとする。

#### (3) 二次災害の防止

落下防止、火災の防止、薬液漏洩防止、危険区域の立入禁止など、自社拠点における二次災害防止のための安全対策の実施が必要である。

#### (4) 地域との共生と貢献

緊急時における企業・組織の対応として、自社の事業継続の観点からも、地域との連携が必要であ

ることから、地元地域社会を大切にすることを意識を持ち、地域との共生に配慮するよう努める。

企業の社会貢献の例としては、義援金・物資の提供、帰宅困難者等への敷地や建物の一部開放、被災地域の災害救援業務を支援するために必要とされる技術者の派遣等がある。また、被災時に救護場所や避難場所となる可能性が高い施設を企業が有する場合、当該施設の自家発電・自家水源・代替燃料などを平常時から確保することが望ましい。

- (5) 洪水、雨水出水及び高潮浸水想定区域内の地下街等、要配慮者利用施設及び大規模工場等の所有者又は管理者における措置

第2章 水害予防対策 第4節 浸水想定区域における対策 5, 6, 7 参照

## 2 市、県及び商工団体等における措置

市、県及び商工団体等は、企業のトップから一般職員に至る職員の防災意識の高揚を図るとともに、事業継続計画（BCP）等の策定を促進するための情報提供や相談体制の整備などの支援等により企業の防災力向上の推進を図るものとする。

また、企業を地域コミュニティの一員としてとらえ、地域の防災訓練への積極的参加の呼びかけ、防災に関するアドバイスを行うものとする。

- (1) 事業継続計画（BCP）等の策定促進

### ア 普及啓発活動

市、県及び商工団体等は、企業防災の重要性や事業継続計画（BCP）の必要性について積極的に啓発していくものとする。また、中小企業等による事業継続力強化計画に基づく取組等の防災・減災対策の普及を促進するため、連携して、事業継続力強化支援計画の策定に努めるものとする。

### イ 情報の提供

企業が事業継続計画（BCP）等を策定するためには想定リスクを考える必要があり、そのため、市及び県はそれぞれが策定している被害想定やハザードマップ等を積極的に公表するものとする。

- (2) 相談体制等の整備

市、県及び商工団体等は、企業が被災した場合に速やかに相談等に対応できるよう、相談窓口・相談体制等について検討するとともに、被災企業等の事業再開に関する各種支援について予め整理しておくものとする。また、市及び県は、あらかじめ商工団体等と連携体制を構築するなど、災害発生時に中小企業等の被害状況を迅速かつ適切に把握できる体制の整備に努めるものとする。

## 第2章 水害予防対策

### ■ 基本方針

- 洪水、高潮等による災害を防止するため、河川維持修繕、河川改良等の改修事業を実施し、維持管理の強化と併せ、水系一貫した河川改修を推進する。
- 海水による侵食又は高潮及び波浪等による被害から海岸を防護するため、高潮対策事業、侵食対策事業等の海岸保全事業を実施し、県土の保全を図る。
- 水災による被害の軽減を図るため、浸水想定区域の指定等、水防法等に基づく減災対策を推進する。
- 住民が自らの地域の水害リスクに向き合い、被害を軽減する取組を行う契機となるよう、分かりやすい水害リスクに関する情報の提供に努める。
- 農地及び農業用施設の災害の発生を未然に防止し、農業生産の維持及び農業経営の安定を図り、あわせて県土の保全を図る。

### 第1節 河川防災対策

[資料編：IV-1]

#### 1 市、中部地方整備局及び県における措置

##### (1) 河川維持修繕

平常時から河川を巡視して河川施設の状況を把握し、必要に応じ対策を実施するとともに、洪水に際して被害を最小限度に止めるよう堤防の維持・補修、護岸、水制、根固工の修繕、堆積土砂の除去等を進める。

##### (2) 河川改修

一級河川の本川については、狭窄部の拡幅、堆積土砂の掘削、しゅんせつ、護岸、水制等を施工し、河積の拡大、河道の安定を図り、上流ダム群等により洪水調節を行う。一級河川の支川や二級河川についても同様に河道の整備を図り、河口部の堤防、水門等について改築を実施するほか、地盤沈下による治水機能の低下に対応して、排水機場設置などにより低地河川としての整備も併せて実施する。

##### (3) 河川情報等の提供

中部地方整備局及び県は、水防活動を行う上で必要な雨量、河川水位、潮位観測局のデータや河川監視カメラの画像を市水防関係機関へ提供するとともに、住民の自主避難や迅速かつ的確な避難態勢の確保を図るため、インターネットによる公開を行う。

また、県は、雨量、河川水位、潮位等について、メールによる情報配信を行う。市は住民の自主避難を促し、迅速かつ的確な避難を図るため、河川監視カメラ画像のインターネット配信を行う。

##### (4) 流域治水プロジェクト

気候変動の影響による災害の激甚化・頻発化に対応するため、国・県・市、地元企業、住民等あらゆる関係者が協働してハード・ソフトの両面から「流域治水」を推進する。

##### (5) 豊川における対策

沿川3市（豊橋市、豊川市、新城市）、愛知県、陸上自衛隊豊川駐屯地、名古屋地方气象台、国土交通省中部地方整備局（豊橋河川事務所）で構成し、水防法に基づく、法定協議会である「豊川水防災サミット」において策定した、「『水防災意識社会 再構築ビジョン』に基づく豊川の減災に係る

取組方針（平成 28 年 9 月 豊川水防災サミット）」に基づき、関係機関が連携して豊川の減災対策に取り組むものとする。

(6) 予想される水災の危険の周知等

市長は、区域内に存する河川のうち洪水時の避難を確保することが特に必要と認められる河川について、過去の浸水状況等を把握することに努め、予想される水災の危険を住民等に周知させなければならない。

(7) 県民の自発的な行動の促進

県は、水害に直面した際に、県民が適切な行動を選択できるよう、県民目線の情報提供と県民の自発的な行動を育む地域協働型の取組を「みずから守るプログラム」として推進する。

(8) 水災害連携の連絡会・協議会

ア 洪水予報連絡会

県内の流域面積が大きい河川で洪水により相当な損害を生ずるおそれがあるものとして国又は県が指定した洪水予報河川について、国管理河川については中部地方整備局、気象台、関係市町村等と連携した洪水予報連絡会を開催し、水位等の観測通報に協力し、水害の軽減に努めるものとする。

また、県管理河川についても、それに準じた担当者会議を開催する。

イ 大規模氾濫減災協議会（水防災協議会）

県は県管理河川を対象に、中部地方整備局は国管理河川を対象に、各圏域、流域の関係市町村、気象台等とともに氾濫特性、治水事業の現状等を踏まえて、円滑な避難水防活動、減災対策等のため連携して一体的に取り組むこととする。

ウ 流域治水協議会

近年の激甚な水害や、気候変動による水害の激甚化・頻発化に備え、一級河川及び二級河川水系流域において、あらゆる関係者が協働して流域全体で水害を軽減させる治水対策（「流域治水」）を計画的に推進するため流域治水協議会において必要な協議・情報共有を行う。

## 2 水防管理者における措置

水防管理者は、洪水浸水想定区域（近接する区域を含む）かつ輪中堤防等の区域であって、浸水の拡大を抑制する効用があると認めたときには、河川管理者から必要な情報提供、助言等を受けつつ、浸水被害軽減地区として指定することができる。また、委任を受けた民間事業者が水防活動を円滑に実施できるよう、あらかじめ災害協定等の締結に努めるものとする。

## 第 2 節 雨水出水対策

### 1 市における措置

〔資料編：IV-3〕

本市の下水道実施区域は、主として市街地であり、区域外において広い集水区域を受け持つ幹線排水路が走り、その末端は河川、ため池あるいは海に注いでいる。これらの水路を地域的に大別して考えると、山間丘陵地帯に属する東北部水路は割合安定していると思われるが、低湿地帯に属する海岸沿い、河川流域は工場敷地、宅地造成等により、雨水流出量の増大、水路形態の変化により大雨時には氾濫、破堤を起こす。南部方面は、広大な陸軍用地の耕地化により国営開拓事業、土地改良事業等によりか



ん木林は伐採され、表土は赤肌を露出、いったん豪雨に見舞われれば土砂は既設水路に流下し、水路を埋没させ田畑に堆積する。また、内陸工業地帯の排水は、既設水路に流入されるが、在来水路は未改修箇所も多く、堤防の越流決壊を起し、時には家屋に浸水する。

これら不良排水地域については、その実態を調査把握し、公共下水道の改修、道路の側溝等の排水施設を完備するよう考慮する。

大雨浸水対策事業は、浸水多発地区のうち被害が目立つ地区を中心に工事を計画促進することとし、雨期に突入した場合は、各地区の実情を把握するため特別巡視を実施し、不良箇所の小修理等を実施する。

公共下水道事業としては、雨水ポンプ場施設の新設、改修にあたっては、氾濫浸水時の機能確保のために必要な排水対策を行う。

なお、雨水の排除等に重要な役割を有する排水ポンプ及び水門の保安管理に万全を期するとともに、排水ポンプ場の運転管理者は、排水ポンプの運転及び停止に関し、河川水位を基準として操作規則を定める。

## 2 関連調整事項

- (1) 過去の浸水状況等を参考の上、慢性的排水不良地域の実態を十分調査把握しておく。
- (2) 側溝、下水道、中小河川等は一体となり排水するので、計画、事業に当たり相互の調整を図るよう考慮する。
- (3) 下水道管理者は、浸水被害対策区域において、民間の雨水貯留施設等の整備と連携して浸水被害の軽減を推進する。
- (4) 地盤沈下地帯では排水不良化の傾向が顕著であるので、地盤沈下対策との調整を図るとともに、排水機等を完備するよう考慮する。
- (5) 排水機場の運転管理者は、排水機の運転及び停止に関し、河川水位を基準として操作規則を定める。

## 第3節 海岸防災対策

### 1 市及び県における措置

#### (1) 高潮、波浪対策事業

高潮及び波浪等による被害を防止するため、海岸堤防、防潮水門等の新設、又は既存施設の補強改修等を実施する。また、近年臨海地域の開発が進み台風時又は冬期風浪の越波により塩害が甚しくなっているため、消波工の設置による越波防止を行い背後地の保全を図る。

#### (2) 侵食対策事業

侵食による被害が発生するおそれのある海岸に侵食防止対策を行い、背後地の保全を図る。特に、遠州灘沿岸の侵食防止を重点的に推進する。

#### (3) 走錨等に起因する事故対策

国及び港湾管理者は、走錨等に起因する事故の可能性がある海上施設周辺海域において、船舶の避難水を確認するため、必要に応じて、対策を行う。また、走錨等に起因する事故の可能性がある海上施設周辺海域に面する臨港道路において、船舶の走錨等による臨港道路の損壊を未然に防止するため、必要に応じて、対策を行う。

## 2 関連調整事項

- (1) 海岸保全事業は背後地、水面等の関連により建設海岸（国土交通省水管理国土保全局所管）、港湾海岸（国土交通省港湾局所管）、漁港海岸（農林水産省水産庁所管）及び農地海岸（農林水産省農村振興局所管）に分かれて実施しているので緊密な連絡調整を図るよう考慮する。
- (2) 海岸堤防の前面に土地造成を行う時には、海岸堤防の機能を阻害しないよう計画する。
- (3) 観光レクリエーションの将来需要の動向を配慮した海浜利用と調和のとれた海岸保全事業を実施するよう考慮する。
- (4) 港湾関係者は、過去に被災した箇所など港湾内の脆弱箇所を把握し、港湾関係者に情報共有することにより連携を強化する。

## 第4節 浸水想定区域における対策

### 1 洪水浸水想定区域の指定（中部地方整備局、県における措置）

#### (1) 区域の指定

中部地方整備局及び県は、水防法に基づき、洪水予報を実施する河川、洪水特別警戒水位に到達した旨の情報を提供する河川として指定した河川及び洪水による災害の発生を警戒すべき河川について、想定し得る最大規模の降雨により河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域を洪水浸水想定区域として指定し、指定の区域及び浸水した場合に想定される水深、浸水継続時間等を公表する。

#### (2) 市への情報提供

中部地方整備局及び県は、洪水浸水想定区域を指定したときには、市に洪水浸水想定等の情報を提供することにより、市の洪水ハザードマップ（防災マップ）作成を支援する。

#### ○ 洪水予報を行う河川

国土交通大臣指定	豊川、豊川放水路
----------	----------

#### ○ 水位情報を周知する河川

愛知県知事指定	柳生川、梅田川、佐奈川、音羽川（4河川）
---------	----------------------

### 2 雨水出水浸水想定区域の指定（市及び県における措置）

#### (1) 区域の指定

市及び県は、水防法に基づき、雨水出水による災害の発生を警戒すべき公共下水道等の排水施設について、想定し得る最大規模の降雨により排水施設に雨水を排除できなくなった場合又は排水施設から河川等に雨水を排水できなくなった場合に浸水が想定される区域を雨水出水浸水想定区域として指定し、指定の区域及び浸水した場合に想定される水深、浸水継続時間等を公表する。

#### (2) 市への情報提供

県は、雨水出水浸水想定区域を指定したときには、市に雨水出水浸水想定等の情報を提供することにより、市の雨水出水ハザードマップ（防災マップ）作成を支援する。

### 3 高潮浸水想定区域の指定（県における措置）

#### (1) 区域の指定

県は、水防法に基づき、高潮特別警戒水位に到達した旨の情報を提供する海岸として指定した海岸

について、想定し得る最大規模の高潮による氾濫が発生した場合に浸水が想定される区域を高潮浸水想定区域として指定し、指定の区域及び浸水した場合に想定される水深、浸水継続時間を公表するとともに、関係市の長に通知する。

(2) 市への情報提供

県は、高潮浸水想定区域を指定したときには、市に高潮浸水想定等の情報を提供することにより、市の高潮ハザードマップ（防災マップ）作成を支援する。

○水位情報を周知する海岸

愛知県知事指定	三河湾・伊勢湾沿岸（田原市伊良湖町地先から弥富市鍋田町地先まで）
---------	----------------------------------

#### 4 浸水想定区域のある市における措置

(1) 市地域防災計画に定める事項

市防災会議は、洪水浸水想定区域、雨水出水浸水想定区域又は高潮浸水想定区域（以下「浸水想定区域」という。）の指定のあったときは、市地域防災計画において、少なくとも当該浸水想定区域ごとに、次に掲げる事項について定め、避難体制の充実強化を図る。

ア 洪水予報等の伝達方法

イ 避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項

ウ 災害対策基本法第48条第1項の防災訓練として市長が行う洪水、雨水出水又は高潮に係る避難訓練の実施に関する事項

エ 浸水想定区域内に次に掲げる施設がある場合にあっては、これらの施設の名称及び所在地（ただし、(ウ)の施設については所有者または管理者から申出があった場合に限り。）

(ア) 地下街等（※）でその利用者の洪水時、雨水出水時又は高潮時（以下「洪水時等」という。）の円滑かつ迅速な避難の確保及び洪水時等の浸水の防止を図る必要があると認められるもの

※ 地下街その他地下に設けられた不特定かつ多数の者が利用する施設（地下に建設が予定されている施設又は地下に建設中の施設であって、不特定かつ多数の者が利用すると見込まれるものを含む。）

(イ) 要配慮者利用施設（社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として防災上の配慮を要する者が利用する施設）でその利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図る必要があると認められるもの

(ウ) 大規模な工場その他の施設であって国土交通省令で定める基準を参酌して市の条例で定める用途及び規模に該当するものでその洪水時等の浸水の防止を図る必要があると認められるもの

オ エを定めるときは、施設の区分に応じ、洪水予報等の伝達方法

(2) ハザードマップ（防災マップ）の配布

浸水想定区域をその区域に含む市の長は、市地域防災計画において定められた洪水予報等の伝達方法、避難場所その他洪水時、雨水出水時又は高潮時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るため必要な事項、並びに浸水想定区域内の地下街等、要配慮者利用施設、大規模工場等の名称及び所在地について住民、滞在者その他の者に周知させるため、これらの事項を記載した印刷物（ハザードマップ（防災マップ））の配布その他の必要な措置を講じるものとする。その際、河川近傍や浸水深の大きい区域については「早期の立退き避難が必要な区域」として明示するとともに、避難時に活用する道路にお

いて冠水が想定されていないか住民等に確認を促すよう努めるものとする。

また、ハザードマップ等の配布又は回覧に際しては、居住する地域の災害リスクや住宅の条件等を考慮した上でとるべき行動や適切な避難先を判断できるよう、周知に努めるとともに、安全な場所にいる人まで避難場所に行く必要がないこと、避難先として安全な親戚・知人宅等も選択肢としてあること、警戒レベル 4 で「危険な場所から全員避難」すべきこと等の避難に関する情報の意味の理解の促進に努めるものとする。

### (3) 市長の指示等

市長は、市地域防災計画にその名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設が作成する避難確保に関する計画について、当該要配慮者利用施設の所有者又は管理者が計画を作成していない場合において、当該要配慮者利用施設の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図るため、必要があると認めるときは、当該要配慮者利用施設の所有者又は管理者に対して必要な指示をすることができ、また、当該要配慮者利用施設の所有者又は管理者が、正当な理由がなくその指示に従わなかったときは、その旨を公表することができる。

### (4) 市長の助言・勧告

市長は、市地域防災計画にその名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設に係る避難確保計画の作成又は避難訓練の実施に関し必要な助言又は勧告をすることができる。

## 5 地下街等の所有者又は管理者における措置

浸水想定区域内に位置し、市地域防災計画にその名称及び所在地を定められた地下街等の所有者又は管理者は、次の措置をとらなければならない。

### (1) 計画の策定

単独で又は共同して、当該地下街等の利用者の洪水時、雨水出水時又は高潮時の円滑かつ迅速な避難の確保及び洪水時、雨水出水時又は高潮時の浸水の防止を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画の作成、公表。

なお、避難確保・浸水防止計画を作成しようとする場合においては、接続ビル等（地下街等と連続する施設であって、当該地下街等の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保に著しい支障を及ぼすおそれのある施設）の管理者等の意見を聴くよう努めるものとする。

### (2) 訓練の実施

地下街等の利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保及び洪水時、雨水出水時又は高潮時の浸水の防止のための訓練の実施。

### (3) 自衛水防組織の設置

地下街等の利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保及び洪水時、雨水出水時又は高潮時の浸水の防止を行う自衛水防組織の設置及び市への設置の報告。

## 6 要配慮者利用施設の所有者又は管理者における措置

浸水想定区域や土砂災害警戒区域内に位置し、市地域防災計画にその名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、次の(1)、(2)をしなければならない、また(3)のとおり努めなければならない。

(1) 計画の作成

要配慮者利用施設の利用者の洪水時、雨水出水時又は高潮時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な訓練その他の措置に関する具体的計画の作成及び市長への報告

(2) 訓練の実施

要配慮者利用施設の利用者の洪水時、雨水出水時又は高潮時の円滑かつ迅速な避難の確保のための訓練の実施及び市長への報告

(3) 自衛水防組織の設置

要配慮者利用施設の利用者の洪水時、雨水出水時又は高潮時の円滑かつ迅速な避難の確保を行う自衛水防組織の設置及び市への報告

## 7 大規模工場等の所有者又は管理者における措置

浸水想定区域内に位置し、市地域防災計画にその名称及び所在地を定められた大規模工場等の所有者又は管理者は、次の措置をとるよう努めなければならない。

(1) 計画の策定

大規模工場等の洪水時、雨水出水時又は高潮時の浸水の防止を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画の作成

(2) 訓練の実施

大規模工場等の洪水時、雨水出水時又は高潮時の浸水の防止のための訓練の実施

(3) 自衛水防組織の設置

大規模工場等の洪水時、雨水出水時又は高潮時の浸水の防止を行う自衛水防組織の設置及び市への報告

## 第5節 地下空間の浸水対策

### 1 地下空間の所有者・管理者・占有者、市及び県における措置

(1) 地下空間の実態調査の実施

地下空間の災害が発生した場合における人的、物的被害を最小限に食い止めるため、諸対策樹立の基礎資料とするため、各機関の立場から実態調査を実施し、相互に情報交換を実施する。

(2) 地下空間での豪雨及び洪水に対する危険性の事前の周知、啓発

市、地下空間の所有者等は、豪雨及び洪水時における地下空間への水の急激な流入、水圧によるドアの開閉障害等の危険性について、周知、啓発を図る。

(3) 各組織の連携方策の整備

地下街、個別ビルが一体となった地下空間にあつては、各組織の連携方策の整備に努める。

### 2 市及び県における措置

(1) 浸水防止施設設置の促進

市及び県は、地下空間の浸水防止施設の設置を推進するため、施設等の具体的事例等、必要な情報を地下空間の浸水防止施設を設置する民間事業者等に提供する。

(2) 浸水対策事業の集中的実施

市及び県は、地下空間利用が高度に発展し、災害が発生するおそれのある地区においては、雨水対策下水道事業及び河川事業と連携して重点的な対策に努める。

## 第6節 農地防災対策

### 1 市、東海農政局、県及び土地改良区における措置

[資料編：V-4-(6)]

(1) たん水防除事業

流域の開発等立地条件の変化によりたん水被害のおそれのある地域において、これを防止するため排水ポンプ、水門、排水路、排水管理施設等の新設又は改修を行う。

(2) 老朽ため池等整備事業

農業用のため池の決壊による災害を未然に防止するため、堤体補強及び洪水吐その他附帯施設の改修を行う。

(3) 用排水施設整備事業

農業用施設の脆弱化等による災害を未然に防止するため、水路等の改修を行う。

(4) 防災ダム事業

洪水による農地及び農業用施設等の被害を防止するため、洪水調節機能の賦与・増進のための農業用ため池の改修を行う。

(5) 防災営農体制の確立

市等は災害に備えて、経営方式及び農業生産基盤等に検討を加え、次により整備する。

ア 農業

(7) 農地に対する災害を未然に防止するため公共性を有する用排水施設、農道等の改良整備を行う。

(イ) 樹園地の破風対策

樹園地には計画的に防風林又は破風垣を設置するよう指導する。

(ウ) 作物体系の改良

農作物の種類、品種の作付、体系及び栽培技術の合理化について指導する。

(エ) 種苗の確保

災害応急種苗の確保、委託種苗ほの設置

(オ) 病虫害防除用農薬等の確保

災害に備えてあらかじめ農薬及び防除機具を確保して、平常時から使用方法等について指導する。

イ 畜産

常に畜舎等の環境整備を図り、災害時には、家畜の伝染病又は異常疾患発生のおそれがあるので、予防注射及び畜舎の消毒を徹底する。

ウ 林業

林野については、県及び消防機関、林野所有（管理）者間における連絡体制をとり、火災の予防、火災の発生時における措置等に関する対策を講ずるとともに、治山、治水などに重点をおいて森林整備を図るよう指導する。

エ 漁業

漁船の避難けい留においては、警報を徹底し、小型漁船を安全な場所に避難し、けい留するよう

指導する。

## 2 関連調整事項

[資料編：IV-2-(3)]

(1) ため池等の被災は農地・農業用施設のみならず公共施設・住宅等に多大な影響を及ぼすことから、堤体、洪水吐等の現状を十分把握するとともに脆弱性が確認された場合は、改修工事等必要な対策を実施する。

また、防災重点農業用ため池（決壊した場合の浸水区域に家屋や公共施設等が存在し、人的被害を与えるおそれのあるため池）について、耐震化等を推進するとともにハザードマップ等の作成などを行い、適切な情報提供を図るものとする。

(2) 農地防災・河川改修事業相互間の連絡調整をするよう考慮する。

## 第7節 地盤沈下の防止

### 1 地盤沈下

東三河臨海工業地帯の造成等、今後、工業地帯の発達に伴い工業用水の使用量の増大が予想されるが、地下水の採取による地盤沈下を防ぐため、地下水の採取の実態把握その他必要な規制、工業用水道の建設充実等の施策を講ずるとともに、地下水脈全体の保護についても考慮するものとする。

### 2 中部経済産業局、中部地方整備局、国土地理院中部地方測量部及び県における措置

水害等による潜在的な危険度を高めないよう地盤沈下防止対策を実施する。

(1) 調査・観測の継続実施

地盤沈下の動向を把握するため、県内の沖積平野及びその関連地域において一級水準測量を継続実施するとともに、県内に設置されている地盤沈下観測所等において地盤沈下と密接な関係のある地下水位の変化及び地層の収縮状況の観測を行う。これらの調査・観測結果は、定期的に住民及び防災関係機関に提供する。

(2) 地下水の揚水規制と代替水の確保・供給

工業用水法に基づく指定地域内及び県民の生活環境の保全等に関する条例に基づく規制区域内の井戸及び揚水設備について地下水揚水の規制指導を行うとともに、工業用を始めとする各用途に必要な代替水の確保及び供給に係る事業の促進を図る。

(3) 防災対策

揚水規制区域においては、河口ポンプ場の増強、河床掘削による高水位低下、河積の拡大を積極的に図り、緊急を要する箇所は暫定的に堤防のかさ上げ、漏水防止などの防災対策を推進する。

### 3 関連調整事項

(1) 地盤沈下についての実態調査を積極的に推進するよう考慮する。

(2) 地盤沈下の原因である地下水の過剰汲み上げについては、地下水削減計画を推進するとともに、地下水の採取の規制、代替水源の確保、代替水の供給、水使用の合理化等の対策を講ずるよう考慮する。

(3) 現に地盤沈下の起こっている地域においては、暫定的に堤防のかさ上げ等の防災対策をすすめるよう考慮する。

## 第3章 土砂災害等予防対策

### ■ 基本方針

- 土砂災害警戒区域等の指定を行うとともに、山地災害危険地区を的確に把握し、情報提供を行う。
- 土砂災害リスク情報を踏まえ、土地利用の適正誘導を図るとともに、警戒避難体制を整備する。
- 森林の維持造成を通じて、山地に起因する災害から市民の生命、財産を保全し、また、水源の涵養<sup>かんよう</sup>等を図るため、復旧治山事業等の治山対策を推進する。
- 治山対策の推進を図る上で、避難行動要支援者の人命保護が重要である。
- 集中豪雨等に伴う土石流・土砂流出、急傾斜地の崩壊、地すべり等による災害から人命・財産を守るため、砂防事業、急傾斜地崩壊対策事業及び地すべり対策事業を推進する。

### 第1節 土地利用の適正誘導

#### 市及び県における措置

土砂災害等の予防対策としては、基本的には、土地基本法の基本理念を踏まえ、国土利用計画法に基づく国土利用計画、土地利用基本計画、さらに都市計画法を始めとする各種個別法令等により、適正かつ安全な土地利用への誘導規制を図る。

### 第2節 土砂災害の防止

[資料編:IV-6,7]

#### 1 県における措置

##### (1) 土砂災害警戒区域等の指定

###### ア 土砂災害警戒区域、土砂災害特別警戒区域

県は、土砂災害防止法に基づく基礎調査結果を踏まえ、土砂災害警戒区域、土砂災害特別警戒区域の指定を行う。また、指定した各地域においては、地形や土地利用の状況等を継続的に確認し、変化が認められた箇所について詳細な調査を行い、必要に応じて指定区域の見直しを行う。

###### イ 災害危険区域

県は、土砂災害により特に大きな被害が生ずる可能性がある箇所、住居の建築の禁止等を行う必要のある区域においては、建築基準法第39条の規定に基づく「災害危険区域（地すべり又は急傾斜地の崩壊による危険の著しい区域）」の指定を行う。

※現時点で愛知県知事が指定する区域はなし。

###### ウ 急傾斜地崩壊危険区域、地すべり防止区域

県は、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第3条の規定に基づく「急傾斜地崩壊危険区域」の指定、地すべり等防止法第3条の規定に基づく「地すべり防止区域」の指定を行う。

なお、指定については、市及び関係住民の理解と協力を得ながら緊急性の高い箇所から順次、行うものとする。（地すべりについては、現に地すべり現象が確認された箇所を指定する。）

##### (2) 山地災害危険地区の把握

県は、地形、地質、気象的要因や過去の災害履歴等に関する調査により、山地災害危険地区を把握する。



(3) 土砂災害警戒区域等に関する情報の提供

ア 県は、土砂災害防止法に基づく基礎調査結果及び山地災害危険地区に関する資料を市へ提供するとともに、その箇所等を公表し、標識等により住民へ周知する。

基礎調査結果の公表にあたっては、特別警戒区域に相当する区域がわかるように努める。

イ 土砂災害警戒区域、土砂災害特別警戒区域、急傾斜地崩壊危険区域、地すべり防止区域を指定するときは、公示するとともに、当該区域に関する資料を市へ提供する。

(4) 土砂災害等に係る指定等がされた区域内の主な対策

土砂災害等に係る指定等がされた区域内の主な対策は、次のとおり。

ア 土砂災害特別警戒区域

(7) 特定の開発行為の制限

(イ) 建築物の構造規制による安全確保

(ウ) 建築物に対する移転等の勧告

イ 災害危険区域

指定区域内において居室を有する建築物を建築する場合には、基礎及び主要構造部を鉄筋コンクリート造等の構造とし、かつ、外壁の開口部ががけに直面しないよう規制・指導する。

ウ 急傾斜地崩壊危険区域

(7) がけ崩れを助長したり誘発したりする行為の規制

(イ) 標識等による住民への周知

(ウ) 防災パトロール等によるがけ地の保全や管理についての住民指導

(エ) 必要に応じた防災措置の勧告や改善命令

(オ) 住民自身が施工することが困難又は不適當な箇所崩壊防止工事の実施

エ 地すべり防止区域

(7) 地すべりを助長したり誘発したりする行為の規制

(イ) 標識等による住民への周知

(ウ) 地すべり防止工事の実施

オ 山地災害危険地区

災害を未然に防止するため、必要な対策を講じる。

(5) 土砂災害監視システムによる情報提供

県は、降雨時の土砂災害の危険度を地域ごとに示した情報（メッシュ情報）を土砂災害監視システムにより市や住民に提供する。

(6) 避難指示の発令判断に係る助言等総合的な土砂災害対策の推進

的確な情報伝達により早期に避難が可能となるよう市が警戒避難体制を確立することが必要不可欠であるため、県は、避難指示の発令基準に土砂災害警戒情報（警戒レベル4相当情報〔土砂災害〕）の発令判断を位置づけることについて助言を行うなど市の発令判断を支援する。

このほか、情報の収集・伝達、防災意識の向上等総合的な土砂災害対策を実施する。

## 2 市における措置

### (1) 土砂災害警戒区域に関する警戒避難体制の整備

- ア 市防災会議は、土砂災害警戒区域等及び山地災害危険地区に関する資料を地域防災計画に掲載し、関係住民への周知が図られるよう考慮する。
- イ 土砂災害警戒区域の指定があったときは、当該警戒区域ごとに、次に掲げる事項について定め、警戒避難体制の充実・強化を図る。
- (7) 土砂災害に関する情報の収集及び伝達並びに予報又は警報の発令及び伝達に関する事項
  - (4) 避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項
  - (ウ) 土砂災害に係る避難訓練の実施に関する事項
  - (エ) 警戒区域内に、要配慮者利用施設（社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として防災上の配慮を要する者が利用する施設）であって、急傾斜地の崩壊等が発生するおそれがある場合における当該要配慮者利用施設を利用している者の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められるものがある場合にあっては、これらの当該要配慮者利用施設の名称及び所在地
  - (オ) 救助に関する事項
  - (カ) 前各号に掲げるもののほか、警戒区域における土砂災害を防止するために必要な警戒避難体制に関する事項
- ウ 市は、土砂災害警戒情報（警戒レベル 4 相当以上〔土砂災害〕）が発表された場合に直ちに避難指示を発令することを基本とした具体的な発令基準を設定する。

### (2) ハザードマップの作成及び周知

土砂災害警戒区域の指定があったときは、ハザードマップを作成する。作成に当たっては、土砂災害警戒区域等の範囲や避難場所、避難経路等を明示するとともに、土石流等のおそれのある区域から避難する際の方向を示すなど、実際の避難行動に資する内容となるよう努めるものとする。

また、基礎調査の結果、土砂災害警戒区域に相当することが判明した区域についても、土砂災害警戒区域の指定作業と並行して、上記と同様の措置を講じるよう努める。

なお、ハザードマップを住民等に周知するに当たっては、Web サイトに加え、掲示板の活用や各戸配付、回覧板など様々な手法を活用して周知することが望ましい。

## 第3節 土砂災害対策

### 1 中部地方整備局及び県における措置

#### (1) 砂防事業

集中豪雨等に伴う土石流対策として、砂防堰堤工や溪流の浸食による土砂流出を防ぎ河床の安定を図る溪流保全工等を施工する。また、砂防指定地内の行為に対する管理及び各種砂防事業を推進する。

#### (2) 急傾斜地崩壊対策事業

集中豪雨等に伴うがけ崩れ災害に対処するため、がけの高さ 5m 以上、勾配 30 度以上、人家 5 戸以上又は避難場所等に被害のおそれがある箇所、その土地の所有者等が崩壊防止工事を行うことが困難又は不相当と認められるものについて、「急傾斜地崩壊危険区域」に指定して、急傾斜地の崩壊を防止する法面对策、土留施設又は排水施設の整備を実施する。

### (3) 地すべり対策事業

土地の一部が地下水等に起因して地すべりを起こしその面積が5ヘクタール以上、市街化地域にあっては2ヘクタール以上の地区で、かつ多量の崩土が河川に流入し、下流に被害を及ぼすおそれがある箇所、又は鉄道、道路若しくは10戸以上の人家、又は公共施設等に被害のおそれがある箇所について、「地すべり防止区域」に指定し、地形・地下水等の自然条件を変化させる抑制工及び構造物の抵抗力を利用した抑止工の施設整備を実施する。

## 2 関連調整事項

- (1) 土石流、地すべり、がけ崩れ等の実態を十分調査し、それをもとに防止工事を実施するよう考慮する。
- (2) 砂防、治山、河川改修、農地防災等の各種事業で実施されている各々の防災事業については、相互間の調整を行い事業執行の効率化、適正化を図るように考慮する。

## 第4節 治山対策

### 1 市における措置

本市の東部（石巻～雲谷）及び南部（城下～東細谷）地区には、標高0～450mで比較的急な山腹傾斜地が多い。この地域においては、地形、地質、林況等から、台風、長雨及び集中豪雨や海岸においては高潮などにより、山崩れやがけ崩れ、土石流が発生するおそれのある箇所が多く存在する。また、内陸においても、高さ5m以上、傾斜30°以上のがけ地において、がけ崩れなどに注意を要する箇所がある。

これらの総合的土砂災害対策を推進するため、山腹崩壊危険地区、崩壊土砂流出危険地区を地域住民に周知徹底するとともに、自治会から情報を収集して、復旧・予防に取り組む。

### 2 中部森林管理局及び県における措置

山地災害の防止のため、天然現象等によって発生した山腹崩壊地や荒廃溪流において、山腹工・溪間工等の治山施設による復旧整備及び荒廃拡大の予防措置により山地災害の未然防止を図る。

また、森林の有する水源涵（かん）養機能や土砂流出等の防災機能を高度に発揮させるため、過密化や被災等により機能の低下した保安林の整備を実施する。

### 3 関連調整事項

- (1) 山腹崩壊、地すべり等による山地災害危険地区の実態を把握し、治山事業施行の基礎資料とするよう考慮する。
- (2) 治山事業と砂防事業の連絡調整を図り、事業が円滑、かつ効率的に実施されるよう考慮する。
- (3) 保安林の機能を高度に発揮させるため、本数調整伐を進めるとともに、伐採木の安全な処分を含め、森林整備等についても考慮する。
- (4) 小規模な荒廃地、荒廃危険地等の事業実施についても考慮する。

## 第5節 要配慮者利用施設に係る土砂災害対策

### 1 市及び県における措置

#### (1) 県土保全事業の推進

要配慮者利用施設を土砂災害から守るため、治山事業、砂防事業、急傾斜地崩壊対策事業、地すべり対策事業等の県土保全事業を積極的に推進する。

#### (2) 施設管理者等に対する情報の提供

土砂災害警戒区域等及び山地災害危険地区に所在する要配慮者利用施設の管理者、防災責任者に対し、市と協力してその旨を周知する。

また、施設の名称、場所等を県及び市の地域防災計画に登載することにより施設における土砂災害対策の一層の促進を図る。

#### (3) 施設管理者等に対する防災知識の普及

施設の管理者、防災責任者に対し、説明会等の実施により土砂災害に関する知識の向上と防災意識の向上を図る。

### 2 市における措置

#### (1) 連絡体制の確立

市は施設の管理者に対して、土砂災害警戒情報等の情報を提供するなど連絡体制の確立に努める。

#### (2) 施設管理者等に対する支援

市地域防災計画に名称及び所在地が定められた要配慮者利用施設における避難確保計画の作成及び避難確保計画に基づいた避難訓練の実施について、施設管理者等に対して県と連携して支援するよう努める。

#### (3) 市長の指示等

市長は、市地域防災計画にその名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設が作成する避難確保に関する計画について、当該要配慮者利用施設の所有者又は管理者が計画を作成していない場合において、急傾斜地の崩壊等が発生するおそれがある場合における当該要配慮者利用施設を利用している者の円滑かつ迅速な避難の確保を図るため必要があると認めるときは、当該要配慮者利用施設の所有者又は管理者に対して必要な指示をすることができ、また、当該要配慮者利用施設の所有者又は管理者が、正当な理由がなくその指示に従わなかったときは、その旨を公表することができる。

#### (4) 市長の助言・勧告

市長は、市地域防災計画にその名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設に係る避難確保計画の作成又は避難訓練の実施に関し必要な助言又は勧告をすることができる。

### 3 要配慮者利用施設の所有者又は管理者における措置

浸水想定区域や土砂災害警戒区域内に位置し、市地域防災計画にその名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、次の(1)、(2)をしなければならない。

#### (1) 計画の作成

急傾斜地の崩壊等が発生するおそれがある場合における、当該要配慮者利用施設を利用している者の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な訓練その他の措置に関する具体的計画の作成及び市

長への報告

(2) 訓練の実施

急傾斜地の崩壊等が発生するおそれがある場合における、当該要配慮者利用施設を利用している者の円滑かつ迅速な避難の確保のための訓練の実施及び市長への報告

<危険地区等の定義>

危険地区等の名称		定義
山地災害 危険地区	山腹崩壊 危険地区	地形（傾斜、土層深）、地質、林況等からみて、山腹崩壊により人家、公共施設に被害を与えるおそれがある地区
	崩壊土砂流出 危険地区	地形（傾斜、土層深、溪床勾配）、地質、林況等からみて山腹崩壊等により発生した土砂が土石流となって流出し、人家、公共施設に被害を与えるおそれがある地区
	地すべり 危険地区	地すべりが発生しているあるいは地すべりが発生するおそれがある区域のうち、公共施設等に被害を与えるおそれのある地区
山地災害危険地区の「準用地区」		山腹崩壊危険地区、崩壊土砂流出危険地区以外であっても、一定以上の危険度がある地区（要配慮者関連施設周辺地区のみに適用）

<土砂災害警戒区域等の定義>

土砂災害 警戒区域	土石流	土石流のおそれのある溪流で、扇頂部から下流で勾配が2度以上の区域
	急傾斜地の崩壊	傾斜度30度以上、高さ5m以上の急傾斜地で、斜面上部（傾斜の上端から10m以内）、斜面及び斜面下部（斜面の下端から斜面の高さの2倍以内）の区域
	地すべり	地すべりしている区域または地すべりするおそれのある区域で、地すべり区域下端から、地すべり地塊の長さに相当する距離（250mを超える場合、250m）の範囲内の区域
土砂災害 特別警戒 区域	土石流、急傾斜 地の崩壊	土砂災害警戒区域のうち、住宅などが損壊し、住民の生命または身体に著しい危害が生じるおそれのある区域

## 要配慮者利用施設

[資料編：IV-23]

### 【社会福祉施設】

#### 1 老人福祉関係施設

##### (1) 老人福祉施設（老人介護支援センターを除く）

老人福祉法第5条の3に規定する施設（ただし、老人介護支援センターを除く）

※介護保険法（平成12年法律第123号）第8条第25項に規定する施設も含む

##### (2) 有料老人ホーム

老人福祉法第29条に規定する施設

##### (3) その他老人福祉関係施設に類する施設

老人介護支援センター。その他、老人居宅生活支援事業を行う施設（同法第5条の2第3項から第7項までに規定する事業を行うものに限る。）、高齢者の住居の安定確保に関する法律第5条に規定する住宅（サービス付き高齢者向け住宅）等

#### 2 身体障害者社会参加支援施設

身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第5条第1項に規定する施設

#### 3 障害者支援施設

障害者総合支援法（平成17年法律第123号）第5条第11項に規定する施設

#### 4 地域活動支援センター

障害者総合支援法第5条第27項に規定する施設

#### 5 福祉ホーム

障害者総合支援法第5条第28項に規定する施設

#### 6 障害福祉サービスの用に供する施設

障害者総合支援法第5条第6項、第7項、第8項、第10項、第12項、第13項、第14項及び第17項に規定する施設（療養介護、生活介護、短期入所、施設入所支援、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援、共同生活援助を行う事業の用に供する施設）

#### 7 保護施設

##### (1) 救護施設、更正施設、授産施設

生活保護法第38条第1項第1号、第2号及び第4号に規定する施設

##### (2) 医療保護施設、宿所提供施設

生活保護法第38条第1項第3号及び第5号に規定する施設

#### 8 児童福祉関連施設

##### (1) 児童福祉施設（自立支援施設を除く）

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第7条に規定する施設（ただし、児童自立支援施設を除く）

##### (2) その他児童福祉関連施設に類する施設

児童自立支援施設。その他、児童自立生活援助事業の用に供する施設、放課後児童健全育成事業の用に供する施設、子育て短期支援事業の用に供する施設、一時預かり事業の用に供する施設等（児童福祉法第7条に該当する施設を除く）

9 障害児通所支援事業の用に供する施設

(1) 児童発達支援等を行う事業に供する施設

児童福祉法第6条の2の2第2項及び第4項に規定する施設（児童発達支援、放課後等デイサービスを行う事業の用に供する施設）

(2) その他障害児通所支援事業の用に供する施設に類する施設

児童福祉法第6条の2の2第2項及び第4項を除いた障害児通所支援事業の用に供する施設（医療型児童発達支援、保育所等訪問支援を行う事業の用に供する施設等）

10 母子・父子福祉施設

母子及び父子並びに寡婦福祉法第39条に規定する母子・父子福祉センター及び母子・父子休養ホーム

11 母子健康包括支援センター

母子保健法第22条に規定する施設

12 その他これらに類する施設（社会福祉施設）

【医療関係施設】

13 病院（医療法第1条の5第1項に規定する施設等）

14 診療所（医療法第1条の5第2項に規定する施設等）

15 助産所（医療法第2条第1項に規定する施設等）

16 その他医療関係施設に類する施設（その他の医療を提供する施設）

【学校施設】

17 特別支援学校、幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、高等専門学校、専修学校（高等課程を置く学校のみ）

学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に基づくもので、国公立等の設置主体を問わず、すべてを対象とする。

18 その他これらに類する施設（学校施設）

## 第6節 宅地造成の規制誘導

### 市及び県における措置

(1) 宅地造成工事規制区域

市及び県は、宅地造成に伴い、がけ崩れ又は土砂の流出を生ずるおそれが著しい市街地又は市街地になろうとする土地の区域（宅地造成工事規制区域）を指定し、宅地造成に関する工事等について、災害防止のため必要な規制を行う。

(2) 造成宅地防災区域

県は市と協力して、大規模盛土造成地の変動予測調査を行い、降雨に起因する滑動崩落により相当数の居住者等に危害を生ずるものの発生のおそれが大きい造成宅地の区域を造成宅地防災区域として指定し、災害防止のための必要な規制を行う。

(3) 宅地危険箇所の防災パトロール

市は、災害防止パトロールを始め、通常の防災パトロールを通じて違法な宅地造成や、危険な宅地について指導監督を強めて、宅地の安全確保に努める。

## 第7節 被災宅地危険度判定の体制整備

### 市及び県における措置

(1) 被災宅地危険度判定士の養成・登録

市は、愛知県建築物地震対策推進協議会に設置された震後対策部会被災宅地危険度判定分科会と協力して土木・建築技術者等を対象に判定士養成講習会を開催し、判定士の養成・登録に努めるものとする。

(2) 相互支援体制の整備

市及び県は、地域の相互支援体制を充実し、広域的な災害に対し円滑な活動を行うため、愛知県建築物地震対策推進協議会の活動の一つとしてその体制整備を図る。



## 第4章 事故・火災等予防対策

### ■ 基本方針

- 関係機関において、事故・火災等に対する連絡体制の整備、必要資機材の備蓄、訓練等の予防対策を実施することにより、発災時における被害拡大防止を図るものとする。

### 第1節 海上災害対策

#### 1 第四管区海上保安本部における措置

- (1) 船舶及び海事関係者等に対する指導監督  
船舶及び海事関係者等に対し船舶安全法、港則法、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律等法令の遵守について指導監督する。
- (2) 海上災害防止思想の普及  
海難防止、海上災害防止に係る講習会を開催し、また、訪船指導等を行うことにより、海上災害防止思想の普及に努める。
- (3) 船舶に対する警報等の周知  
気象・津波・高潮・波浪に関する警報等の通知を受けたとき及び航路標識の異常等船舶航行の安全に重大な影響を及ぼす事態を知ったときは、放送、通報、巡視船艇の巡回等により船舶に周知する。
- (4) 排出油等防除資材等の把握及び協力体制の確立  
関係機関の保有するオイルフェンス、油吸着材、油処理剤等の排出油等防除資材並びに化学消火薬剤並びに作業船艇の消防能力等を把握するとともに、緊急時における協力体制の確立を図る。
- (5) 訓練の実施  
大規模海難や危険物等の大量排出を想定し、関係各機関と連携したより実践的な訓練を実施し、防災体制の強化を図る。
- (6) 自衛隊への派遣要請手順等の取り決め  
自衛隊への派遣要請が迅速に行えるよう、あらかじめ要請の手順、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておく。

#### 2 県における措置

- (1) 排出油等防除資材等の備蓄  
オイルフェンス、油吸着材、油処理剤等の排出油等防除資材並びに化学消火薬剤及び作業船艇等の整備・備蓄に努める。  
なお、必要に応じて漂着油等の除去等に必要な資機材及び消防用資機材等の整備に努める。
- (2) 関係各機関との連携  
大規模海難や危険物等の大量排出を想定し、関係各機関と連携して防災体制の強化を図る。

### 3 県警察における措置

(1) 情報の収集・連絡体制の整備

第四管区海上保安本部等関係機関と連携し、情報の収集・連絡体制の整備を図る。

(2) 防災体制の強化

危険物の大量排出を想定し、地域住民等の避難誘導活動、危険物等の防除活動等を行う体制の整備を図るとともに、関係機関と連携して防災体制の強化を図る。

(3) 救出救助用資機材の整備

潜水用具セット、水中通話装置等救出救助用機材の整備に努める。

(4) 警察用船舶の広域運用に必要な措置

警察用船舶の広域運用に必要な措置を講じる。

(5) 防除資機材の緊急輸送時の連絡体制強化

防除資機材の緊急輸送時は、関係機関との連絡体制の強化及び関係機関相互の有機的な連携を図る。

### 4 市における措置

[資料編：V-2-(3), (4)]

(1) 排出油等防除資材等の整備・備蓄

オイルフェンス、油吸着材、油処理剤等の排出油等防除資材並びに化学消火薬剤及び作業船艇等の整備・備蓄に努める。

なお、必要に応じて漂着油等の除去等に必要な資機材及び消防用資機材等の整備に努める。

(2) 防災体制の強化

大規模海難や危険物等の大量排出を想定し、関係機関と連携して防災体制の強化を図る。

### 5 海上災害防止センターにおける措置

(1) 防除機材の整備等

防除資機材の備え付けを義務付けられた船舶所有者にかわり、油等回収船及びオイルフェンスなどの防除機材を整備し、船舶所有者の利用に供する。

(2) 訓練の実施

海上防災のための措置に関する訓練を行う。

(3) 調査研究及び資機材開発

海上防災のための措置技術についての調査研究と資機材の開発を行い、その成果の普及を図る。

## 第2節 鉄道災害対策

### 1 鉄道事業者における措置

(1) ポスターの掲示、チラシ類の配布

鉄道事業者は、全国交通安全運動等の機会を捉えて、ポスターの掲示、チラシ類の配布を行い、事故防止に努める。

(2) 保安設備の点検

鉄道事業者は、保安設備の点検等の運行管理体制の充実に努める。

(3) 乗務員等に対する教育訓練体制の整備充実

鉄道事業者は、乗務員及び保安要員に対する教育訓練体制の整備充実に努める。

(4) 鉄道施設の防災構造化

鉄道事業者は、鉄道施設の防災構造化や安全施設等の整備に係る防災対策を第5章「建築物等の安全化」第1節「交通関係施設対策」により実施する。

(5) 広報活動

鉄道事業者等は、踏切事故を防止するため、広報活動に努めるものとする。

## 2 市（消防機関）、県及び県警察における措置

市、県及び県警察は、大規模鉄道災害に対処できるように救急救助用資機材の整備に努める。

## 3 市（消防機関）、中部運輸局、県及び県警察における措置

(1) 情報通信手段の確保及び運用・管理

市、中部運輸局、県及び県警察は、大規模鉄道災害時の情報通信手段について、平常時よりその確保に努めるとともに、運用・管理及び整備等に努める。

(2) 防災体制の強化

市、中部運輸局、県及び県警察は、大規模鉄道災害を想定し、鉄道事業者と連携して防災体制の強化を図る。

## 第3節 道路災害対策

### 1 道路管理者（市、中部地方整備局、県、中日本高速道路株式会社）における措置

(1) 道路パトロールカー等による道路構造物の定期点検

道路管理者は、道路パトロールカー等により道路構造物の定期的な点検を行い、事故防止に努める。

(2) 道路の防災対策

道路管理者は、道路の防災対策について、第5章「建築物等の安全化」第1節「交通関係施設対策」により実施する。

### 2 市（消防機関）、道路管理者及び県警察における措置

(1) 実践的な訓練の実施

道路管理者等は、大規模道路災害を想定し、関係機関と連携したより実践的な訓練を実施するように努め、防災体制の強化を図る。

(2) 情報通信手段の確保及び運用・管理

道路管理者等は、大規模道路災害時の情報通信手段について、平常時よりその確保に努めるとともに、運用・管理及び整備等に努める。

### 3 市、県及び県警察における措置

(1) 救急救助用資機材の整備

市、県及び県警察は、大規模道路災害に対処できるように救急救助用資機材の整備に努める。

(2) 道路利用者等に対する情報伝達体制等の整備

市、県及び県警察は、危険箇所等の発見及び点検に努め、大規模道路災害に発展するおそれのある山（崖）くずれなどの事故等を認知した場合における関係機関との連絡体制及び道路利用者等への情報の伝達体制の整備を図る。

## 第4節 危険物及び毒物劇物等化学薬品類保安対策

### 1 市及び県における措置

(1) 立入検査の強化及び屋外タンク等の実態把握調査

市及び県は、危険物等施設に対する保安法令の定めるところにより立入検査の強化を図るとともに屋外タンク等の実態把握調査の実施を図る。

(2) 危険物施設管理者、保安監督者等に対する保安指導の強化

市及び県は、危険物施設管理者、保安監督者等に対する保安指導の強化を図るとともに、法令等の講習会等を実施する。

### 2 市における措置

[資料編：IV-12～15, 17]

危険物、火薬類、高圧ガス、都市ガス及び毒物劇物等化学薬品（以下この章において「危険物等」という。）の爆発、火災あるいはこれらに伴う多量の有毒ガスの発生は、地域住民の身体、生命及び財産に多大な危害を加えるおそれがあるので、これらの危険物等の製造、貯蔵、取扱い、運搬に対し、災害防止のための規制、指導、立入検査（以下「査察」という。）を強化し、危険物等の災害予防に努めるものとする。

(1) 危険物（消防法第2条で定める危険物をいう。）

ア 危険物施設の査察

消防法第10条第1項に定める危険物製造所、貯蔵所及び取扱所の位置、構造及び設備並びに管理の状況等について、豊橋市火災予防査察規程に基づき、定期及び特別査察を計画的に行う。

(ア) 定期査察は、年間の定期査察計画に基づき行う。

(イ) 特別査察は、消防長が必要と認め、消防署長又は予防課長に査察の実施を命じた場合に行う。

イ 危険物施設の関係者は、危険物による災害を未然に防止するため、危険物施設の位置、構造及び設備並びに管理の状況等について定期的に点検し、災害発生が予想される危険物の早期発見に努力する。

ウ 従業員の保安教育

危険物施設による災害の未然防止を図るため、危険物施設の従業員に対し、保安に必要な教育を行い、また、防災に関する諸活動が円滑に運営され応急対策が完全に遂行されるよう、随時パンフレット等の発行、講習会の開催及び民間協力団体の協力等により効果的に行う。

(ウ) 各種行事による普及

危険物施設の従業員に対し、危険物に対する知識の向上と防災に関する知識の普及を図るため、火災予防運動、危険物安全週間等各種諸行事において防災に関するビデオ、講演会、講習会、懇談会等を開催し、防災知識の普及に努める。

(イ) PR 冊子等による普及

危険物施設の従業員に対し、危険物事事故事例集、防火推進パンフレット、ポスター等を配布し、防火に関する知識の普及に努める。

(ウ) 民間協力団体による普及

危険物等保安連絡協議会、民間協力団体等を通じ、防災に関する知識の普及に努める。

エ 火災防ぎょ計画の策定

大火災となる要素を包蔵している地域又は施設に対して、災害発生に対処する火災防ぎょ計画を策定する。

(2) 火薬類、高圧ガス、都市ガス、毒物劇物等化学薬品

ア 予防査察

前記危険物施設の査察及び第 12 章「その他の災害の予防対策」第 1 節「火災予防対策」4「予防査察」に準じて行う。

イ 従業員に対する保安教育

上記に準じて行う。

### 3 危険物等施設の所有者・管理者・占有者における措置

(1) 事業所の自主点検体制の確立

ア 日常の点検事項及び点検方法等あらかじめ具体的に定めておくものとする。

イ 自衛消防組織の編成を推進し、自主的な災害予防体制の確立を図る。

ウ 隣接する危険物等事業所の相互応援に関する協定を促進し、効率ある自衛消防力の確立を図る。

(2) 必要資機材の備蓄

事業所は、化学消火薬剤及び必要資機材の備蓄に努める。

(3) 安全性の確保

危険物等の貯蔵・取扱いを行う事業者は、危険物等関係施設が所在する地域の浸水想定区域及び土砂災害警戒区域等の該当性並びに被害想定を確認を行うとともに、確認の結果、風水害により危険物等災害の拡大が想定される場合は、防災のため必要な措置の検討や、応急対策に係る計画の作成等の実施に努める。

### 4 危険物等施設の所有者・管理者・占有者、危険物等輸送機関、中部近畿産業保安監督部、市及び県における措置

防災関係機関及び関係企業は、それぞれ又は、共同して災害防止技術及び防災用設備・資機材の研究開発に努めるものとする。

### 5 関係調整事項

防災関係機関は、それぞれの保安法令の定めるところにより、立入検査を徹底的に実施するとともに可能な限り相互に協力してこれを行い検査結果の交換に努めるものとする。

## 第5節 林野火災対策

### 1 市、中部森林管理局及び県における措置

#### (1) 林野火災予防思想の普及、啓発

水源かん養や山地災害防止など森林の持つ多面的機能を踏まえ、市民の林野に対する愛護精神の高揚、火災予防思想の普及啓発に努める。特に、林野火災の危険性の高い地域には注意心を喚起する標識等により市民の注意を喚起する。また、林野火災の多発する時期には、横断幕、立看板、広報、ポスター等有効な手段を通じて市民に強く防火思想の普及、啓発を図る。

#### (2) 林野パトロール

林野火災の未然防止を図るため、市、中部森林管理局、県職員等関係者との連携に努める。特に林野火災の多発時期にはパトロール及び啓発活動の強化等を関係者に依頼する。

#### (3) 森林経営管理事業等による予防施設の整備

森林経営管理事業等の実施にあたっては、地域の実態に即した防火施設（防火線、防火樹帯、防火道、防火用水）の整備を加味した施業方法を取り入れ被害の防止を図る。

#### (4) 林道網の整備

合理的な森林管理を促進するだけでなく、林野火災の初期消火作業が十分発揮されるインフラや防火線としての役割も加味した林道網の整備を図る。

#### (5) 防火用水の整備

各種事業の工作物と自然水を防火用として活用できるよう整備を図る。

#### (6) 予防機材等の整備

林野火災の発生の危険性が高い地域に予防機材、初期消火機材等の配備を図る。

### 2 市及び県における措置

市及び県は、林野所有（管理）者に対し、防火線の設置、森林の整備、火災多発期における巡視等林野火災防止に努めるよう指導する。また、火入れに際しては、森林法に基づいて実施し、消防機関及び隣地所有者との連絡を十分にとり、安全を期するよう指導する。

### 3 関連調整事項

- (1) 各機関が実施している各種の巡視を調整統合して、県下一円にわたる総合的な巡視計画を立てられるよう考慮する。
- (2) 諸施設等の整備にあたっては、各機関相互が連絡調整し適切に配置できるよう考慮する。

## 第6節 地下街等の保安対策

[資料編：IV-20]

### 1 地下街等の所有者・管理者・占有者、市、ガス事業者、中部近畿産業保安監督部及び県警察における措置

万一、地下街等（地下街その他地下に設けられた不特定かつ多数の者が利用する施設）の災害が発生した場合における人的、物的被害を最小限に食い止め、諸対策樹立の基礎資料とするため、各機関の立場から実態調査を実施し、相互に情報交換を実施する。

## 2 地下街等の所有者・管理者・占有者における措置

### (1) 防火避難施設の点検整備

- ア 耐火構造、防火構造及び防火区画の点検整備
- イ 内装等建築材料の不燃化及び内装制限
- ウ 避難施設等（階段、通路、出入口、排煙設備、非常用の照明装置及び非常用の進入口）の点検整備

### (2) 防火管理体制の強化及び消防用設備等の点検整備

- ア 消防計画の整備充実
- イ 自衛消防組織の整備充実
- ウ 防火管理者、火元責任者等の防災に関する知識の向上
- エ 共同防火管理体制の確立（統括防火管理者の選任等）
- オ 消防用設備等、火気使用設備及び器具の点検整備
- カ 工事中における従事者への監督強化と防災のための計画の協議
- キ 非常用進入口の確保
- ク 照明設備等の落下、倒壊の防止措置の徹底
- ケ その他防災上必要な事項

### (3) 非常用通信設備の整備充実

施設内の非常通信設備及び消防機関への通報設備の整備充実

### (4) 利用者に対する責務

利用者に対し、平常時から非常出口、非常階段、避難設備の設置場所等の広報に努めるとともに、非常時に利用者が効果的に避難できる情報及びその伝達方法の確立に努め、従業員に対して消防計画の周知徹底を図り、所要の訓練を行って、特に利用者の避難誘導體制に万全を期する。

## 3 消防機関（市）における措置

### (1) 査察の強化

消防法に基づく査察を強化し、災害予防に万全を期する。

### (2) ガス事業者との連携強化

ガス事業者との連絡通報体制、出勤体制及び現場における連携体制等を申し合せ、平常時から実施する。

### (3) 消防施設の整備充実

地下街等の災害に対処するため消防用設備等の整備、充実に努めるものとする。

## 4 県警察における措置

### (1) 情報収集・連絡体制等の整備

消防機関等関係機関と連携し、情報の収集、連絡体制等防災体制の整備を図る。

### (2) 保安施設の整備指導

消防機関と連携して、保安施設の整備について指導を行う。

### (3) 救出救助用資機材の整備

大規模地下街災害に対処できるように救出救助用資機材の整備に努める。

## 5 ガス事業者における措置

安全型器機・遮断装置等の安全設備の普及促進を図る。特に特定地下街等に対しては次の事項を行う。

- (1) 燃焼器の設置された場所には、ガス漏れ警報設備（集中監視型）を設ける。
- (2) 燃焼器は金属可とう管、両端に迅速継手の付いたゴム管又は強化ガスホースでガス栓と接続する。
- (3) 管理室から遠隔操作できる緊急ガス遮断装置を設置する。
- (4) 導管は、1年に1回以上漏えい検査を実施するほか、毎年度1回以上安全使用の周知を行う。

## 6 関係調整事項

- (1) 地下街等における災害を想定し、管理者、消防機関、警察等の協力を得て地下街ごとに防災訓練を実施する。
- (2) 防災関係機関及び関係企業等は、それぞれ又は共同して、災害防止技術及び消防用設備・資機材の研究開発に努めるものとする。
- (3) 防災関係機関は、それぞれの保安法令の定めるところにより、立入検査を徹底的に実施するとともに、可能な限り相互に協力してこれを行い、検査結果の交換に努めるものとする。



## 第5章 建築物等の安全化

### ■ 基本方針

- 災害時における施設の防災構造化に努めるとともに、災害時における各施設の被害を最小限にとどめるため、被害軽減のための諸施策を実施し、万全な予防措置を講ずるものとする。

### 第1節 交通関係施設対策

#### 1 施設管理者等における措置

災害時における交通の確保と安全を図るため、陸、海、空における各交通施設の防災構造化に努めるとともに、各種施設の整備を推進し、被害を最小限にとどめるよう予防措置を講ずるものとする。

#### 2 道路

[資料編：IV-10]

市、中部地方整備局、県、中日本高速道路株式会社、愛知県道路公社及び道路占有者は、次の対策を実施又は推進する。

##### (1) 道路の交通機能の拡充及び防災構造化

国道、県道等幹線道路の交通機能の拡充に努めるとともに、被災した場合に交通の隘路となるおそれ大きい橋梁等道路施設の整備と防災構造化を推進する。

また、道路の冠水による事故を未然に防止するため、道路情報表示板等必要な施設の整備を図るとともに、警察及び消防等との連携の下で、適切な道路管理に努めるものとする。

##### (2) 山間地域の土砂崩れ等災害防止対策

山間地域については、豪雨や台風によって土砂崩れや落石などの災害が発生する可能性があるため、法面処理工、落石覆工などの対策を実施する。

##### (3) 浸水時の転落防止対策及び占有者に対する指導

浸水時の転落防止のため、占有者に対してマンホールや水路側溝蓋の浮上飛散防止等必要な対策を指導し、安全性の向上を図る。

#### 3 鉄道

鉄道事業者は、次の対策を実施する。

##### (1) 施設の防災構造化

大雨による浸水あるいは盛土箇所崩壊等による災害を防止するため、路線の盛土、法面改良等を実施する。

##### (2) 安全施設等の整備

列車事故による災害を防止するため、道路との立体交差化、自動制御装置の設置等安全施設整備事業を推進する。

#### 4 港湾・漁港

[資料編：IV-22]

市、中部地方整備局及び県は、次の対策を実施又は推進する。

### (1) 港湾改修

近年の高波災害を踏まえ、耐波性能の照査や既存施設の補強を推進する。また、船舶の大型化、高速化に伴い、航路や泊地の拡幅、増深を図るとともに、災害時における緊急物資の海上輸送路を確保するため、係留施設の整備を行う。さらに、また台風、高潮災害時による被害を低減するため、コンテナ等の流出防止柵や埠頭用地等の嵩上げを実施する。

### (2) 漁港改修

外郭施設等の整備により、激浪時に漁船が安全に避難・係留できる係船岸を確保し、被害を未然に防止する。

### (3) その他船舶の施設

ヨット、モーターボート等海上レジャースポーツ用舟艇については、貨物船、漁船等との交錯をさけるため、県下に拠点地区を設け収容し、船舶同士の衝突などの二次災害を防止する。

## 第2節 ライフライン関係施設対策

### 1 施設管理者、(市及び県)における措置

#### (1) 施設の代替性及び安全性の確保

電力施設、ガス施設、上水道、工業用水道、下水道、通信施設等の管理者は、ライフライン関係施設等について、浸水防止対策等災害に対する安全性の確保を図るとともに、系統多重化、拠点の分散、代替施設の整備等による代替性の確保を進める。

#### (2) 早期復旧や予防保全の迅速化に向けた相互の連携

市及び県は、停電や通信障害が広域的に発生する事態に備え、倒木の伐採・除去や道路啓開作業等の支援など、電気事業者、通信事業者、建設業団体、自衛隊等関係機関と早期復旧のための協力体制の整備を推進する。また、市、県、電気事業者及び通信事業者は、倒木等により電力供給網、通信網に支障が生じることへの対策として、地域性及び水源かん養や山地災害防止など森林の持つ多面的機能を踏まえつつ、事前伐採等の実施による予防保全や災害時の復旧作業の迅速化に向けた、相互の連携の拡大に努める。

### 2 電力施設

電気事業者は、次の対策を実施する。

#### (1) 発・変電設備

発・変電設備は、地盤の強度や機器等の強度・設置場所・防水性等を考慮した設計がされているが、過去に発生した災害に伴う被害の実態等を考慮し、各設備の被害防止対策を講ずる。

#### (2) 送電設備

送電設備は、台風を考慮した風圧荷重で支持物や電線の強度設計がされているが、飛来物による被害が考えられることから、破損・飛散しやすい工事中防護ネット、ビニールハウス等の補強又は一時撤去について施設者への協力依頼に努める。

#### (3) 配電設備

配電設備は、安全を考慮した電気設備技術基準に基づき設計されているが、集中豪雨などによる対策として、建設ルートを選定にあたっては土砂の流出、崩壊を起こしそうな箇所を極力避けて、迂回

するよう慎重な配慮をしている。

(4) 保安の確保

設備の巡視・点検を行い、保安の確保を図る。

(5) 資機材等の確保

災害時のために日頃から資機材等確保の体制を確立する。

ア 応急復旧用資機材及び車両

イ 食糧その他の物資

(6) 電力融通

災害発生時に供給力が不足することも考えられるので、他電力との電力融通体制を確立する。

### 3 ガス施設

ガス事業者は、次の対策を実施する。

(1) 風水害対策

ア ガス製造設備

(7) 浸水のおそれがある設備には、防水壁、防水扉及び排水ポンプ等の設置及び機器類・物品類の嵩上げによる流失防止等必要な措置を講ずる。

(イ) 風水害の影響を受けやすい箇所の補強又は固定を行うとともに、不必要なものは除去する。

(ウ) 風水害の発生が予想される場合は、あらかじめ定めるところにより巡回点検する。

イ ガス供給設備

風水害の発生が予想される場合は、あらかじめ定めた主要供給路線、橋梁架管及び浸水のおそれがある地下マンホール内の整圧器等を巡回点検する。

(2) ガス事故対策

ア ガス製造設備

消防関係法令、ガス事業法等に基づき所要の対策を講ずるとともに、防消火設備の整備・点検、火気取締等の実施により火災防止を図る。

イ ガス供給設備

(7) 大規模なガス漏洩などのガス事故を予防するため、ガス工作物の技術上の基準等に基づきガス遮断装置の設置、導管防護措置、他工事に係わる導管事故防止措置等を行う。

(イ) 供給所には防消火設備を設置するとともに、架管・地区整圧器等については、一般火災に対しても耐火性を確保する。

(3) 防災業務設備の整備

ア 検知・警報設備等

災害発生時において速やかな状況把握を行い所要の措置を講ずるため、必要に応じ製造所、供給所等に検知・警報設備等を設置し遠隔監視をする。

イ 設備の緊急停止装置等

緊急時の保安確保を図るため、高・中圧ガス製造設備への緊急停止装置の設置、液化ガス貯槽、大型の油貯槽、球形ガスホルダー、高圧導管等への緊急遮断装置の設置を行う。

#### ウ 防消火設備

液化ガス貯槽、油貯槽、ガス発生設備等には、必要に応じて防消火設備を整備する。

#### エ 漏洩拡大防止設備

液化ガス等の流失拡大防止を図るため液化ガス貯槽、油貯槽については、必要に応じ防液堤を設置するとともに、オイルフェンス、油処理剤等を整備する。

#### オ 緊急放散設備

製造設備及び導管の減圧を安全に行うため、必要に応じ、緊急放散設備等を設置する。

#### カ 連絡・通信設備

災害時の情報連絡、指令、報告等を迅速に行うとともに、ガス工作物の遠隔監視・操作を的確に行うため、無線通信設備等の連絡通信設備を整備する。

#### キ 自家発電設備等

常用電力の停電時において防災業務設備の機能を維持するため必要に応じて自家発電設備等を整備する。

### (4) 災害対策用資機材等の確保及び整備

#### ア 災害対策用資機材等の確保

製造設備、供給設備の配管材料、工具等必要資機材は、平常時からその確保に努めるとともに定期的に保管状況を点検整備する。また、資機材リストの整備に努めるとともに調達先等をあらかじめ調査しておく。

#### イ 車両の確保

非常事態における迅速な出動及び資機材の輸送手段の確保を図るため、重要なガス施設においては、工作車、緊急自動車等の車両を常時稼働可能な状態に整備しておく。また、掘削車等の特殊な作業車及び工作機械等は関係工事会社等と連携し、その調達体制を整備しておく。

#### ウ 代替熱源

ガス供給停止時における代替熱源の供給について、移動式ガス発生設備の確保に努めるとともに、カセットコンロ類の調達ルートを明確化しておく。

### (5) 協力体制の確立

一般社団法人日本ガス協会、協力会社等との間の非常時の連絡、応援について事前に体制を強化しておく。

## 4 上水道

水道（用水供給）事業者は、次の対策を実施する。

#### (1) 主要施設の強風に対する安全構造化

主要な水道施設については、必要に応じて強風に対し安全な構造とする。

#### (2) 河川区域内施設の洪水に対する安全構造化

取水施設等の河川区域内施設については、洪水による流水の作用に対し安全な構造とする。

#### (3) 浸水被害のおそれのある施設に対する浸水防止措置

浸水による被害のおそれのある水道施設及び水道用薬品貯蔵施設等については、浸水を防止する構造としたり、嵩上げするなど、給水に支障がないよう必要な措置を講じる。

- (4) 緊急遮断弁の設置  
災害時に被害の拡大の防止と飲料水を確保するため、必要に応じ緊急遮断弁を設置する。
- (5) 洪水汚染の防止措置  
洪水による水道施設への汚染を防ぐため必要な措置を講じる。
- (6) 濁度上昇に対応できる体制整備  
地表水を水源とする場合、濁度上昇に対応できるよう体制を整備する。
- (7) 自家発電設備等の整備  
商用電力の停電時の対策として、必要に応じて自家発電設備等を整備する。

## 5 下水道

下水道管理者（市及び県）は、次の対策を実施する。

- (1) 主要施設の安全構造化  
主要な下水道施設については、必要に応じて強風、浸水等に対し安全な構造とする。
- (2) 災害対策用資機材の確保  
可搬式排水ポンプその他災害対策用資機材の確保に平時から努めるとともに、定期的に保管状況を点検し、整備する。
- (3) 自家発電設備等の整備  
商用電力の停電時の対策として、必要に応じて自家発電設備等を整備する。
- (4) 協定の締結  
発災後においても下水道施設の維持又は修繕が、迅速かつ円滑に行われるよう民間事業者等との協定締結などに努める。

## 6 一般通信施設

通信事業者は、次の対策を実施する。

- (1) 施設の防災構造化  
災害のおそれのある地域の電気通信施設整備等の耐水機能を高めるなど防災構造化をすすめる。
- (2) 重要地域・施設等への伝送経路の分散化及び二重化  
主要区間、主要地域及び県民の生活上、福祉上重要な施設、設備等の防災化、伝送経路の分散化、重要設備等の二重化等防災対策を実施する。
- (3) 施設・設備の構造改善  
災害が発生した場合に、迅速に復旧できるよう施設、設備の設置基準を設けるとともに、構造の改善をすすめる。
- (4) 定期点検・整備の実施  
定期的に施設、設備等の点検、整備を実施する。
- (5) 応急対策計画及び設備・資機材の整備  
災害が発生した場合に備えて、あらかじめ応急対策計画を定めるとともに、代替機能設備、応急対策用資機材を整備する。

## 第3節 文化財保護対策

### 1 市（教育委員会）及び県における措置

- (1) 防災思想の普及  
文化財に対する市民の愛護精神を高め、防災思想の普及を図る。
- (2) 管理者に対する指導・助言  
管理者に対する防災知識の普及を図るとともに管理、保護について指導、助言を行う。
- (3) 連絡・協力体制の確立  
災害が発生した場合に備え、管理者等は、市及び消防関係機関等との連絡・協力体制を確立する。
- (4) 適切な修理の実施  
適時、適切な修理を実施し、予想される被害を未然に防止する。
- (5) 防火・消防施設等の設置  
自動火災報知設備、貯水槽、防火壁、消防道路等の施設の設置を促進する。
- (6) 文化財及び周辺の環境整備  
文化財並びに周辺の環境整備を常に実施する。

### 2 平常時からの対策

- (1) 国指定、県指定、市指定、国登録文化財の所有者ごとに「文化財レスキュー台帳」を作成し、文化財の保存（保管）状況の掌握に努める。  
なお、文化財レスキュー台帳の内容は次のとおりとする。
  - ア 所有者名・所在地・連絡先・所轄消防署名・変更履歴・所有者住所
  - イ 所有文化財名（指定区分、種別、員数、指定年度、構造形式、時代、年代、代表者氏名、座標、開設、備考、記号及び番号、指定解除年月日、解除理由、その他）
  - ウ 防災関係の状況（防災組織、消火設備、通報設備、避雷設備、管理状況、警備方法、周辺の状況、周辺の環境、収蔵庫の状況、所有者の緊急連絡先、所有者以外の緊急連絡先、被災歴、無人時の警備方法、消火方法他特別な設備等、その他）
  - エ 所在地内の地図・周辺地図・広域地図・写真
- (2) 文化財レスキュー台帳を市と県がクラウド上で共有し、大規模災害時に備える。
- (3) 所有者（管理者）に対する防災知識の普及を図るために文化庁及び県教育委員会作成の「文化財の防災の手引き」等を活用し、その管理・保護対策について指導・助言をする。
- (4) 自動火災報知設備、消火栓、放水銃、貯水槽、避雷設備等の防災・防火設備の設置を促進する。
- (5) 県が委嘱した文化財保護指導委員に、文化財に関する定期的な点検を実施のうえ報告を受けるとともに、市指定文化財のパトロールを実施して防災点検を実施する。

### 3 応急的な対策

被害発生時の現場保存や緊急的保存措置の指導を行い、火災・散逸などの二次災害防止に努める。

## 4 災害時の対応

災害時には、次の対策を実施する。

- (1) 被害状況の把握と報告
- (2) 事後措置の指示・伝達

## 5 応急協力体制

市及び県は、緊急避難用保管場所（公立博物館、資料館等）の提供など文化財の安全確保に努めるとともに、文化財の専門知識を有する者を派遣し、適切な対応が図れるよう応急協力体制の確立を図るものとする。

## 第4節 防災建造物整備対策

### 1 市、県、独立行政法人都市再生機構及び地方住宅供給公社における措置

- (1) 公共建築物の不燃化  
公営住宅、公団住宅、学校、病院等の公共建造物の不燃化を図る。
- (2) 優良建築物等整備事業の推進  
市街地の環境の整備改善を行うとともに、良好な建築物の整備を図る。

### 2 独立行政法人住宅金融支援機構及び日本政策投資銀行における措置

中高層耐火建築物を建設する中小企業者の組織及び市街地再開発事業を施行する組合に対して融資を行い、耐火建築物の建設を促進する。

### 3 市及び県における措置

- (1) 防災上重要な施設の耐水性能の確保  
防災拠点など防災上重要な施設については、浸水等の水害により大きな機能障害を発生させない必要があり、当該建築物の機能確保の観点から、新設等に際して浸水対策設計・施工を講じるなど必要な浸水対策等を促進する。
- (2) 公共建築物における雨水流出抑制機能の確保  
河川への雨水流出抑制を図る必要があることから、公共建築物の新設に際して、必要な雨水流出抑制機能の確保を促進する。

### 4 市における措置

次により、建築物の不燃化、防水対策等を図る。

- (1) 建築基準法に基づく指導  
建築基準法に基づいて定められた建築物の敷地、構造及び用途等に関する基準に適合しない違反建築物に対する指導を継続していく。
- (2) 特殊建築物の立入検査  
病院、映画館、劇場、百貨店、遊技場及び公衆浴場等については、建築基準法第12条及び消防法第4条の規定に基づき立入検査を実施し、構造上及び防災上欠陥のあるものに対しては、指導、指示を行う。

(3) 防災上重要な施設の耐水性能の確保

防災拠点など防災上重要な施設については、浸水等の水害により大きな機能障害を発生させない必要があり、当該建築物の機能確保の観点から、新設等に際して次の諸点により必要な浸水対策等を促進する。

ア 建築物の浸水対策設計・施工

イ 市有施設の浸水対策のための設計指針の策定

(4) 公共建築物における雨水流出抑制機能の確保

河川への雨水流出抑制を図る必要があることから、公共建築物の新設に際して、必要な雨水流出抑制機能の確保を促進する。

## 5 市、県及び国立・私立学校管理者における措置

(1) 文教施設の耐震・耐火性能の保持

文教施設及び設備を、災害から防護し、児童生徒等の安全を図るため、これらの建物の耐震性能・耐火性能を保持することが必要であり、そのための改修工事等を促進する。

(2) 文教施設・設備等の点検及び整備

文教施設・設備を災害から防護するため、定期的に安全点検を行い、危険箇所あるいは要補修箇所の早期発見に努めるとともにこれらの改善を図る。

災害時の施設・設備等の補強等、防災活動に必要な器具等については、あらかじめ必要な数量を備蓄するとともに定期的に点検を行い整備する。

(3) 危険物の災害予防

化学薬品及びその他の危険物を取り扱う学校等にあつては、それらの化学薬品等を関係法令に従い適切に取り扱うとともに、災害の発生時においても安全を確保できるよう適切な予防措置を講ずる。

## 6 中高層建築物の防災

[資料編：IV-19]

百貨店等の中高層建築物は、不特定多数の者を収容する対象物の典型的なものであり、災害発生時の特殊性に伴い、災害予防に万全を期すため査察、指導等を強化するとともに、管理者、ガス事業者等による災害防止管理体制を確立し、被害の防止と軽減を図るよう努めるものとする。

(1) 管理者等

平常時から避難施設、消防用設備等の点検整備、消防計画等の整備充実を行い、防火・防災管理体制の強化を図る。また、利用者に対し避難設備等の広報、情報伝達方法の確立に努め、従業員には消防計画等の周知徹底を図り、訓練を実施し、利用者の避難誘導體制に万全を期す。

(2) ガス事業者

ガス事故が発生した場合、人的、物的被害が甚大になることが予想されるので、これを未然に防止するため、ガス漏れ警報設備等の普及促進を図るとともに、導管等の点検を行い安全確保に努めるものとする。また、対象物の管理者等から選任された連絡担当者を窓口とし、ガス使用者に対し使用上の注意等の周知徹底を依頼するとともに、啓発活動に努めるものとする。



## 第6章 都市の防災性の向上

### ■ 基本方針

- 都市計画のマスタープラン等に基づき、適切に土地利用計画を定め、道路・公園等の防災上重要な都市施設の整備や建築物の不燃化を促進し、さらに密集市街地では、狭あい道路の改善やオープンスペースの確保に取り組む。
- また、これらの整備に加え、自然環境の機能を活用すること等により地域のレジリエンスを高める「Eco-DRR（生態系を活用した防災・減災）」及び「グリーンインフラ」の取組の推進など、総合的な防災・減災対策を講じることにより、災害に強いまちの形成を図る。

### 第1節 都市計画のマスタープラン等の策定

[資料編：IV-21]

#### 市及び県における措置

都市計画のマスタープランの策定

「東三河都市計画区域マスタープラン」及び「豊橋市都市計画マスタープラン」において、都市の防災性の向上に関する方針等を示すとともに、マスタープラン等に基づき、道路・公園等の防災上重要な都市施設等の整備を促進する。

### 第2節 防災上重要な都市施設の整備

#### 市及び県における措置

##### (1) 都市における道路の整備

都市内の道路は延焼遮断帯などの都市防災空間を形成するとともに、避難や消防活動、救援活動のための空間を提供する機能を有している。

このため、特に密集市街地内の道路の計画に当たっては、大規模火災等の災害時における避難や延焼遮断帯としての機能、消防や救援のための活動空間を確保することを考慮した配置及び道路構造を検討する。

##### (2) 都市における公園等の整備

都市における大規模火災に対する安全性確保のためには、建築物の耐震不燃化とともに、緑地・公園・道路等の防災空間（オープンスペース）を整備することが必要である。

市及び県は、「とよはし緑の基本計画」及び県広域緑地計画に基づき、特別緑地保全地区や保全配慮地区の指定を検討し、公園の整備を進めていく。

都市公園は、過去の例が示すように災害時の避難場所、避難路あるいは救援活動の拠点として、防災上重要な役割を持っており、防火帯や避難場所等の防災機能の維持を図っていく。

また、都市内に残された緑地は、災害時における遮断地帯、緩衝地帯、避難地等として、有効に機能するものである。また、住民の健康で安全な生活環境を確保するためにも、良好な自然環境を有する緑地は、特別緑地保全地区等の指定を検討し、保全に努めていく。

##### (3) 救急医療施設等の整備

大規模災害時においても救急医療活動を維持するため、津波浸水想定域、液状化危険度の極めて高

い区域にある救急医療施設の適地への移転を促進するなど災害時医療機能の確保、充実に努める。

### 第3節 建築物の不燃化の促進

#### 市及び県における措置

##### (1) 防火・準防火地域の指定

市は、市街地における建築物の不燃化を促進し、火災の危険を防除するため、土地利用の実情を踏まえ、防火地域、準防火地域の指定を行い、市街地全体としての防災性能の向上を図る。

本市の防火地域・準防火地域指定状況

都市計画区域名	決定区域	
東三河	防火地域 約 72 ha	準防火地域 約 543 ha

建築基準法による防火地域・準防火地域内の主要な建築規制

対象		構造
防火地域	階数が3以上又は延べ面積が100平方メートルを超える建築物	耐火建築物等
	その他の建築物	耐火建築物等 準耐火建築物等
準防火地域	地階を除く階数が4以上又は延べ面積が1,500平方メートルを超える建築物	耐火建築物等
	地階を除く階数が3以下で延べ面積が500平方メートルを超え、1,500平方メートル以下の建築物	耐火建築物等 準耐火建築物等
	地階を除く階数が3で延べ面積が500平方メートル以下の建築物	耐火建築物等 準耐火建築物等
	上記以外の木造建築物等	防火構造等
適用除外	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 外壁及び軒裏が防火構造の延べ面積50平方メートル以内の平屋建付属建築物で、延焼の恐れのある部分の開口部に20分間防火設備を設けた場合</li> <li>● 主要構造部が不燃材料で造られた卸売市場の上屋・機械製作工場で、延焼の恐れのある部分の開口部に20分間防火設備を設けた場合</li> </ul>	

##### (2) 建築物の不燃対策

市及び県は、市街地の延焼防止を図るため、防火地域又は準防火地域以外の区域においても、建築物の屋根の不燃対策を図るべき地域として都市計画区域全域を指定している。その区域内における木造建築物等については屋根を不燃材料で葺く等の防火対策をするとともに、外壁のうち延焼のおそれのある部分を土塗壁等、延焼防止に有効な構造としなければならないこととしている。

また、市及び県は、建築物自体の耐火・防火について、建築基準法を中心とする各種法令により、地震発生に際しても火災ができるだけ拡大しないような措置をとるものとする。

特に、大規模建築物や不特定多数の人が使用し、災害時に被害が大きくなるおそれのある建築物は、防火上・避難上の各種の措置の徹底を図っていくものとする。

(建築基準法の防火規制)

- ア 不特定多数の使用に供する等の特殊建築物等は、階数や規模に応じて耐火建築物等とする。また一定の数量を超える危険物の貯蔵及び処理の用に供する建築物についても耐火建築物等とする。
- イ 不特定多数の使用に供する等の特殊建築物、階数が3以上である建築物、無窓建築物、延べ面積が1,000㎡を超える建築物は、避難階段を設けるなど、避難上又は消火上支障がないようにする。
- ウ イに掲げる建築物、火気使用室等は、その壁、天井の室内に面する部分の仕上げを防火上支障がないものとする。

(3) 市営住宅の不燃化

市営住宅は、昭和30年度以後建設したものは、耐火構造又は準耐火構造とし、昭和43年以降は、すべて耐火構造で建築しており、今後建替えの市営住宅については耐火構造とする。

## 第4節 市街地の面的な整備・改善

### 市及び県における措置

(1) 市街地開発事業等の促進

土地区画整理事業や市街地再開発事業をはじめとする、市街地を面的に整備・改善する事業は、道路・公園・排水路等の公共施設が整備されるとともに、建築物の不燃化が促進され、延焼遮断機能や避難機能等の防災機能が確保されることにつながり、都市の防災性の向上に資するものである。

特に、老朽化した木造建築物が密集し、都市基盤施設が不足する地区は、風水害等が発生した場合に大きな被害が予想されるため、土地区画整理事業等の面的整備事業を促進する。

防災街区の整備のみでは都市防災対策の目的が十分達せられないので、その他の防災対策と関連させた総合的な防災計画を樹立する。その際都市計画との関連に配慮する。

(2) 災害対策等に関する土地利用規制

ア 災害危険区域の指定

地すべり又は急傾斜地の崩壊による危険の著しい区域を知事が指定し、居室を有する建築物の構造等の制限をすることにより、被害の未然防止あるいは軽減を図る。

イ 宅地造成等の規制

宅地造成工事により、がけ崩れや土砂の流出を生ずる災害のおそれがある区域を知事が指定し、必要な規制を行う。

※現時点で愛知県知事が指定する区域はなし。

## 第7章 応急対策活動等のための施設、資機材、体制等の整備

### ■ 基本方針

- 風水害等災害発生時における応急対策活動等を円滑に実施するためには、防災施設及び災害対策資機材の整備、物資等の備蓄、業務継続計画や各対策分野における計画やマニュアルの策定、他の地方公共団体や民間団体との応援協定の締結等による体制の整備、防災に携わる者に高度な知識・技能を修得させるための研修実施等の人材育成を行う必要がある。

### 第1節 防災施設・設備、災害用資機材及び体制の整備

#### 1 市、県及び防災関係機関における措置

##### (1) 防災施設等の整備

風水害等災害発生時における救援・消火活動等を円滑に実施するための防災施設及び災害対策資機材の整備を図るとともに、これらの防災施設等の円滑な運用を図るように努めるものとする。併せて、防災に携わる者に高度な知識・技能を修得させるよう努めるものとする。

##### (2) 防災用拠点施設の整備促進

市、県及び防災関係機関は、それぞれの所管する施設、設備の被害状況の把握及び応急復旧を行うため、あらかじめ体制・資機材を整備する。特に、防災上重要な施設に対しては早期に復旧できるよう体制等を強化する。

##### (3) 公的機関の業務継続性の確保

ア 市、県及び防災関係機関は、災害発生時の応急対策等の実施や優先度の高い通常業務の継続のため、業務継続計画の策定等により、業務継続性の確保を図る。

また、実効性のある業務継続体制を確保するため、必要な資源の継続的な確保、定期的な教育・訓練・点検等の実施、訓練等を通じた経験の蓄積や状況の変化等に応じた体制の見直し、計画の評価・検証等を踏まえた改訂などを行う。

イ 市及び県は、災害時に災害応急対策活動や復旧・復興活動の主体として重要な役割を担うこととなることから、業務継続計画の策定等に当たっては、地域や想定される災害の特性等を踏まえつつ、少なくとも次の事項について定めておくものとする。

- (ア) 首長不在時の明確な代行順位及び職員の参集体制
- (イ) 本庁舎が使用できなくなった場合の代替庁舎の特定
- (ウ) 電気・水・食料等の確保
- (エ) 災害時にもつながりやすい多様な通信手段の確保
- (オ) 重要な行政データのバックアップ
- (カ) 非常時優先業務の整理

##### (4) 応急活動のためのマニュアルの作成等

市、県及び防災関係機関は、それぞれの機関の実情を踏まえ、災害発生時に講ずべき対策等を体系的に整理した応急活動のためのマニュアルを作成し、職員に周知するとともに、定期的に訓練を行い、活動手順、使用する資機材や装備の使用方法等の習熟、他の職員、機関等との連携等について徹底を

図る。

また、市及び県は、男女共同参画の視点から、地方防災会議の委員に占める女性の割合を高めるよう取り組むとともに、男女共同参画担当部局が災害対応について庁内及び避難所等における連絡調整を行い、平常時及び災害時における男女共同参画担当部局及び男女共同参画センターの役割について、防災担当部局と男女共同参画担当部局が連携し明確化しておくよう努める。

(5) 人材の育成等

ア 市及び県は、防災に携わる者に高度な知識・技能を修得させ、応急対策全般への対応力を高めるため、研修制度・内容の充実を図るとともに、大学の防災に関する講座等との連携等により、人材の育成を図る。

イ 緊急時に外部の専門家等の意見・支援を活用できるような仕組みを平常時から構築することに努めるとともに、市、県及びライフライン事業者等は、発災後の円滑な応急対応、復旧・復興のため、災害対応経験者をリスト化するなど、災害時に活用できる人材を確保し、即応できる体制の整備に努める。

ウ 市及び県は、災害応急対策への協力が期待される建設業団体等の担い手の確保・育成に取り組むとともに、随意契約の活用による速やかな災害応急対策ができるよう、建設業団体等との災害協定の締結を推進する。

(6) 防災中枢機能の充実

ア 市、県及び防災関係機関は、保有する施設、設備について、再生可能エネルギー等の代替エネルギーシステムや電動車等の活用を含め自家発電設備、LP ガス災害用バルク、燃料貯蔵設備等の整備を図り、十分な期間（最低3日間）の発電が可能となるような燃料の備蓄等に努めるものとする。その際、物資の供給が相当困難な場合を想定した食料、飲料水、燃料等の適切な備蓄・調達・輸送体制の整備、通信途絶時に備えた衛星携帯電話の整備等非常用通信手段の確保を図るものとする。

イ 市及び県は、災害情報を一元的に把握し、共有することができる体制の整備を図り、災害対策本部の機能の充実・強化に努めるものとする。

(7) 非常用電源の設置状況等の収集・整理

県は、大規模停電発生時に電源車の配備等、関係省庁、電気事業者等から円滑な支援を受けられるよう、あらかじめ、病院、要配慮者に関わる社会福祉施設等の人命に関わる重要施設及び災害応急対策に係る機関が保有する施設の非常用電源の設置状況、最大燃料備蓄量、燃料確保先、給油口規格等を収集・整理し、リスト化を行うよう努めるものとする。

(8) 防災関係機関相互の連携

ア 県は、広域行政主体として、地域社会の迅速な復旧を図るため、多様なライフライン事業者を一堂に会して災害時の連携体制の確認等を行うなど相互協力体制を構築しておくよう努めるものとする。

イ 市及び県は、災害時に自らのみでは迅速かつ十分な対応が困難な場合に、他の地方公共団体からの物資の提供、人員の派遣、廃棄物処理等、相互に連携・協力し速やかに災害対応を実施できるよう、相互応援協定の締結に努めるものとする。

ウ 市、県及び防災関係機関は、豊川水防災サミット、霞堤地区浸水被害軽減対策協議会など、出水時の連携体制の確認や訓練等を行うなど相互協力体制を構築しておくよう努めるものとする。

エ 市、県及び防災関係機関は、職員の安全確保を図りつつ、効率的な救助・救急活動を行うため、「顔の見える関係」を構築し信頼感を醸成するよう努め、相互の連携体制の強化を図るとともに、職員の教育訓練を行い、救助・救急機能の強化を図るものとする。

オ 市、県及び防災関係機関は、災害時に発生する状況を予め想定し、各機関が実施する災害対応を時系列で整理した防災行動計画（タイムライン）を作成するよう努めるものとする。また、災害対応の検証等を踏まえ、必要に応じて同計画の見直しを行うとともに平時から訓練や研修等を実施し、同計画の効果的な運用に努めるものとする。

(9) 浸水対策用資器材の整備強化

市及び県は、浸水注意箇所等について具体的浸水対策工法を検討し、浸水対策活動に必要なくい木、土のう袋、スコップ、掛矢等の防災資器材の確保並びに水防等浸水対策用倉庫の整備改善及び点検を行う。

(10) 防災用拠点施設の屋上番号標示

県は、県庁及び東三河総局・県民事務所等の庁舎の屋上に番号を標示し、ヘリコプターからの災害応急活動の効率化を図る。

なお、市は、市役所の屋上についても、同様の整備に努める。

## 2 県における措置

(1) 防災資器材整備に対する援助

市町村における防災資器材の整備に必要な援助を行うことが必要である。

(2) 市町村業務継続計画等の策定促進

県は、市町村の業務継続計画や受援計画等の策定・見直しの支援を行う。

(3) 教育訓練の実施

消防学校において、風水害等の災害に対処し得る人材を養成するため、防災関係者に必要な教育訓練を行うものとする。

(4) 防災行政無線等の有効活用

県は、迅速で確実な災害対策をとるために、内閣総理大臣官邸及び非常災害対策本部とを結ぶ緊急連絡用のホットライン（中央防災無線）並びに総務省消防庁とを結ぶ消防防災無線、さらに、報道関係機関との間の放送局ホットラインを有効に活用するほか、県及び市町村等関係機関とを結ぶ防災行政無線及び「地域衛星通信ネットワーク」を利用した衛星通信設備の円滑な運用を図るものとする。

(5) 県防災情報システムの整備

県は、防災行政無線を活用する県防災情報システムを整備することにより、市町村及び防災関係機関から、人的被害、住家被害、ライフライン被害、道路・河川・砂防被害などの被害情報、避難情報、避難所の開設情報を収集伝達し、県、市町村及び防災関係機関との間でリアルタイムの情報の共有化を図る。さらに、市町村の災害対応業務の省力化、避難判断プロセスの効率化などを目指し、市町村防災支援システムの運用を行う。

(6) 防災ヘリコプターの導入及びヘリコプターを用いた活動体制の整備

ア 県は、防災ヘリコプターを導入するとともに、防災ヘリコプターを安全かつ効果的に運航管理するため、名古屋市に地方自治法第 252 条の 14 に基づく「事務の委託」を行う。

イ 県は、災害発生時に直ちに防災ヘリコプターが運航できる体制を確保するよう、事務を受託した名古屋市との調整に努める。

ウ 防災ヘリコプターの運航にあたり、消防業務にも有効活用するため、市町村（一部事務組合及び広域連合（以下「一部事務組合等」という。）を含む。）消防職員を県職員に任命（併任）し、県、市町村が一体となった防災活動を遂行する体制を整備する。

#### (7) 市町村消防施設の整備促進

県は、市町村の実施する消防・救急に係る消防施設の充実のため、従来から補助金を交付し、また、救急業務を促進するため補助制度を設けてきたところであるが、今後も積極的にその整備を推進する。

#### (8) 県有施設の自衛消防体制の整備

県は防災上重要な建築物又はその敷地内に、自衛防災体制並びに地域消防力を補充する消防用水利及び消火用機器の整備を図る。

#### (9) 化学消火薬剤等の備蓄

県は、石油コンビナート等における危険物火災等に対処するため、化学消火剤等を備蓄する。

### 3 県警察における措置

県警察は、災害発生時における救出救助活動等に使用するため、ヘリコプター、特殊車両等の災害警備用装備資機材の整備を図るとともに、燃料備蓄施設を整備する。

また、災害応急対策への迅速的確な態勢を確立するため、警察施設の自家発電設備等の充実を図る。

### 4 消防機関（市）における措置

[資料編：V-2]

消防庁舎、消防ポンプ自動車、救助工作車、救急車等の消防車両、救助・救急用資機材等の消防機械、消火栓、防火水槽等の消防用水利、火災通報施設その他の消防施設、設備の整備、改善及び性能調査を実施することにより有事の際の即応体制の確立を期する。

特に、特殊火災（危険物施設、高層ビル、地下街等）に対処するため、化学車、はしご車、消火薬剤等の資機材の整備を図る。

### 5 水防機関（市）における措置

[資料編：V-4]

水防上注意を要する主要河川の沿岸及び海岸等の水害に対応するため、水防倉庫6棟を設置し、水防活動に必要な杭、土のう用袋、スコップ、掛矢等の水防資機材を備蓄するとともに、毎年資機材の更新、補充など整備、点検を実施するものとする。

### 6 名古屋地方气象台、中部地方整備局、独立行政法人水資源機構及び県における措置

気象、水象等の自然現象の観測又は予報に必要な気象等観測・通信施設を整備し、観測体制の充実、強化を図るとともに、取得した観測情報等を関係機関に提供する。

(注) 気象業務法では、気象庁以外の政府機関又は地方公共団体が気象観測を行う場合は、検定に合格した観測機器を使用するとともに、観測施設を設置した場合は、これを気象庁へ届けることを義務付けている。

## 7 情報の収集・連絡体制の整備等

[資料編：V-3]

### (1) 情報の収集・連絡体制

市及び県は、迅速かつ的確な災害情報の収集・連絡の重要性にかんがみ、被災現場等において情報の収集・連絡にあたる要員をあらかじめ指定しておくとともに、必要に応じ航空機、無人航空機、船、車両等の多様な情報収集手段を活用できる体制を整備する。

### (2) 通信手段の確保

#### ア 通信施設の防災構造化等

市、及び防災関係機関は、通信施設の災害に対する安全性の確保、停電対策及び危険分散、通信路の多ルート化、通信ケーブルの地中化の促進、有線・無線化、地上衛星系によるバックアップ対策など、大規模停電時も含め災害時に通信手段が確保できるよう通信施設を防災構造化するほか、電気通信回線は、災害時の使用を考慮し、十分な回線容量を確保する。

#### イ 通信施設の非常用発電機

万一通信施設に被害が発生した場合に備え、非常用電源設備を、耐震性があり、かつ浸水する危険性が低いなど堅固な場所（風水害においては浸水する危険性が低い場所）に整備し、その保守点検等を実施する。

#### ウ 耐震通信施設、災害対策用指揮車及び可搬型衛星通信局の整備

大規模災害時の通信が途絶した場合に備えて、県は、耐震通信施設及び災害対策用指揮車、可搬型衛星通信局の整備を行い、通信体制の確保に努める。

#### エ ヘリコプターテレビ電送システムの整備

被災現場の状況を迅速かつ、的確に収集・伝達するため、ヘリコプターテレビ電送システムを整備する。

### (3) 被災者等への情報伝達

電気事業者は、停電時にインターネット等を使用できない被災者に対する被害情報等の伝達に係る体制の整備に努めるものとする。また、通信事業者は、通信の仕組みや代替通信手段の提供等について利用者への周知に努めるとともに、通信障害が発生した場合の被災者に対する情報提供体制の整備を図るものとする。

## 8 救助・救急等に係る施設・設備等

[資料編：V-5]

人命救助に必要な救助工作車、救急車等の消防車両、救命ボート等の救助機械、担架、救命胴衣等の救助用資機材について有事の際にその機能等が有効適切に運用できるよう整備改善並びに点検する。

また、市及び県は、負傷者が多人数にのぼる場合や輸送が途絶し、又は困難な場合を想定し、応急救護用医薬品、医療資機材等の備蓄に努める。

県は、消防防災ヘリ、警察ヘリ、ドクターヘリなど災害時のヘリコプターの利用について関係機関とあらかじめ協議する。

## 9 上水道施設・設備等

[資料編：V-8-(1), (2)]

市は、災害時における給水が円滑に実施できるよう次の措置を図るものとする。

### (1) 自家発電設備を設置し、停電の際は速やかに自家発電設備に切替わるよう、常に点検整備を行う。



- (2) 災害時に給水が円滑に実施できるよう、浄水場等主要施設に応急給水設備を設置する。
- (3) 風水害等の予想される災害に際しては、配水池、送配水管路線等の巡視を行い、事前に必要な補強を行う。
- (4) 浄水場、取水場等との連絡設備の整備をする。
- (5) 取水不能に備え、配水池等に緊急遮断弁を設置し、貯水能力の増強を図るものとする。
- (6) 災害時の応急給水を円滑に実施できるよう、耐震性貯水槽（飲料水兼用）及び資機材の整備を図るものとする。

## 10 下水道施設・設備等

[資料編：V-8-(3)]

市は、災害時における排水が円滑に実施できるよう次の措置を図るものとする。

- (1) 自家発電設備を設置し、停電の際は速やかに自家発電設備に切替わるよう、常に点検整備を行う。
- (2) 災害時に排水が円滑に実施できるよう、下水処理場等主要施設に防護設備を配置する。
- (3) 風水害等の予想される災害に際しては、沈砂池、排水管路線等の巡視をし、事前に必要な補強を行う。
- (4) 処理場及びポンプ場の構内浸水を防止するために、各種ゲートの整備点検の強化と、停電対策補機の拡充を図る。
- (5) 公共下水道の整備、改修等を行い浸水等、予想される被害の防止を図る。

## 11 交通事業関係

災害時における交通機関の途絶は、救助活動、復旧活動に支障があるばかりでなく、市民に与える影響が非常に大きいので、路面電車、バス、鉄道について、それぞれの業態に応じ、施設の防護措置を実施し、被害が発生した場合、迅速な復旧ができる体制を確立しておくとともに、復旧に必要な資機材の整備点検を行うものとする。

## 12 防災中枢機能を果たす施設・設備等

災害対策本部など防災中枢機能を果たす施設、設備及び地域における防災機能を有する拠点の充実並びに災害に対する安全性の確保を推進するものとする。また、災害対策本部が被災した場合に備え、サブステーションとして使用する施設（広い空間と通信設備を有するもの）について検討しておくものとする。

## 13 道路等の復旧等に係る施設・設備等

[資料編：VII]

災害のため被災した道路や港湾等の損壊の復旧に必要な土木機械等を整備、改善並びに点検するとともに、道路が冠水して、一般的な車輛では通行不能な場合に備え、走破性の高い災害対策用の車輛の導入や舟艇を配備する。

また、特に防災活動上必要な公共施設等及び避難所に指定されている施設の防災点検を定期的を実施するものとするとともに、あらかじめ輸送ルート確保計画を検討する。

## 14 物資の備蓄、調達供給体制の確保

(1) 市及び県は、大規模な災害が発生した場合の被害及び外部支援の時期を想定し、孤立が想定されるなど地域の地理的条件や過去の災害等を踏まえ、必要とされる食料、飲料水、生活必需品、燃料、ブルーシート、土のう袋その他の物資についてあらかじめ備蓄・調達・輸送体制を整備し、それら必要な物資の供給のための計画を定めておくとともに、物資調達・輸送調整等支援システムを活用し、あらかじめ、備蓄物資や物資拠点の登録に努めるものとする。

なお、備蓄を行うに当たっては、大規模な災害が発生した場合には、物資の調達や輸送が平常時のように実施できないという認識に立って、初期の対応に十分な量の物資を備蓄するほか、物資の性格に応じ、集中備蓄又は避難所の位置を勘案した分散備蓄を行うなどの観点に対しても配慮する。

また、避難生活で特に重要となる仮設トイレについても、備蓄に努めるものとする。

(2) 市及び県は、広域応援による食料の供給が開始されるまでの期間に対処するため、家庭において可能な限り1週間分程度、最低でも3日間分の食料を備蓄しておくよう啓発する。

(3) 市及び県は、災害時に迅速に食料、飲料水、生活必需品、燃料、ブルーシート、土のう袋その他の物資を調達、輸送できるよう、平常時から、訓練等を通じて、物資の備蓄状況や運送手段の確認を行うとともに、災害協定を締結した民間事業者等の発災時の連絡先、要請手続等の確認を行うよう努めるものとする。なお、燃料については、あらかじめ、石油販売業者と、燃料の優先供給について協定の締結を推進するとともに、平常時から受注機会の増大などに配慮するよう努めるものとする。

(4) 県は、災害の規模等にかんがみ、被災市町村が自ら物資の調達・輸送を行うことが困難な場合にも被災者に物資を確実に届けられるよう、物資の要請体制・調達体制・輸送体制など、供給の仕組みの整備を図るものとする。

## 15 応急仮設住宅の設置に係る事前対策

(1) 県は、事業者団体と連携を図りつつ、応急仮設住宅の建設に要する資機材に関し、供給可能量を把握するなど、あらかじめ調達・供給体制を整備しておくものとする。

(2) 市は、応急仮設住宅を迅速に供与するため、あらかじめ住宅建設に適する建設用地を選定・確保し、応急仮設住宅建設候補地台帳を作成しておく。

なお、用地の選定に当たっては応急仮設住宅の用地に関し、災害に対する安全性や洪水、高潮、土砂災害の危険性に配慮する。

## 16 災害廃棄物処理に係る事前対策

(1) 市災害廃棄物処理計画の策定

市は、豊橋市災害廃棄物処理計画に基づき、円滑かつ迅速に災害廃棄物を処理できるよう、処理体制の充実を図るとともに、平常時から研修や訓練を実施する。

(2) 県災害廃棄物処理計画の策定

県は、愛知県災害廃棄物処理計画に基づき、円滑かつ迅速に災害廃棄物を処理できるよう、市町村が行う災害廃棄物対策に対する技術的な援助を行うとともに、市町村間や民間事業者、他県、国等との連携体制を整備する。また、市町村、県及び関係団体の職員を対象として、人材育成・訓練を実施する。

### (3) 広域連携、民間連携の促進

市、県及び中部地方環境事務所は、災害廃棄物対策に関する広域的な連携体制や民間連携の促進等に努めるものとする。

また、市は、十分な大きさの仮置場・最終処分場の確保に努めるとともに、広域処理を行う地域単位で、平時に整備する廃棄物処理施設の処理能力について災害廃棄物への対応として計画的に一定程度の余裕を持たせることや処理施設の能力の維持を図る。

なお、県は、次の協定を締結している。

#### ア 災害時の一般廃棄物処理及び下水処理に係る相互応援に関する協定

・内容 一般廃棄物処理及び下水処理に係る相互応援

・相手方 県内の市町村、ごみ・し尿処理関係一部事務組合及び下水道管理者（平成 26 年 1 月 1 日）

#### イ 災害時における廃棄物の処理等に関する協定

・内容 災害廃棄物等の撤去、収集・運搬、処分

・相手方 愛知県衛生事業協同組合（平成 17 年 4 月 1 日付け）

一般社団法人愛知県産業資源循環協会（平成 17 年 4 月 1 日付け）

一般社団法人愛知県解体工事業連合会（平成 21 年 3 月 25 日付け）

一般社団法人愛知県建設業協会（平成 29 年 2 月 17 日付け）

一般社団法人愛知県土木研究会（平成 29 年 2 月 17 日付け）

一般社団法人日本建設業連合会中部支部（平成 29 年 2 月 17 日付け）

#### ウ 災害時等におけるフロン類の回収に関する協定

・内容 被災地で廃棄される冷凍空調機器等のフロン類回収

・相手方 愛知県フロン類排出抑制推進協議会（平成 17 年 4 月 1 日付け）

また、災害廃棄物の撤去等を円滑に進めるため、市の廃棄物担当部局、災害ボランティアセンターを運営する社会福祉協議会及び NPO・ボランティア関係団体等が平常時から連携を図り、災害時に緊密に連携して災害廃棄物の撤去等に対応するものとする。

## 17 罹災証明書の発行体制の整備

(1) 市は、災害時に罹災証明書の交付が遅滞なく行われるよう、住家被害の調査や罹災証明書の交付の担当部局を定め、住家被害の調査の担当者の育成、他の地方公共団体や民間団体との応援協定の締結、応援の受入れ体制の構築等を計画的に進めるなど、罹災証明書の交付に必要な業務の実施体制の整備に努めるものとする。

(2) 市は、効率的な罹災証明書の交付のため、当該業務を支援するシステムの活用について検討するものとする。

(3) 県は、市に対し、住家被害の調査の担当者のための研修機会の拡充等により、災害時の住家被害の調査の迅速化を図るものとする。また、育成した調査の担当者の名簿への登録、他の都道府県や民間団体との応援協定の締結等により、応援体制の強化を図るものとする。

## 第2節 必需物資の確保対策

市は、災害により、飲料水、食品、生活必需品の確保が困難な住民に対し、必要な物資を供給するため、公園や避難所等を活用し、備蓄倉庫又は耐水性を考慮した保管場所の確保及び整備を図り、集中備蓄、分散備蓄などにより、必要な生活物資の確保に努める。

### 1 飲料水の確保体制の整備

[資料編：V-8-(2)、IX-3, 8]

市は、発災後3日間は1人当たり1日3リットルの飲料水を供給し、それ以降は順次供給量を増加できるよう、被災後の経過日数ごとに、目標数量、給水方法などを定め、飲料水の確保体制の整備に努める。

- (1) 給水車等の整備
- (2) 給水用資機材の整備
- (3) 相互応援体制の整備

市で対応できない大規模な災害を想定し、他市町村や他県と協定を締結するなど、相互応援体制の整備に努める。

### 2 食品及び生活必需品の確保

[資料編：VI-1～3、IX-8]

市を始め防災関係機関は、食品及び生活必需品の確保、備蓄倉庫又は耐水性を考慮した保管場所の確保に努める。

- (1) 米穀の確保

市は、県が策定した「応急用米穀取扱要領」9(市町村長が自ら主食を確保する場合)に基づき、事前に米穀届出事業者等と米穀の供給協定の締結を行い、応急時の米穀の確保に努める。

- (2) 主食及び副食の確保

市は、乾パン、アルファ米などの主食とともに野菜などの副食を、自ら確保又は関係機関から調達する。

- (3) 生活必需品の確保

市は、量の確保が困難なときは、県への援助の要請をする。

県は、市から援助の要請を受けた場合は、備蓄物資の供給のほか、関係機関の協力を得て、その必要量を確保する。

主な生活必需品は、次のとおりである。

- |            |         |
|------------|---------|
| ア 毛布       | カ 医薬品等  |
| イ 被服       | キ 衛生用品  |
| ウ 日用品      | ク 仮設トイレ |
| エ 炊事道具・食器類 | ケ 簡易トイレ |
| オ 光熱用品     |         |

### 3 家庭内備蓄の推進

災害発生時には、ライフラインの途絶等の事態が予想されるので、7日分程度の飲料水、食料その他の生活物資の家庭内備蓄を推進する。

## 第8章 避難行動の促進対策

### ■ 基本方針

- 避難情報は、空振りをおそれず、住民等が適切な避難行動をとれるように、発令基準を基に発令する。
- 防災情報を災害の切迫度に応じて、5段階の警戒レベルにより提供するとともに、避難情報に対応する警戒レベルを明確にして対象者ごとに警戒レベルに対応したとるべき避難行動がわかるように伝達することなどにより、住民の積極的な避難行動の喚起に努める。
- 災害情報共有システム（Lアラート）の活用による報道機関等を通じた情報提供に加え、緊急速報メール機能等を活用して、気象警報や避難情報の伝達手段の多重化・多様化を図る。
- 市長は、あらかじめ指定緊急避難場所の指定及び整備、避難計画の作成を行うとともに、避難に関する知識の普及を図り、市民の安全の確保に努めるものとする。

### 第1節 気象警報や避難情報の情報伝達体制の整備

#### 1 市における措置

市は、さまざまな環境下にある住民、要配慮者利用施設や地下街等の施設管理者等が、災害のおそれのある場合に適時的確な避難行動を判断できるように、平時から継続的な防災教育やハザードマップ等を活用した実践的な訓練を実施し、とるべき避難行動等の周知を図る。また、気象警報や避難情報が速やかに確実に伝わるよう、関係事業者の協力を得つつ、防災行政無線、コミュニティFM放送、携帯電話（緊急速報メール機能を含む。）、IP通信網、ケーブルテレビ網等を用いた伝達手段の多重化、多様化の確保を図る。

また、迅速・的確な避難行動に結びつけるよう、その伝達内容等についてあらかじめ検討しておく。

#### 2 県における措置

県は、市に対して気象警報等が確実に伝わるよう、防災行政無線（高度情報通信ネットワーク）等を適切に維持管理する。

#### 3 市、県及びライフライン事業者における措置

市、県及びライフライン事業者は、災害情報共有システム（Lアラート）で発信する災害関連情報等の多様化に努めるとともに、情報の地図化等による伝達手段の高度化に努めるものとする。

### 第2節 緊急避難場所及び避難路の選定

#### 市における措置

[資料編：V-6-(2)、(3)]

#### 1 緊急避難場所の指定

市は、災害の種類に応じてその危険の及ばない場所・施設を指定緊急避難場所として災害対策基本法施行令に定める基準に従って指定し、災害の危険が切迫した場合における住民の安全な避難先を確保する。

なお、災害の想定等により必要に応じて、近隣の市町村の協力を得て、指定緊急避難場所を近隣市町

村に設けるものとする。

また、指定した緊急避難場所については、災害の危険が切迫した緊急時において、施設の開放を行う担当者をあらかじめ定める等管理体制を整備しておくとともに、必要に応じて指定緊急避難場所の中から広域避難場所や一時避難場所を選定する。

#### (1) 広域避難場所

市長は住民の生命・身体の安全を確保するため、必要に応じて次の基準により広域避難場所を選定し、確保する。なお、選定した場合には、広域避難場所及び周辺道路に案内標識、誘導標識等を設置し、平素から関係地域住民に周知を図る。

ア 広域避難場所は、都市大火からの避難を中心に考え、公園、緑地、グラウンド（校庭を含む）、公共空地等が適当と考えられる。

イ 広域避難場所における避難者1人当たりの必要面積は、おおむね2㎡以上とする。

ウ 広域避難場所は、要避難地区のすべての住民（昼間人口も考慮する。）を収容できるよう配置するものとする。

エ 広域避難場所内の木造建築物の割合は、総面積の2%未満であり、かつ、散在していなければならない。

オ 広域避難場所は、大規模なげ崩れや浸水などの危険のない所及び付近に多量の危険物等が蓄積されていない所とする。

カ 広域避難場所は、大火輻射熱を考慮し、純木造密集市街地から300m以上、建ぺい率5%程度疎開地では200m以上、耐火建築物からは50m以上離れている所とする。

キ 地区分けをする場合においては、町単位を原則とするが主要道路、鉄道、河川等を境界とし、住民がこれを横断して避難することはできるだけ避ける。

#### (2) 一時避難場所

市は、広域避難場所へ避難する前の中継地点として、避難者が一時的に集合して様子を見る場所又は集団を形成する場所並びにボランティア等の救援活動拠点となる場所として、公園、グラウンド（校庭を含む）、公共空地等を一時避難場所として選定し、確保する。

なお、避難者1人あたりの必要面積や地区分けについては広域避難場所と同様の取扱いとする。

#### (3) 避難支援場所

市は、指定避難所へ速やかに避難することが困難な場合の一時的な避難先として、公園、集会場及び公民館等を避難支援場所として選定し、確保する。

## 2 避難路の選定

緊急避難場所を指定した市は、市街地の状況に応じて次の基準により避難路を選定し、日頃から住民への周知徹底に努める。

- (1) 避難道路はおおむね8m～10mの幅員を有し、なるべく道路付近に延焼危険のある建物、危険物施設がないこと。
- (2) 避難道路は、浸水や斜面崩壊等による障害のない道路であること。
- (3) 避難道路は、相互に交差ししないものとする。
- (4) 自動車の交通量がなるべく少ないこと。
- (5) 避難道路の選択にあつては、住民の理解と協力を得て選定する。

### 3 指定緊急避難場所の指定基準

#### (1) 指定の対象となる異常な現象

異常な現象とは、洪水、崖崩れ、土石流、地滑り、高潮、地震、津波、大規模な火事、内水氾濫とする。

#### (2) 風水害を対象とする指定基準

ア 災害が切迫した状況において、速やかに、居住者等に当該避難場所が開設される管理体制を有していること。

イ 異常な現象による災害発生のおそれがない区域（安全区域）内に立地していること。

ウ 避難場所が安全区域外に立地する場合は、当該異常な現象に対して安全な構造であることのほか、洪水、高潮については、その水位よりも上に避難上有効なスペースがあること。

### 4 指定緊急避難場所

指定した施設及び場所については、その管理者と使用方法等を事前に協議するとともに、その位置を住民に周知するため、広報及び標示を行う。

#### (1) 指定避難所に指定された施設のうち、指定緊急避難場所の要件を満たすもの

#### (2) 高台にある公園や広場で災害の危険が及ばない場所

### 5 避難場所等

#### (1) 広域避難場所

大火災時における大規模な避難に適する空地とする。

#### (2) 拠点避難場所

地域の防災活動の拠点となる場所とする。

#### (3) 一時避難場所

一時避難場所は、指定避難所へ避難する前に自主的に避難して様子を見る場所で、身近にある公園、その他の空地とする。なお、避難場所の選定基準は、次による。

ア 1,000 m<sup>2</sup>以上の公園

イ 自主防災会等が選定する地域の小公園、寺社の境内及びその他の空地

#### (4) 避難支援場所

避難支援場所は、指定避難所へ速やかに避難することが困難な場合の一時的な避難先として避難する場所で、身近にある公園、その他の空地とする。なお、避難支援場所の選定基準は次のいずれかによる。

ア 自主防災会等が選定する地域の小公園、寺社の境内及びその他の空地

イ 上記によるほか必要と認める公園、集会場及び公民館等

#### (5) 帰宅困難者等一時避難場所

帰宅困難者等が一時的に避難し、情報提供や帰宅困難者等支援施設への適切な誘導を行うための中継地点となる豊橋駅南口駅前広場を指定する。

### 第3節 避難情報の判断及び伝達マニュアルの作成

#### 1 市における措置

##### (1) マニュアルの作成

市は、避難情報について、次の事項に留意の上、避難すべき区域や判断基準、伝達方法を明確にしたマニュアルを作成するものとする。

ア 豪雨、洪水、土砂災害等の災害事象の特性に留意すること

イ 収集できる情報として次の情報を踏まえること

(ア) 気象予警報及び気象情報

(イ) 河川の水位情報、指定河川洪水予報

(ウ) 海岸の水位情報

(エ) 土砂災害警戒情報、土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）

ウ 「避難情報に関するガイドライン」（内閣府）を参考にすること。

エ 区域の設定に当たっては、次の区域を踏まえるとともに、いざというときに市長自ら躊躇なく避難情報を発令できるよう具体的な区域を設定すること。

(ア) 河川氾濫による浸水が想定される区域（水防法に基づく浸水想定区域等）

(イ) 高潮氾濫による浸水が想定される区域（水防法に基づく浸水想定区域等）

(ウ) 土砂災害が発生するおそれのある土地（土砂災害防止法に基づく土砂災害警戒区域等）

オ 情報の提供にあたっては、危険の切迫性に応じて5段階の警戒レベルを付記するとともに避難情報の伝達文の内容を工夫すること、その対象者を明確にすること、対象者ごとにとるべき避難行動が分かるように伝達することなど、住民の積極的な避難行動の喚起に努める。

カ 洪水等及び高潮に対しては、ハザードマップ等により屋内で身の安全を確保できるか等を確認したうえで、居住者等が自らの判断で「屋内安全確保」の措置をとることも可能であることや、既に災害が発生又は切迫している状況（[警戒レベル5]）において、未だ避難が完了していない場合には、現在地よりも相対的に安全である場所へ直ちに移動を開始する必要があることにも留意すること。

キ 避難情報の発令基準等については、次の点に留意すること。

(ア) 避難の指示等を発令する基準は、土砂キキクル、浸水キキクル、洪水キキクル、流域雨量指数の予測値や河川水位などの数値あるいは防災気象情報（大雨、暴風、高潮等の特別警報、警報及び注意報並びにその補完的な情報等）、土砂災害警戒情報、指定河川洪水予報、水位周知河川の避難判断水位到達情報、水防警報の発表など、該当する警戒レベル相当情報を基に、具体的・客観的な内容であらかじめ設定するよう努める。

また、避難情報の発令基準の設定にあたっては、避難のための準備や移動に要する時間を考慮して設定するものとする。[警戒レベル4] 避難指示については、災害が発生するおそれが高い状況において、必要と認める地域の必要と認める居住者等に対して発令する。居住者等はこの時点で避難することにより、災害が発生する前までに指定緊急避難場所等へ立退き避難を完了することが期待できる。[警戒レベル5] 緊急安全確保は、災害が発生又は切迫している状況において、未だ危険な場所にいる居住者等に対し、立退き避難を中心とした避難行動から、緊急安全確保を中心とした避難行動への変容を特に促したい場合に発令する。ただし、災害が発生・切迫している状況で、その状況を必ず把握することができるとは限らないことなどから、本情報は必ず



発令されるものではない。

なお、一旦設定した基準についても、その信頼性を確保するため、災害の発生の都度、その適否を検証し、災害履歴と照らしあわせ、継続的に見直しを行っていく必要がある。

- (イ) 土砂災害に係る避難情報については、土砂災害警戒区域等を発令単位として事前に設定し、土砂災害の危険度分布等を用い、事前に定めた発令単位と危険度の高まっている領域が重複する区域等に避難情報を適切な範囲に絞り込んで発令できるよう、発令範囲をあらかじめ具体的に設定すること。

なお、土砂災害の発生が確認された場合や、大雨特別警報（土砂災害）（警戒レベル5相当）が発表された場合は、土砂災害警戒区域等以外の区域における災害の発生であっても、土砂災害の発生した箇所や周辺区域を含む事前に設定した区域を躊躇なく発令の対象区域とし、ただちに[警戒レベル5] 緊急安全確保を可能な範囲で発令すること。

- (ウ) 高潮に係る避難情報については、潮位に応じた想定浸水範囲を事前に確認し、想定最大までの高潮高と避難対象地域の範囲を段階的に定めておくなど、高潮警報等の予想最高潮位に応じて想定される浸水区域に避難指示を発令できるよう、発令範囲をあらかじめ具体的に設定すること。

なお、高潮による海岸堤防等の倒壊や異常な越波・越流を把握した場合や、潮位が危険潮位を超え、浸水が発生したと推測される場合など災害が発生直前又はすでに発生しているおそれがある場合には、[警戒レベル5] 緊急安全確保を可能な範囲で発令すること。水位周知海岸において氾濫発生情報が発表された場合も同様とする。

- (2) 判断基準の設定に係る助言

判断基準や発令対象区域の設定については、必要に応じて、専門的知識を有する中部地方整備局・県や名古屋地方気象台に助言を求めることとする。

- (3) 事前準備

市は、避難情報を発令しようとする場合において、国又は県に必要な助言を求めることができるよう、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先の共有を徹底しておくなど、必要な準備を整えておくものとする。

また、躊躇なく避難情報を発令できるよう、平常時から災害時における優先すべき業務を絞り込むとともに、当該業務を遂行するための役割を分担するなど、全庁をあげた体制の構築に努めるものとする。

## 2 県、名古屋地方気象台及び中部地方整備局における措置

県、名古屋地方気象台及び中部地方整備局は、市が、避難情報の判断基準や発令対象区域の設定及び見直しを行う場合について、必要な助言等を行うものとする。

## 第4節 避難誘導等に係る計画の策定

### 1 市及び防災上重要な施設の管理者における措置

市及び防災上重要な施設の管理者は、災害時において安全かつ迅速な避難を行うことができるようあらかじめ避難誘導等に係る計画を作成しておくものとする。その際、水害と土砂災害、複数河川の氾濫、台風等による高潮と河川洪水との同時発生等、複合的な災害が発生することを考慮するよう努める。

## (1) 市の避難計画

市の避難計画には、原則として次の事項を記載するものとする。

ア 避難情報を行う基準及び伝達方法

イ 緊急避難場所、避難所の名称、所在地、対象地区及び対象人口

なお、指定緊急避難場所に避難したホームレスについて、住民票の有無等に関わらず適切に受け入れられるよう、地域の実情や他の避難者の心情等について勘案しながら、あらかじめ受け入れる方策について定めるよう努めるものとする。

ウ 緊急避難場所、避難所への経路及び誘導方法

エ 緊急避難場所開放、避難所開設に伴う被災者救援措置に関する事項

(7) 給水措置

(イ) 給食措置

(ウ) 毛布、寝具等の支給

(エ) 材料、日用必需品の支給

(オ) 負傷者に対する応急救護

オ 緊急避難場所、避難所の管理に関する事項

(7) 緊急避難場所や避難所の秩序保持

(イ) 避難者に対する災害情報の伝達

(ウ) 避難者に対する応急対策実施状況の周知徹底

(エ) 避難者に対する各種相談業務

カ 災害時における広報

(7) 広報車による周知

(イ) 避難誘導員による現地広報

(ウ) 住民組織を通ずる広報

(エ) 防災行政用無線による広報

## (2) 防災上重要な施設の管理者の留意事項

学校、病院、工場、その他防災上重要な施設の管理者は、次の事項に留意してあらかじめ避難計画を作成し、関係職員等に周知徹底を図ると同時に、訓練等を実施することにより避難の万全を期するものとする。

ア 学校においては、それぞれの地域の特性等を考慮した上で、想定される被害の状況に応じた対応ができるよう、避難の場所、経路、時期及び誘導並びにその指示伝達の方法等を定める。

イ 義務教育の児童生徒を集団的に避難させる場合に備えて、学校及び教育行政機関においては、緊急避難場所及び避難所等の選定及び保健・衛生、給食等の実施方法について定める。

ウ 病院においては、患者を他の医療機関又は安全な場所へ集団的に避難させる場合において、他の医療機関又は避難所の確保、移送の方法、保健・衛生、入院患者に対する実施方法等について定める。

## 2 浸水想定区域及び土砂災害警戒区域のある市における措置

浸水想定区域（水防法に基づくもの）及び土砂災害警戒区域の指定を受けた区域のある市は、市地域防災計画において、洪水予報等の伝達方法、避難場所その他洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項や土砂災害に係る情報伝達、予警報の発令・伝達、避難、救助その他必要な警戒避難

体制に関する事項について定めるものとする。

市地域防災計画で具体的に定めるに内容については、第2章第4節、第3章第2節に定めるところによる。

### 3 避難行動要支援者の避難対策

第9章 第2節 要配慮者支援対策 参照

## 第5節 避難に関する意識啓発

### 市、県及び名古屋地方気象台における措置

市及び県は、住民が的確な避難行動をとることができるようにするため、緊急避難場所・避難所・災害危険地域等を明示した防災マップ、洪水時の浸水想定区域及び浸水深を示したハザードマップ、広報紙・PR紙などを活用した広報活動、並びに研修を実施し、住民の意識啓発を図るものとする。

#### (1) 緊急避難場所等の広報

緊急避難場所や避難所の指定を行った市は、次の事項につき、地域住民に対する周知徹底に努めるものとする。

ア 緊急避難場所、避難所の名称

イ 緊急避難場所、避難所の所在位置

ウ 避難地区分け

エ 緊急避難場所、避難所への経路

オ 緊急避難場所、避難所の区分

カ その他必要な事項

- ・指定緊急避難場所と指定避難所の役割が違うこと。
- ・指定緊急避難場所は災害種別に応じて指定がなされていること。

#### (2) 避難のための知識の普及

市、県及び名古屋地方気象台は、必要に応じて、次の事項につき住民に対して、普及のための措置をとるものとする。

ア 平常時における避難のための知識

イ 避難時における知識

(ア) 避難情報が発令された場合の安全確保措置としては、指定緊急避難場所等や安全な親戚・知人家、ホテル・旅館等の自主的な避難先への立退き避難を基本とすること。あらかじめ、避難経路や自主避難先が安全かを確認しておくこと。

(イ) 避難の際には発生するおそれのある災害に適した指定緊急避難場所を避難先として選択すべきであること。(特に、指定緊急避難場所と指定避難所が相互に兼ねる場合においては、特定の災害においては当該施設に避難することが不適當である場合があること。)

(ウ) 洪水等及び高潮については、住宅構造の高層化や浸水想定が明らかになってきていることなどから、災害リスクのある区域等に存する自宅・施設等においても上階への避難や高層階に留まるなど、居住者等がハザードマップ等を確認し自らの判断で、計画的に身の安全を確保することが可能な場合があること。あらかじめ、ハザードマップ等で浸水深や浸水継続時間等を確認し、自宅・施設等で安全を確保でき、かつ、浸水による支障を許容できるかを確認しておくとともに、長時間の孤立に備え、備蓄等を準備しておくこと。

(エ) 市長から〔警戒レベル5〕緊急安全確保が発令された場合、未だ避難できていない住民は、命の危険から身の安全を可能な限り確保するため、その時点でのいる場所よりも相対的に安全な場所へ直ちに移動等すること。急激に災害が切迫し発生した場合に備え、あらかじめ、自宅・施設等及び近隣でとり得る次善の行動を確認しておくこと。

(安全な場所にいる場合は必ずしも避難所に行く必要はない。)

ウ 緊急避難場所、避難所滞在中の心得

(3) その他

ア 防災マップの作成にあたっては住民も参加する等の工夫をすることにより、災害からの避難に対する住民等の理解の促進をはかるよう努める。

イ 市は、指定避難所及び指定緊急避難場所を指定して誘導標識を設置する際に、愛知県避難誘導標識等設置指針を参考とし、指定緊急避難場所の場合には、日本産業規格に基づく災害種別一般図記号を使用して、どの災害の種別に対応した避難場所であるかを明示するよう努める。

ウ 市及び県は、災害種別一般図記号を使った避難場所標識の見方に関する周知に努める。

## 第9章 避難所・要配慮者支援・帰宅困難者対策

### ■ 基本方針

- 市長は、あらかじめ指定避難所を指定し、避難所としての施設機能及び運営体制の整備を図り、災害時における市民の生活環境の確保に努めるものとする。
- 市、県及び要配慮者が利用する社会福祉施設等の管理者は、「人にやさしい街づくりの推進に関する条例」(平成6年愛知県条例第33号)の目的に従い、真に人にやさしい施設整備に努めるとともに、要配慮者に配慮した情報伝達体制の推進及び教育・広報活動などに努める。
- 市にあっては、避難行動要支援者を適切に避難誘導し、安否確認を行うため、地域住民、自主防災組織、民生委員児童委員、介護保険事業者、障害福祉サービス事業者、ボランティア団体等の多様な主体の協力を得ながら、平常時より、避難行動要支援者に関する情報を把握の上、関係者との共有に努めることとする。また、避難行動要支援者への対応を強化するため、情報伝達体制の整備、避難誘導体制の整備、避難訓練の実施を一層図るものとする。その際には、内閣府が作成した「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」や、県が作成している「市町村のための災害時要配慮者支援体制構築マニュアル」などを活用するものとする。
- 社会福祉施設等の管理者は、その施設を利用する者を適切に避難誘導するため、市、地域住民、ボランティア団体等の多様な主体と協力体制を図るものとする。
- 令和2年における新型コロナウイルス感染症の発生を踏まえ、避難所における避難者の過密抑制など感染症対策の観点を取り入れた防災対策を推進するものとする。
- 市及び県は、公共交通機関の運行状況によっては、「むやみに移動(帰宅)を開始しない」という基本原則を積極的に広報することにより、帰宅困難者の集中による混乱発生の防止に努める必要がある。また、一斉帰宅を抑制するため、事業者等に対して従業員等を職場等に滞在させることができるよう、必要な物資の備蓄等を促すものとする。

### 第1節 避難所の指定・整備等

#### 市における措置

[資料編：V-6]

#### 1 避難所等の整備・指定

##### (1) 避難所等の整備

市は、地域の実情に応じた避難者数を想定し、さらに市町村相互の応援協力体制のバックアップのもとに避難所等の整備を図る。

また、避難者が最寄りの指定緊急避難場所へ避難できるよう、必要に応じて町丁界や行政界を越えての避難を考慮して整備していくものとする。

なお、都市農地を避難場所等として活用できるよう、都市農業者や関係団体との協定の締結や当該農地における防災訓練の実施等に努めるものとする。

##### (2) 指定避難所の指定

ア 市は、避難所が被災した住民が一定期間滞在する場であることに鑑み、円滑な救援活動を実施し、また一定の生活環境を確保する観点から、学校や公民館等の住民に身近な公共施設等を災害対策基

本法施行令に定める規模条件、構造条件、立地条件、交通条件等の基準に従って指定するものとする。

イ 上記アの基準に加え、避難所として指定する施設は、耐震性、耐火性の確保、天井等の非構造部材の耐震対策を図るとともに、バリアフリー化しておくことが望ましい。

ウ 避難者の避難状況に即した最小限のスペースを、次のとおり確保するとともに、避難所運営に必要な本部、会議、医療、要配慮者等に対応できるスペースを確保するものとする。

#### ＜一人当たりの必要占有面積＞

1 m <sup>2</sup> /人	発災直後の一時避難段階で座った状態程度の占有面積
2 m <sup>2</sup> /人	緊急対応初期の段階での就寝可能な占有面積
3 m <sup>2</sup> /人	避難所生活が長期化し、荷物置き場を含めた占有面積

※ 介護が必要な要配慮者のスペース規模は、収容配置上の工夫を行う。

また、避難者の状況に応じた必要な規模の確保に努める必要がある。

#### ＜新型コロナウイルス感染症対応時の必要占有面積＞

一家族が、目安で3m×3mの1区画を使用し、各区画（一家族）の距離は1～2m以上空ける（※人数に応じて区画の広さは調整する。）。

エ 指定避難所となる施設において、あらかじめ、必要な機能を整理し、備蓄場所の確保、通信設備の整備等を進めるものとする。

オ 必要に応じ県と連携を取り、社会福祉施設、公共宿泊施設等の管理者との協議により、配慮を要する高齢者、障害者等が相談等の必要な生活支援が受けられるなど、安心して生活できる体制を整備した指定福祉避難所の選定に努める。なお、医療的ケアを必要とする者に対しては、人工呼吸器や吸引器等の医療機器の電源の確保等の必要な配慮をするよう努めるものとする。

カ 指定に当たっては、原則として、防災関係機関、教育機関の管理諸室、病院等医療救護施設、ヘリポート、物資集配拠点などの災害対策に必要な施設を避難所として使用しないこととする。また、災害発生時に複数の避難者がやむを得ず指定避難所以外の施設に避難した場合は、その場所を新たに避難所として追認、登録することが必要である。

キ 市は、指定管理施設を指定避難所とする場合には、施設の設置者及び指定管理者との間で、あらかじめ避難所運営に関する役割分担等を明確にしておくものとする。

#### (3) 避難所が備えるべき設備の整備

避難所には、内閣府が作成した「避難所における良好な生活環境の確保に向けた取組指針」を踏まえ、テント、仮設トイレ、マンホールトイレ、毛布、段ボールベッド、パーティション等の整備を図るとともに、マスク、消毒液の備蓄に努める。さらに、空調・洋式トイレなど要配慮者にも配慮した施設・設備の整備に努める。

なお、バリアフリー化がされていない施設を避難所とした場合には、要配慮者が利用しやすいよう障害者用トイレ、スロープ等の仮設に努める。

また、必要に応じ指定避難所の電力容量の拡大に努めるとともに、緊急時に有効な次の設備について

て、平常時から避難所等に備え付け、利用できるよう整備しておくよう努めていく。

ア 情報受発信手段の整備：防災行政無線、携帯電話、ファクシミリ、パソコン、拡声器、コピー機、テレビ、携帯ラジオ、ホワイトボード等

イ 運営事務機能の整備：コピー機、パソコン等

ウ バックアップ設備の整備：投光器、再生可能エネルギーの活用を含めた非常用発電設備等

#### (4) 避難所の破損等への備え

市は、避難所として指定した施設等の破損に備えて、避難用テントの備蓄等を図る。

#### (5) 避難所の運営体制の整備

ア 市は、県が作成した「愛知県避難所運営マニュアル」、「妊産婦・乳幼児を守る災害時ガイドライン」及び市の「豊橋市避難所運営マニュアル」などを活用し、各地域の実情を踏まえ、避難所ごとに運営体制の整備を図るものとする。

イ 市は、マニュアルの作成、訓練等を通じて、避難所の運営管理のために必要な知識等の普及に努め、住民等が主体的に避難所を運営できるように配慮する。

ウ 避難所の運営にあたっては、現に避難所に滞在する住民だけでなく、在宅や車中、テントなどでの避難生活を余儀なくされる住民への支援も念頭に置いた運営体制を検討する。

エ 市は、避難所でのペット同行避難者の受入体制について検討する。

オ 市は、避難所に避難したホームレスについて、住民票の有無等に関わらず適切に受け入れられるよう、地域の実情や他の避難者の心情等について勘案しながら、あらかじめ受け入れる方策について定めるよう努めるものとする。

カ 新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策について、感染者が発生した場合の対応を含め、市が作成した「感染症を考慮した避難所開設ガイドライン」などを参考に、平常時から防災担当部局と保健所及び避難所担当部局が連携して取組を進めるとともに、必要な場合には、ホテルや旅館等の活用等を含めて、可能な限り多くの避難所の開設に努めるものとする。

キ 新型コロナウイルス感染症を含む感染症の拡大のおそれがある状況下での災害対応に備え、感染症対策に配慮した避難所開設・運営訓練を積極的に実施するものとする。

## 2 指定避難所等の指定基準

- (1) 被災者等を滞在させるために必要かつ適切な規模を有するものであること。
- (2) 速やかに被災者等を受け入れ、又は生活関連物資を被災者等に配布することが可能な構造又は設備を有するものであること。
- (3) 想定される災害による影響が比較的少ない場所に立地していること。
- (4) 車両その他の運搬手段による物資の輸送等が比較的容易な場所にあるものであること。
- (5) 専ら要介護高齢者、障害者等の要配慮者のため開設する指定福祉避難所は、バリアフリー化され、また、相談や介助等の支援体制等を有すること。

## 3 各種避難所

### (1) 指定避難所等

避難所として指定した施設については、その施設の管理者と使用方法等を事前に協議するとともに、

その位置を住民に周知するため、広報及び標示を行う。

また、事前に避難所等として指定された施設等の破損に備えて、避難用テントの備蓄等を計画的に進めるとともに、災害時には、避難所等の円滑な運営を図るものとする。

なお、必要に応じて、あらかじめ指定された施設以外の施設についても、二次災害の危険か所等に配慮しつつ、管理者の同意を得て避難所として開設する。

ア 第一指定避難所

防災拠点としての機能を持つ地区、校区市民館を原則とする。

イ 第二指定避難所

第一指定避難所の収容能力を超えたときの避難所で、多数の収容能力をもつ学校等とする。

ウ 指定福祉避難所

福祉センターなど福祉機能を有した施設とする。

エ 帰宅困難者等支援施設

豊橋駅周辺の帰宅困難者等の帰宅支援施設としてこども未来館及び穂の国とよはし芸術劇場を指定する。

オ 帰宅困難者等一時支援施設

帰宅困難者等の一時支援施設として防災ひろばを指定する。

(2) 整備保存すべき帳簿

ア 避難所収容台帳

イ 避難所用物品受払簿

ウ 避難所設置及び収容状況

エ 避難所設置に要した支払証拠書類

オ 避難所設置に要した物品受払証拠書類

## 第2節 要配慮者支援対策

### 市、県及び要配慮者利用施設等管理者における措置

(1) 要配慮者利用施設等における対策

ア 組織体制の整備

要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、災害の予防や災害時の迅速かつ的確な対応を行うため、あらかじめ自衛防災組織等を整備し、動員計画や非常招集体制等の確立に努める。

また、市との連携のもとに、近隣施設間、地域住民やボランティア関係団体等の協力を得て、入所者の実態に応じた体制づくりに努める。

イ 緊急連絡体制の整備

市及び施設等管理者は、風水害等災害の発生に備え、消防機関等への緊急通報のための情報伝達手段の整備を図るものとする。

ウ 防災教育・防災訓練の実施

市及び施設等管理者は、要配慮者が自らの対応能力を高めるため、個々の要配慮者の態様に合わせた防災教育や防災訓練の充実強化を図るものとする。

エ 防災備品等の整備



施設等管理者は、災害に備え、食糧や生活必需品の備蓄を図るよう努める。

オ 非常用電源の確保等

病院、要配慮者に関わる社会福祉施設等の人命に関わる重要施設の管理者は、発災後 72 時間の事業継続が可能となる非常用電源を確保するよう努めるものとする。

(2) 在宅の要配慮者対策

ア 緊急警報システム等の整備

市は、要配慮者の対応能力を考慮した緊急警報システムの整備を進めるとともに、地域ぐるみの避難誘導システムの確立を図るものとする。

イ 応援協力体制の整備

市は、被災時の要配慮者の安全と入所施設を確保するため、医療機関、社会福祉施設、近隣住民、自主防災組織やボランティア関係団体、国及び他の地方公共団体等との応援協力体制の確立に努めるものとする。

ウ 防災教育・防災訓練の実施

市は、要配慮者が自らの対応能力を高めるため、個々の要配慮者の態様に合わせた防災教育や防災訓練の充実強化を図るものとする。

(3) 避難行動要支援者対策

ア 市は、要配慮者のうち災害時において自ら避難することが困難であって、円滑かつ迅速な避難の確保の観点で特に支援を要する避難行動要支援者に対する避難支援に係る事項について、次のとおり定めることとし、細目的な部分については、避難行動支援の全体計画を定めるものとする。さらには、名簿に登載する避難行動要支援者ごとに、当該避難行動要支援者について避難支援等を実施するための個別避難計画を作成するよう努めるものとする。ただし、個別避難計画を作成することについて当該避難行動要支援者の同意が得られない場合は、この限りではない。

なお、個別避難計画の作成に当たっては、災害の危険性等地域の実情に応じて、優先順位の高い避難行動要支援者から個別避難計画を作成するよう努めるものとする。

※人工呼吸器や酸素供給装置、胃ろう等を使用し、たんの吸引や経管栄養などの医療的ケアが日常的に必要な「医療的ケア児」等、保護者だけでは避難が困難で支援を必要とする障害児等も対象となりうる点に留意すること。

イ 避難行動要支援者名簿の整備等

(ア) 要配慮者の把握

市は、災害時に要配慮者に対する援護が適切に行われるよう、関係部署等が保有している要介護高齢者や障害者、外国人等の情報を把握し、関係部署の役割分担について定めるものとする。

なお、障害児の場合、支援区分がないが、保護者のみでは避難行動が困難である可能性の高い重症心身障害児や医療的ケア児は、障害児通所支援における基本報酬や加算の情報により把握する方法もある。

(イ) 避難行動要支援者名簿の作成

市は、要配慮者の中から、要介護状態区分、障害支援区分、家族の状況等を考慮し、避難行動要支援者の要件を設定し、氏名・生年月日・性別・住所又は居所・電話番号その他の連絡先・避難支援等を必要とする理由等必要な事項を記載した避難行動要支援者名簿を作成すること。その際、

設定した要件にあてはまらない者であっても、要配慮者自らが名簿への掲載を求めた場合には柔軟に対応できるものとする。

(ウ) 避難行動要支援者名簿の更新と情報の共有

名簿に登載される要支援者は、転出・転入、出生・死亡、障害の発現等により絶えず変化するとから、避難支援に必要となる情報を適宜更新し、関係者間で共有する。

(エ) 避難支援等関係者への事前の名簿情報の提供

名簿情報を提供できる範囲は、民生委員、児童委員、自主防災組織、その他避難支援等の実施に携わる関係者とする。ただし、該当市条例に特別の定めがある場合を除き、名簿情報を提供することについて当該名簿情報によって識別される特定の個人の同意が得られない場合は、この限りではない。

併せて、これらの名簿情報の施錠可能な場所での保管の徹底や、複製の制限等による情報管理の徹底を図るとともに、避難支援等関係者への研修会の開催等を通じて、適切な管理、情報漏洩防止の措置等を講じるよう周知徹底を図る。なお、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても名簿の活用に支障が生じないように、名簿情報の適切な管理に努めるものとする。

また、市は、避難行動要支援者本人への郵送や個別訪問などの働きかけによる説明及び意思確認により、平常時から、名簿情報を広く避難支援等関係者に提供することについて周知を行う。

ウ 個別避難計画の作成等

(7) 個別避難計画の作成

市は、避難行動要支援者に関する氏名・生年月日・性別・住所又は居所・電話番号その他の連絡先・避難支援等を必要とする理由等のほか、避難支援等実施者の氏名又は名称・住所又は居所・電話番号その他の連絡先・避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項等必要な事項を記載した個別避難計画を作成するよう努める。

(イ) 避難支援者等関係者への事前の個別避難計画情報の提供

個別避難計画情報を提供できる範囲は、民生委員、児童委員、自主防災組織、その他避難支援等の実施に携わる関係者とする。

併せて、これらの情報の施錠可能な場所での保管の徹底や、複製の制限等による情報管理の徹底を図るとともに、避難支援等関係者への研修会の開催を通じて、情報漏洩防止の措置を求める等、避難行動要支援者及び第三者の権利利益を保護する措置について市地域防災計画であらかじめ定めることとする。なお、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても個別避難計画の活用に支障が生じないように、情報の適切な管理に努めるものとする。

また、市は、市の条例の定めにより又は避難行動要支援者本人への郵送や個別訪問などの働きかけによる説明及び意思確認により、平常時から、情報を広く避難支援者等関係者に提供することについて周知を行う。

(ウ) 個別避難計画と地区防災計画の整合

市は、個別避難計画が作成されている避難行動要支援者が居住する地区において、地区防災計画を定める場合は、地域全体での避難が円滑に行われるよう、個別避難計画で定められた内容を前提とした避難支援の役割分担及び支援内容を整理し、両計画の整合が図られるよう努めるものとする。また、訓練等により、両計画の一体的な運用が図られるよう努めるものとする。

エ 市は、必要に応じて安全が確認された後に、運送事業者等の協力を得ながら、避難行動要支援者を円滑に緊急避難場所から避難所へ移送する。

オ 避難行動要支援者名簿作成に必要な個人情報及びその入手方法

市長は、名簿の作成に必要な限度で、その保有する要配慮者の氏名その他の要配慮者に関する情報を、その保有に当たって特定された利用の目的以外の目的のために内部で利用するものとする。

市長は、名簿の作成のため必要があると認めるときは、関係都道府県知事その他の者に対して、要配慮者に関する情報の提供を求めるものとする。

#### (4) 外国人等に対する対策

市、県及び防災関係機関は、被災地に生活基盤を持ち、避難生活や生活再建に関する情報を必要とする在日外国人市民と、早期帰国等に向けた交通情報を必要とする外国人旅行者は行動特性や情報ニーズが異なることを踏まえ、災害発生時に迅速かつ的確な行動がとれるよう、次のような防災環境づくりに努めるものとする。

ア 避難場所や避難所、避難路の標識等については、ピクトグラム（案内用図記号）を用いるなど簡明かつ効果的なものとするとともに、多言語化を推進する。

イ 外国人を支援の対象としてだけでなく、地域の担い手として活躍できるよう、地域全体で災害時の体制の整備に努めるものとする。

ウ 多言語ややさしい日本語による防災知識の普及活動を推進する。

エ 外国人も対象とした防災教育や防災訓練の普及を図るよう努める。

オ 災害時に多言語情報の提供を行う愛知県災害多言語支援センターの体制整備を推進する。

#### (5) 浸水想定区域内等の要配慮者利用施設に対する対策

[資料編:IV-23]

ア 浸水想定区域内等の施設等の公表

市は、浸水想定区域内及び土砂災害警戒区域内の高齢者等の要配慮者が利用する施設で当該施設の利用者の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められるものがある場合には、これらの施設名称及び所在地について市地域防災計画に定めるとともに、住民への周知を図る。

イ 洪水時等の要配慮者が利用する施設の管理者への洪水予報等の的確かつ迅速な伝達

市は、市地域防災計画において、浸水想定区域内及び土砂災害警戒区域内の要配慮者が利用する施設で当該施設の利用者の洪水時及び土砂災害のおそれがある場合の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められるものについては、当該施設の利用者の円滑かつ迅速な避難の確保を図られるよう洪水予報等の伝達方法を定めるとともに、住民への周知を図る。

ウ 要配慮者利用施設における避難確保計画の作成及び避難訓練の実施

##### (ア) 計画の作成等

市地域防災計画にその名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の管理者等は、水害時及び土砂災害が発生するおそれがある場合における当該要配慮者利用施設を利用している者の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために、避難確保計画を作成し、市長に報告するとともに、当該避難確保計画に基づき避難訓練を実施し、その結果を市長に報告するものとする。

##### (イ) 施設管理者等に対する防災知識の普及

市は、市地域防災計画に要配慮者利用施設の名称及び所在地を定めた場合に、当該要配慮者利用施設の管理者等に対して、水害や土砂災害の危険性を説明するなど、避難確保計画の作成及び

避難訓練の実施の重要性を認識させるよう努める。

(ウ) 施設管理者等に対する支援

県及び市の関係部局は、当該要配慮者利用施設における避難確保計画の作成及び避難訓練の実施について、当該要配慮者利用施設の管理者等を、連携して支援するよう努める。

(エ) 市長の指示等

市長は、市地域防災計画にその名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設が作成する避難確保に関する計画について、当該要配慮者利用施設の所有者又は管理者が計画を作成していない場合において、当該要配慮者利用施設の水害時及び土砂災害が発生するおそれがある場合における当該要配慮者利用施設を利用している者の円滑かつ迅速な避難の確保を図るため必要があると認めるときは、当該要配慮者利用施設の所有者又は管理者に対して必要な指示をすることができ、また、当該要配慮者利用施設の所有者又は管理者が、正当な理由なくその指示に従わなかった時は、その旨を公表することができる。

(オ) 市長の助言・勧告

市長は、市地域防災計画にその名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設に係る避難確保計画の作成又は避難訓練の実施に関し必要な助言又は勧告をすることができる。

## 第3節 帰宅困難者対策

### 1 市及び県における措置

市及び県は、公共交通機関が運行を停止した場合、ターミナル駅周辺等において、自力で帰宅することが困難な帰宅困難者が大量に発生する可能性があることから、次の対策を実施する。

(1) 帰宅困難者対策の基本原則や安否確認手段に係る広報

「むやみに移動（帰宅）を開始しない」という帰宅困難者対策の基本原則や安否確認手段の家族間等での事前確認等の必要性について、平常時から積極的に広報するものとする。

(2) 事業者による物資の備蓄等の促進

企業等に対して、従業員等を一定期間事業所等内に留めておくことができるよう、必要な物資の備蓄等を促すものとする。

(3) 一時的に滞在する場所として利用する施設の確保

市及び県は、旅行者や買い物客等、近くに身を寄せるあてのない帰宅困難者等が帰宅を開始するまでの間、一時的に滞在する場所として利用する施設を、公共施設や民間施設を活用し、必要に応じて確保しておく等の対策を行うものとする。

### 2 支援体制の構築

帰宅困難者に対する対応は、安否確認の支援、被害情報の伝達、一時滞留施設（滞在場所）の提供、帰宅のための支援等、多岐にわたるものである。

また、帰宅困難者対策は、行政のエリアを越えかつ多岐にわたる分野に課題が及ぶことから、これに関連する行政、事業所、学校、防災関係機関が相互に連携・協力する仕組みづくりを進め、発災時における交通情報の提供、水や食料の提供、従業員や児童生徒等の保護などについて、支援体制の構築を図っていくものとする。

## 第 10 章 広域応援・受援体制の整備

### ■ 基本方針

○ 市、県等の防災関係機関は、大規模な災害等が発生した場合において、速やかに災害応急活動等が実施できるよう、あらかじめ相互応援協定を締結するなど、広域的な応援体制の整備を図るとともに、国や地方公共団体等からの応援職員等を迅速・的確に受け入れるための受援体制の整備に努めるものとする。

なお、相互応援協定の締結にあたっては、大規模な災害等による同時被災を避ける観点から、近隣の団体に加えて、遠方に所在する団体との間の協定締結も考慮するものとする。

### 第 1 節 広域応援・受援体制の整備

#### 1 市及び県における措置

[資料編：IX]

##### (1) 応援要請手続きの整備

市及び県は、国又は他の地方公共団体への応援要請が迅速に行えるよう、受援計画に基づきあらかじめ要請の手順、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先の共有を徹底しておくなど、必要な準備を整えるものとする。

##### (2) 応援協定の締結等

###### ア 相互応援協定の締結

市及び県は、災害対策基本法第 49 条の 2 に基づき、県、市町村等との相互応援に関する協定の締結に努めるものとする。

なお、県は、次の協定を締結している。

- ① 災害時等の応援に関する協定（中部 9 県 1 市（富山県、石川県、福井県、長野県、岐阜県、静岡県、愛知県、三重県、滋賀県及び名古屋市）
- ② 全国都道府県における災害時等の広域応援に関する協定

###### イ 技術職員の確保

市及び県は、土木・建築職などの技術職員が不足している市町村への中長期派遣等による支援を行うため、技術職員の確保及び災害時の派遣体制の整備に努めるものとする。

###### ウ 民間団体等との協定の締結等

市及び県は、災害対策基本法第 49 条の 3 に基づき、民間団体等と応援協定を締結するなど必要な措置を講ずることにより、各主体が災害発生時に迅速かつ効果的な災害応急対策を行えるよう努めるものとする。民間団体等に委託可能な災害対策に係る業務（被災情報の整理、支援物資の管理・輸送等）については、あらかじめ、民間団体等との間で協定を締結しておく、輸送拠点として活用可能な民間団体等の管理する施設を把握しておくなど協力体制を構築し、民間団体等のノウハウや能力等を活用するものとする。また、相互支援体制や連携体制の整備に当たっては、訓練等を通じて、発災時の連絡先、要請手続等の確認を行うなど、実効性の確保に留意すること。

##### (3) 受援体制の整備

市及び県は、「豊橋市受援計画」に基づき、国や他の地方公共団体等からの応援職員等を迅速・的確

に受け入れて情報共有や各種調整等を行うための受援体制の整備に努めるものとする。特に、庁内全体及び各業務担当部署における受援担当者の選定や応援職員等の執務スペース等の確保を行うものとする。その際、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策のため、適切な空間の確保に配慮する。

また、市及び県は、訓練等を通じて、応急対策職員派遣制度を活用した応援職員の受け入れについて、活用方法の習熟、発災時における円滑な活用の促進に努めるものとする。

#### (4) 訓練、検証等

市及び県は、受援計画や相互応援協定等の実効性を高めていくため、各種訓練等を通じた検証を行うとともに、検証結果や国、県、市町村、その他防災関係機関等の体制変更、施設、資機材等の整備の進捗に応じて、随時、計画等の必要な見直しを行うものとする。

## 2 防災関係機関における措置

防災関係機関は災害応急対策又は災害復旧の実施に際し、相互応援や民間団体等の協力を得るため、災害対策基本法第 49 条の 2 及び同条の 3 の規定等により、応援協定を締結するなど必要な措置を講ずるよう努める。

## 第 2 節 応援部隊等に係る広域応援体制の整備

### 1 市及び県における措置

#### (1) 緊急消防援助隊

市及び県は、大規模災害の発生時に消防庁長官の判断に基づき、人命救助活動等の消防応援を行う緊急消防援助隊を充実強化するとともに、実践的な訓練等を通じて消防活動能力の向上に努めるものとする。

#### (2) 広域航空消防応援

市及び県は、大規模特殊災害が発生した場合において、「大規模特殊災害時における広域航空消防応援実施要綱」に基づく広域航空消防応援が、円滑、迅速に実施できるよう実践的な訓練等を通じて活動体制の整備に努めるものとする。

#### (3) 県内の広域消防相互応援

市は、愛知県下に大規模災害等が発生した場合において、「愛知県内広域消防相互応援協定」に基づく消防応援活動が、迅速、的確に実施できるよう実践的な訓練等を通じて活動体制の整備に努めるものとする。

#### (4) 医療救護活動広域応援

県は、中部 9 県 1 市で締結した「災害時等の応援に関する協定」において、医療救護活動に必要な物資等の提供及びあっせん並びに人員の派遣、医療機関による傷病者の受入について相互に応援することを定めている。

県は、大規模災害等が発生した場合において、「愛知 DMAT 設置運営要領」及び「愛知 DMAT に関する協定」に基づく医療救護活動が、迅速、的確に実施できるよう災害派遣医療チーム (DMAT) の充実強化や実践的な訓練、ドクターヘリの災害時の運用要領の策定や複数機のドクターヘリ等が離着陸可能な参集拠点等の確保の運用体制の構築等を通じて、救急医療活動等の支援体制の整備に努めるものとする。

また、県は、災害派遣精神医療チーム（DPAT）等の整備に努めるものとする。

#### (5) 自衛隊

県は、自衛隊への派遣要請が迅速に行えるよう、あらかじめ要請の手順、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくものとする。

また、円滑な活動が行えるよう、相互の情報連絡体制の充実を図るとともに、共同防災訓練の実施等に努めるとともに、いかなる状況において、どのような分野（救助、救急、応急医療、緊急輸送、消火等）について、自衛隊への派遣要請を行うのか、平常時よりその想定を行い、自衛隊に書面にて連絡しておくものとする。

## 2 県警察における措置

(1) 県警察は、実践的な訓練、装備資機材の充実等を通じて、都道府県警察の相互支援を行う警察災害派遣隊等の災害警備能力の向上に努めるものとする。

(2) 県警察は、警察法第 60 条の規定に基づき警察災害派遣隊等の応援を受けた場合、部隊活動が迅速、的確に実施できるように努めるものとする。

(3) 県警察は、救出救助用資機材の整備を推進するものとする。

## 3 中部地方整備局における措置

中部地方整備局は、緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）等が迅速に活動できるよう、人員の派遣及び資機材の提供を行う体制の整備を図るとともに、研修及び実践的な訓練の実施により、支援体制の充実・強化を図るものとする。

## 第 3 節 支援物資の円滑な受援供給体制の整備

### 市及び県における措置

(1) 災害時の円滑な物流に向けた体制の検討

市及び県は、円滑に国等からの支援物資の受入・供給を行うため、広域物資輸送拠点や地域内輸送拠点等（以下、「物資拠点」という。）の見直しを始め、物資拠点における作業体制等について検討を行うとともに、関係機関との情報の共有に努めるものとする。

また、緊急輸送が円滑に実施されるよう、あらかじめ、運送事業者等と物資の保管、荷捌き及び輸送に係る協定を締結するなど体制の整備に努めるものとする。この際、市及び県は、災害時に物資拠点から指定避難所等までの輸送手段を含めた体制が速やかに確保できるよう、あらかじめ、適切な物資拠点を選定しておくよう努めるものとする。

(2) 訓練・検証等

市及び県は、災害時に支援物資を円滑に搬送するため、連携して物資拠点等における訓練を行うとともに、訓練検証結果や国、県、市、その他防災関係機関等の体制変更、施設、資機材等の整備の進捗に応じて、随時、計画等の必要な見直しを行うものとする。

## 第4節 防災活動拠点の確保等

### 市及び県における措置

市及び県は、円滑に国等からの広域的な応援を受けることができるよう、「豊橋市受援計画」に基づき自衛隊・警察・消防を始めとする応援部隊等の展開及び宿営の拠点、資機材・物資の集結・集積に必要な拠点、緊急輸送ルート等の確保、整備及びこれらの拠点等に係る関係機関との情報の共有に努めるものとする。また、県は、広域かつ甚大な災害が発生した際に全国から人員や物資等の支援を受け入れ、被災地域の防災拠点に迅速かつ的確に供給する「愛知県基幹的広域防災拠点」を空港と高速道路網の二つに直結する「名古屋空港北西部」（豊山町・青山地区）において整備する。当該拠点には、臨空消防学校（仮称）と愛知県防災公園を整備し、拠点の本部機能を確保するとともに、警察災害派遣隊、緊急消防援助隊、自衛隊、TEC-FORCEのベースキャンプ用地や、国からのプッシュ型支援物資の受け入れ、県内全域への供給に必要な物資ターミナルとする。

なお、緊急輸送ルート等の確保にあたっては、多重化や代替性・利便性等を考慮しつつ、災害発生時の緊急輸送活動のために確保すべき道路、港湾、漁港、飛行場等の輸送施設及びトラックターミナル、卸売市場、展示場、体育館等の輸送拠点について把握・点検するものとする。

また、市、県及び国は、防災機能を有する道の駅を地域の防災拠点として位置付け、その機能強化に努めるものとする。



## 第11章 防災訓練及び防災意識の向上

### ■ 基本方針

- 市、県及び国は、「自らの命は自らが守る」という意識の徹底や、地域の災害リスク、正常性バイアス等の必要な知識及び災害時にとるべき避難行動等についての住民の理解を促進するため、行政主導のソフト対策のみでは限界があることを前提とし、住民主体の取組を支援・強化することにより、社会全体としての防災意識の向上を図るものとする。
- 市、県及び国は、「自らの命は自らが守る」という意識の徹底や、地域の災害リスクととるべき避難行動等についての住民の理解を促進するため、行政主導のソフト対策のみでは限界があることを前提とし、住民主体の取組を支援・強化することにより、社会全体としての防災意識の向上を図るものとする。
- 市、県及び国は、防災週間、水防月間、土砂災害防止月間、山地災害防止キャンペーン、全国火災予防運動、文化財防火デー等を通じ、積極的かつ継続的に防災訓練を実施するものとする。
- 防災訓練、教育等の実施にあたっては、要配慮者の多様なニーズに十分配慮し、地域において要配慮者を支援する体制が整備されるよう努めるとともに、被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮するよう努める。
- 様々な複合災害を想定した図上訓練等を行い、各種対策や計画の見直しに努める。

### 第1節 防災訓練の実施

#### 1 防災訓練

市は、災害応急対策の円滑な実施に寄与するため、計画的な図上又は実地訓練の実施を重ね、責任の自覚と技術の練磨を図る。その際、要配慮者に十分配慮し、地域において要配慮者を支援する体制が整備されるよう努めるとともに、被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮するよう努めるものとする。

なお、実働訓練の実施にあたっては、過去の災害を教訓としたより実践的なものとする。

##### (1) 基礎訓練

通信連絡、非常招集、避難、各種救助、水防、消防、その他の訓練を行う。

##### (2) 総合訓練

上記各種の基礎訓練を組合せて行い、有機的な連携動作の向上を図るため、愛知県を始め関係機関、公共的団体、民間協力団体及び住民、事業所が一体となって、又は連携して、同一の想定に基づき予想される事態に即応した実践的な内容の災害応急対策活動を実施する。

また、災害応援に関する協定に基づき、他市町村との訓練の相互参加及び共同訓練の実施に努める。

さらに、ボランティア団体に対しても、総合訓練への参加を求める。

##### ア 総合防災訓練

大災害発生の際の被害と混乱を最小限に防除するため県・市・防災関係各機関が総合的な訓練を実施し、各機関の協力体制を確立する。

実施時期	災害発生が予想される前の訓練効果のある時期
実施場所	豊橋市内一円
訓練内容	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 気象予報等の受領と関係方面への必要な通報伝達並びに広報活動</li> <li>2. 災害対策本部員会議</li> <li>3. 被害状況等の速報並びに自衛隊の派遣、必要物資等の手配、その他所要の方法の確認</li> <li>4. 各部班の業務の確認、必要資機材の整備点検等</li> </ol>
	<ol style="list-style-type: none"> <li>5. 堤防巡視、水位の観測、消防団の出動、水防工法、避難立退きの時期の判断、その他必要事項の確認</li> <li>6. 危険区域内居住者の関係避難所の周知徹底、避難立退きの時期とその方法、避難立退きの誘導及び避難者の受入れ輸送、警備等についての検討</li> <li>7. 救出、輸送、給水、医療、炊き出し物資の給与等についての検討</li> <li>8. 豊橋市デジタル防災行政用無線による通信訓練</li> <li>9. その他防災上必要と思われる訓練</li> </ol>
訓練参加者	防災関係各機関及び住民

※ 訓練内容については、毎年選択して実施する。

#### イ 水防訓練

風水害に備え、水防技術の向上を図るとともに実際の被害を想定して、訓練を実施し、水防体制を確立する。

実施時期	5月～6月
実施場所	豊橋市内一円
訓練内容	実働訓練（各種水防工法等）及び図上訓練
訓練参加者	防災関係各機関及び住民

#### ウ 大火災防ぎょ訓練

大火災に際し、迅速適切な火災防ぎょ活動ができるよう総合的に予想される火災危険を特定地域に想定、消火活動、避難、救助等の訓練を実施し、消防技術の向上を図り災害防除体制を確立する。

#### (3) 広域応援訓練

市及び県は、市が被災し、十分な災害応急対策の実施が困難な状況に陥った場合を想定し、県と他の市町村が連携し、広域的な応援を行う防災訓練を実施する。

#### (4) 防災訓練に対する市の協力

市は、居住地、職場、学校等において、定期的な防災訓練を、夜間等様々な条件に配慮し、きめ細かく実施又は行うよう指導し、住民の災害発生時の避難行動、基本的な防災用資機材の操作方法等の習熟を図るものとする。

また、防災関係機関あるいは自主防災組織が実施する防災訓練について、計画遂行上の必要な指導助言を行うとともに、積極的に協力する。

さらに、企業を地域コミュニティの一員としてとらえ、地域の防災訓練等への積極的参加を呼びかけ、防災に関するアドバイスをを行うものとする。

(5) 訓練の検証

市は、訓練後には訓練成果を取りまとめ、課題等を整理し、必要に応じて改善措置を講じるとともに、次回の訓練に反映させるよう努めるものとする。

## 2 市、県及び国立・私立学校管理者における措置

児童生徒等及び職員の防災に対する意識の高揚を図り災害発生時に迅速かつ適切な行動をとり得るよう、必要な計画を樹立するとともに訓練を実施する。

(1) 計画の策定及び周知徹底

災害の種別に応じ、学校等の規模、所在地の特性、施設設備の配置状況、児童生徒等の発達段階を考慮し、避難の場所、経路、時期及び誘導並びにその指示、伝達の方法の計画をあらかじめ定め、その周知徹底を図る。計画策定に際しては、防災危機管理課や県等の関係機関との連絡を密にして専門的立場からの指導・助言を受ける。

(2) 訓練の実施

学校における訓練は、教育計画に位置づけて実施するとともに、児童会・生徒会等の活動とも相まって、十分な効果をあげるよう努める。

(3) 訓練の反省

訓練実施後は、十分な反省を加えるとともに、必要に応じ計画の修正・整備を図る。

## 第2節 防災のための意識啓発・広報

### 1 職員に対する防災教育

市は、防災上必要な知識及び技能の向上を図るため、防災事務又は業務に従事する職員はもちろん、一般職員に対しても、機会を得て防災関係法令、地域防災計画、非常配備の基準、各部局において処理すべき防災に関する事務又は業務などの知識及び実務等に関する講習会、研究会、研修会等を実施し、その指導を行う。

また、地域の防災力の充実を図る観点から、国の研修機関等及び地方公共団体の研修制度の充実、大学の防災に関する講座等との連携を図るなど、防災に関して専門的な知識や行動力を有する人材を育成するための仕組みの構築に努める。

なお、教育方法並びにその内容は、次のとおりである。

(1) 研修会

この地域防災計画の内容、運用を始め、災害対策関係法令及びその他の法令の防災関係条項の説明、研究を行い、主旨の徹底と円滑なる運営を図るとともに、土木、水防、建築、防災、営農、その他防災技術の習得を図るために、防災に関する講習会に関係職員を派遣する。

(2) 訓練

実施要領及び活動マニュアルに基づいた、非常時の職員の招集や活動について、定期的に訓練を行い、活動手順、使用する資機材や装備の使用方法等の習熟、他の職員、機関等との連携等について徹底を図る。

(3) 検討会

防災訓練とあわせて災害対策本部の部班長検討会及び各部班ごとの検討会等を開催し、災害時にお

ける業務分担等についての自覚と認識を深める。

(4) 見学・現地調査

防災関係施設、防災関係研究機関等を見学並びに危険地域等の現地調査を行い、現況の把握と対策の検討を行う。

(5) 印刷物

災害の原因、予防、応急対策、その他必要事項等をまとめた防災活動の手引書、パンフレット等を作成し配布する。

## 2 市民等に対する防災知識の普及

自らの身の安全は自らが守るのが防災の基本であり、市民はその自覚を持ち、平常時より災害に対する備えを心掛けるとともに、発災時には自らの身の安全を守るよう行動することが重要である。

また、災害時には、初期消火を行う、近隣の負傷者・避難行動要支援者を助ける、避難場所で自ら活動する、あるいは、市などの公共機関が行っている防災活動に協力するなど、防災への寄与に努めることが求められる。

このため、水防、土砂災害防止等の災害時における心得等の知識の普及に努めるとともに、地域コミュニティにおける多様な主体の関わりの中で、防災に関する教育の普及推進と地域住民の防災に関する意識の高揚を図る。

さらに、市及び県は、防災に関する様々な動向や各種データを分かりやすく発信するよう努めるとともに、防災気象情報や避難に関する情報等の防災情報を災害の切迫度に応じて、5段階の警戒レベルにより提供すること等を通して、受け手側が情報の意味を直感的に理解できるような取組を推進する。

(1) 普及の内容

ア 災害の危険性

イ 気象情報等に関する知識

ウ 1週間分程度、最低でも3日分の食料、飲料水、携帯トイレ・簡易トイレ、トイレットペーパー等の家庭内備蓄を推進するとともに、マスク、消毒液、体温計などの感染防止対策資材について、できるだけ携行して避難するよう呼びかける。さらに、自動車へのこまめな満タン給油を呼びかける。

エ 非常持出品（救急箱、懐中電灯、ラジオ、乾電池等）の準備

オ 災害時の家庭での予防安全対策

カ 警報等や避難情報の意味と内容

キ 警報等発表時や避難情報の発令時にとるべき行動

ク 様々な条件下（家屋内、路上、自動車運転中など）で災害発生時にとるべき行動

ケ 各家庭における災害に対する予防安全対策

コ 災害危険地域

サ 避難場所の位置及び避難場所での行動

シ 自主防災組織の意義

ス 保険・共済等の生活再建に向けた事前の備え

セ 家屋が被災した際に、片付けや修理の前に、家屋の内外の写真を撮影するなど、生活の再建に資する行動

## (2) 普及の方法

### ア 講習会の開催

講習会は、防災に関する職員、国・県の係官、学識経験者等の派遣を要請して、市民に防災知識の普及を図る。

### イ 講座

防災に関係の深い気象学等の基礎的知識、防災に対する一般的、個人的、集団的な心得についての講座を実施する。

### ウ 実習

救助の方法、特に応急手当等に対する知識と技術について体得させる。

### エ 放送又は新聞による防災知識の普及

全市民を対象としたものとし、時期的に関心の深いもの、また、市民の最も関心の深いもの、特に周知徹底を図る必要のあるもの等市民の身近な話題を中心に企画し、火災シーズン、集中豪雨、台風期に際しての備え並びに本市防災計画の概要について実施する。

#### (ア) テレビ

豊橋ケーブルネットワーク（「とよはし NOW」、「市政企画番組」）等を通じて防災知識を普及するほか、愛知県の地域防災計画に準じて県のスポンサー番組を利用する。

#### (イ) ラジオ

日本放送協会名古屋放送局（「ニュース」等）、中部日本放送名古屋放送局（「穂の国とよはしほっと情報」）、エフエム豊橋（「豊橋市政情報」）等を通じて防災知識を普及するほか県の放送計画を利用する。

#### (ウ) 新聞

各新聞社に防災関係事項の掲載を依頼する。

### オ 印刷物等による防災知識の普及

#### (ア) 広報

「広報とよはし」に防災関係事項を掲載し、市民に周知徹底を図る。

#### (イ) パンフレット及びリーフレット

全市民に徹底させるため災害時における個人的な措置を主な内容とする簡単な用語と図解をもって表現したものを配布する。

#### (ウ) インターネット

市のホームページに防災関係事項を掲載し、市民に周知徹底を図る。

### カ 防災関係展覧会等の開催

防災に関する展覧会等を実施する。

### キ 見学

防災関係機関及び施設等の見学を行う。

### ク その他諸行事等における防災知識の普及

その他の様々な行事、学校教育の場、町内会の集会等を利用して、市民に防災知識の普及が図られる機会を作ることにより、万一の場合に災害への対応が自然に身につくよう努めるものとする。

### (3) 過去の災害教訓の伝承

市及び県は、市民が過去の災害から得られた教訓を伝承するよう、その重要性について啓発を行う。

また、教訓を後世に伝えていくため、災害に関する調査結果や各種資料を広く収集・整理し、適切に保存するとともに、市民が閲覧できるよう公開に努めるものとする。

さらに、国土地理院と連携して、災害に関する石碑やモニュメント等の持つ意味を正しく後世に伝えていくよう努めるものとする。

### (4) 企業防災の促進

市及び県は、企業の防災意識の向上を図るとともに、企業の防災力向上の促進を図るものとする。

また、企業を地域コミュニティの一員としてとらえ、地域の防災訓練等への積極的参加の呼びかけ、防災に関するアドバイスをを行うものとする。

## 第3節 防災のための教育

### 1 市、県及び国立・私立学校管理者における措置

学校等での災害を未然に防止するとともに、災害による教育活動への障害を最小限にとどめるため、平素から必要な教育を行う。

また、災害発生時において、迅速かつ適切な対応を図るため、学校等では平素から災害に備えて職員等の任務の分担及び相互の連携等について組織を整備しておく。

なお、児童生徒等が任務を分担する場合は、児童生徒等の安全の確保を最優先する。

#### (1) 児童生徒等に対する防災教育

児童生徒等の安全と家庭への防災思想の普及を図るため学校（幼稚園を含む。以下同じ）において防災上必要な防災教育を行う。災害リスクのある学校においては、避難訓練と合わせて防災教育を実施し、その他の学校においても防災教育を充実し、子供に対して「自らの命は自らが守る」意識の徹底と災害リスクや災害時にとるべき避難行動（警戒レベルとそれに対応する避難行動等）の理解を促進する。また、防災教育は、教育課程に位置づけて実施しとりわけ学級活動（ホームルーム活動）、学校行事及び訓練等とも関連を持たせながら、効果的に行うよう配慮するとともに、消防団員等が参画した体験的・実践的な教育の推進に努めるものとする。

また、地域の防災力を高めていくため、一般住民向けの専門的・体系的な防災教育訓練の提供、学校における防災教育の充実、防災に関する教材（副読本）の充実を図るものとする。特に、水害・土砂災害のリスクがある学校においては、避難訓練と合わせた防災教育の実施に努めるものとする。

#### (2) 関係職員の専門的知識の涵(かん)養及び技能の向上

関係職員に対する防災指導資料の作成・配布・講習会及び研究会等の実施を促進し、災害及び防災に関する専門的知識の涵(かん)養及び技能の向上を図る。

#### (3) 防災思想の普及

PTA、青少年団体、女性団体等の研修会及び各種講座等、社会教育の機会を活用して、防災思想の普及を図る。

#### (4) 登下校（登降園）の安全確保

児童生徒等の登下校（登降園も含む。以下同じ）途中の安全を確保するため、あらかじめ登下校の指導計画を学校ごとに樹立し、平素から児童生徒等及び家庭等への徹底を図る。

#### ア 通学路の設定

- (7) 通学路については、警察署、建設事務所、消防署等関係機関及び地元関係者と連携を図り、学区内の様々な状況下における危険箇所を把握して点検を行う。
- (イ) 平常の通学路に異常が生じる場合に備え、必要に応じて緊急時の通学路を設定するなどしておく。
- (ロ) 異常気象時における通学路の状況の把握についてその情報収集の方法を確認しておく。
- (ハ) 児童生徒の個々の通学路及び誘導方法等について常に保護者と連携をとり確認しておく。
- (ニ) 幼児の登降園については原則として個人又は小グループごとに保護者が付き添うものとする。
- (ホ) 高等学校及び特別支援学校における登下校については、児童生徒等の安全が確保できるよう、学校ごとに(7)から(エ)に定める事項を考慮しながら具体的な方法を点検し確認しておく。

#### イ 登下校の安全指導

- (7) 異常気象時の児童生徒等の登下校について指導計画を綿密に確認する。
- (イ) 通学路における危険箇所については、児童生徒等への注意と保護者への周知徹底を図る。
- (ロ) 登下校時における危険を回避できるよう、児童生徒等に対して具体的な注意事項をあげて指導する。

## 2 市における措置

市職員が一丸となって積極的に防災対策を推進するため、また、地域における防災活動を率先して実施するため、必要な知識や心構えなどを、研修会等を通じて教育する。

## 3 防災関係機関における措置

防災関係機関は、それぞれ又は他と共同して、その所掌事務又は業務について、防災教育の実施に努める。

## 第 12 章 その他の災害の予防対策

### ■ 基本方針

- 災害の種類としては、自然現象による災害と人為的な災害など多種多様にわたっている。これらに対処するための災害予防対策は、共通する面も多くあるが、災害の実態に応じてそれぞれの災害に対応した対策を講ずるものとする。

### 第 1 節 火災予防対策

[資料編：IV-12～20]

火災予防については、防火思想の普及徹底と消防体制の充実強化を図ることにより、相当な効果を期待し得るものである。市街地の中高層建築物、準地下街、地下道、地下駐車場など特殊な建築物に対処し得る消防力の充実と、これら建築物の消防用設備等の整備、市周辺部における住宅及び工場、団地の造成など人口急増地域に対する消防力の強化並びに東三河地区関係市町村との消防相互応援体制の強化を図るとともに、次により火災予防を推進する。

#### 1 防火管理制度及び防災管理制度

##### (1) 防火管理制度

各防火対象物の自主的防火思想の普及向上を図り、火災等災害時に強力な活動及び防災協力体制の確立を期するため、消防法第 8 条に基づき一定の規模以上の対象物は、防火管理者の選任及び防火管理に係る消防計画の作成を義務づけている。また、一定の大規模防火対象物については、自衛消防組織の設置についても義務づけている。このため、防火管理者の資格取得講習会を実施するほか、すでに選任されている防火管理者に対しても、逐次教育、訓練を施して災害防止の強化を図る。

##### (2) 防災管理制度

消防法第 36 条に基づき、一定の大規模防火対象物において、火災以外の大規模地震等の災害による被害の軽減のため、防災管理者の選任及び防災管理に係る消防計画（地震、NBCR 災害への対応計画）の作成を義務づけている。このため、資格取得の講習会を実施するほか、当該消防計画に基づく避難訓練を実施するなど地震災害等に対応した防災体制の整備に努める。

#### 2 火災予防運動等の実施

##### (1) 春・秋季火災予防運動

春… 3月1日～3月7日（1週間）

秋… 11月9日～11月15日（1週間）

火災の発生しやすい時季にあたる上記の期間に火災予防運動を実施し広報機関、印刷物等により趣旨の周知徹底と、強力な防火指導及び高齢者世帯等への防火診断等の各行事を通じ防火思想の向上、火災危険、人命危険の排除に努めるとともに、台風等自然災害時における防火・避難・救助等に関する事項についても併せて啓発指導に努める。

##### (2) 文化財防火デー

1月26日を中心に文化財及びその収容施設等に対する査察、指導を行い、関係者及び付近住民等の



懇談、検討を加え、消防訓練を実施する。

### 3 防火・防災思想の普及

防火・防災思想の普及向上を図るため、次の各組織等を通じて推進に努める。

#### (1) 防火協会

火災を始め各災害を防止する不可欠な要素として、住民全体の自覚と自発的な協力があげられるが、防火協会を通じ防火活動を推進し、一般的火災予防とともに台風時等における災害危険防止についても、この組織を通じ、地域内住民全般への浸透に努める。

#### (2) 消防団の活動

消防団を通じ地元住民と密接なる連携を図り、防火、防災思想の普及向上を図る。

#### (3) 自衛消防組織等

市内の工場、事業所の自衛組織で結成する、本市自衛消防連絡協議会及び各地区住民による自主防災会の各種行事を通じ、防火、防災についての指導助言を積極的に行うとともに育成に努める。

#### (4) 女性防火クラブ

各校区の女性防火クラブにより結成されている本市女性防火クラブ連絡協議会の各種行事を通じ、防火、防災についての指導助言を積極的に行うとともに育成に努める。

#### (5) 少年消防クラブ

本市内の小・中学校の児童、生徒により結成されている少年消防クラブに対し、各行事を通じ防火、防災等について指導する。

#### (6) 防火講習会

消防本部所有の防火啓発用物品を活用し、各防火行事の機会をとらえ、防火、防災思想の普及啓発を図る。

### 4 予防査察

消防法第8条、第8条の2及び第17条に規定する防火対象物及びその他の防火対象物の位置、構造及び設備並びに管理の状況等について、豊橋市火災予防査察規程に基づき、定期、特別及び随時査察を行う。

#### (1) 定期査察

年間の定期査察計画に基づき行う。

#### (2) 特別査察

消防長が必要と認め、消防署長又は予防課長に査察を命じた場合に行う。

#### (3) 随時査察

火災予防条例第46条第1項の規定により、指定数量未満の危険物等の貯蔵又は取扱いの届出のあったものについて、消防署長又は予防課長が必要と認めたときに行う。

### 5 大規模（特殊）火災防ぎょ計画等

#### (1) 火災防ぎょ計画の策定

危険物等大量保有事業所、家屋密集地域（火災注意箇所）、中高層建築物及び地下建築物等の大規模又は特殊（以下「大規模（特殊）」という。）な火災の発生する危険がある対象物、地域について、火

災防ぎょ計画を策定しておくものとする。

## (2) 消防隊等出動計画

大規模（特殊）火災に対する消防隊、救急隊等の出動が迅速的確に行い得るよう出動計画を樹立しておくものとする。

## 第2節 水防対策

大雨、洪水、高潮、集中豪雨等による水災に対処するため、市域の各河川、ため池及び海岸等に対する水防上必要な監視、予報、警戒、通信連絡等についての対策を「豊橋市水防計画」に定め、水防対策に努めるものとする。

## 第3節 臨海部の災害対策

[資料編：IV-12]

臨海部工業地帯は、陸風、海風及び四季の主風の影響を極端に受け、風速も気圧傾度より強いことが通例である。

三河港豊橋エリア臨海部は、企業立地が促進され、工場群が形成されており、石油類等の危険物及び可燃物が大量に蓄積され大火災となりやすい。

- (1) 臨海部工業地帯における火災予防対策としては、建築協定による地域ぐるみの防災上の義務づけのほか、各事業所に対し消防用設備等の整備を徹底させ、特別査察による指導強化を図る一方、火災防ぎょ計画、消防隊出動計画等を策定し、企業集団としての防災体制の確立を図る。
- (2) 高潮災害対策としては、流木災害を防ぐため、陸上貯木場にあつては埋立高を工事基準面より 5m 程度増高し、また、水面貯木場にあつては高さ 5m 程度の防護柵を設置する。用地内には高さ 5m 程度の防災堤（築堤又はガードレール）の設置を図る。

## 第4節 ガス事故対策

都市の進展に伴いますます増加する都市施設の工事等で、道路に大規模な掘削工事（以下「道路の掘削工事」という。）の施工に起因するガスの漏えい、爆発事故は、付近住民の身体、生命及び財産に多大な危害を加えるおそれがあるので、こうしたガス事故防止に関し必要な措置について定めるものとする。

なお、配水管又は下水道管の破損の場合においても、付近一帯の浸水あるいは噴出する水によるガス導管の破損等が予測されるので、これら配水管等の保安防護についてもガス導管の保安確保に準じて行うものとする。

### 1 道路管理者の措置

道路管理者は、地下工事等道路の掘削工事を施工する場合における地下埋設物の事故を防止するために必要な事項を定め、これを遵守するよう工事関係者等に対し、指導するとともに、工事現場の巡回監察を適切に実施し、事故防止を期するものとする。

また、道路占用連絡協議会等の機会を通じて、関係者に対し事故防止の徹底を図るものとし、工事請負業者に対しても建設業協会等の組織を通じて周知徹底させるものとする。

## 2 地下工事関係者等の措置

地下工事関係者等は道路の掘削工事の施工にあたって、事故防止上実施すべき事項は、おおむね次のとおりとする。

- (1) 地下工事等の施工に伴うガス導管の保安確保対策について、ガス事業者と事前に協議すること。
- (2) ガス事業者と協力して、工事現場におけるガス導管の保安監視のための巡回、点検を定期的実施するとともに、緊急措置用機材を常備すること。
- (3) 地下工事等の工事現場と工事現場詰所との間を連絡する通報装置を配慮するとともに、ガスの漏えいがあった場合のガス事業者、警察及び消防機関に対する通報並びに工事現場付近の住民等に対する広報の方法について、工事請負者と十分打合せ現場作業員に周知徹底を図ること。
- (4) 工事現場における杭打ち機、ショベルカー等建設機械の運転作業を慎重に行うよう工事請負業者を十分監督すること。
- (5) 道路管理者あるいは中部経済産業局等の行政官庁の事故防止に関する指示事項を誠実に遵守すること。
- (6) ガス導管の保安状況等について、所轄の警察及び消防機関へ適宜報告するなど警察及び消防機関と密接な連絡を図ること。

## 3 ガス事業者の措置

地下工事等道路の掘削工事が施工される場合に、ガス事業者が事故防止上実施すべき事項は、おおむね次のとおりとする。

- (1) 地下工事関係者は道路の掘削工事の施工にあたって、ガス導管の保安確保対策に関して協議のあった場合は、これに積極的に協力するとともに、ガス導管の保安について必要な助言を行うこと。
- (2) ガス導管の保安監視のため、工事現場の巡回、点検を独自に、あるいは地下工事関係者等と協力して定期的実施すること。
- (3) ガスの漏えい等の事故が発生した場合における通報について、あらかじめ地下工事関係者等と打合わせしておくとともに、警察及び消防機関とも連絡を密にしておくこと。
- (4) 中部経済産業局等の行政官庁の事故防止に関する指示事項を誠実に遵守すること。

## 第5節 電気事故対策

あらゆる生活は、電気に依存するところが多くなり、もし広範囲、長時間にわたる停電事故が発生した場合、市民に生活不安を与えることはもちろん不穏な事態発生の要因にもなりかねない。

また、市内一円に張りめぐらされた電気設備は、常に安全な状態を保つよう通産局等の行政指導がなされているが、一旦取り扱いを誤ると感電傷害、火災原因となるおそれがある。こうした電気事故防止に関し、必要な措置について定めるものとする。

## 第6節 企業の防災対策

工場等は、災害等の関連を考慮して、適正配置を図ることとし、企業自体としては工場地盤の嵩上げ、建築物の防災化や自家発電施設の整備、機械類のつり上げ装置、防潮壁の建設並びに警備組織の強化を図るよう考慮するものとする。

## 第13章 防災に関する調査研究の推進

### ■ 基本方針

- 災害は広範な分野にわたる複雑な現象で、かつその実態は地域的特性を有するので、防災に関する研究は、広範多岐にわたる研究部門相互の緊密な連携を図るとともに、各地域の特性に応じた総合的かつ一体的研究体制を確立し、その効率的推進を図る。

### 防災に関する調査研究の推進

#### 1 市及び県における措置

重点を置くべき調査研究事項は、次のとおりとする。

##### (1) 危険地域の把握

法により災害危険地域の指定を受けた地域の現況調査を行うとともに、これだけにとどまらず、水害危険地域、地すべり危険地域及び火災危険地域について、広範囲にあらゆる角度から調査し、その実態を把握する。

##### (2) 危険地区の被害想定

災害時において迅速的確な災害対策が実施できるように社会的要請が強く、かつ調査の促進が必要とされている上記の危険地域について関係機関、学識経験者等と共同して実態調査を行い、この調査結果並びに過去に受けた災害状況等から被害想定をする。

#### 2 市における措置

##### (1) 防災アセスメントの実施及び防災カルテ等の整備

市においては、地域の水害・土砂災害リスクや災害時にとるべき行動について普及啓発するとともに、危険地域の把握、危険地区の被害想定等各種の調査研究による成果を活用し、災害危険性を地域の実状に即して的確に把握するための、防災アセスメントを積極的に実施する。また、コミュニティレベル（集落単位、自治会単位、学校区単位、自主防災組織単位等）でのきめ細かな防災カルテ・防災マップの作成を積極的に推進する。

##### (2) 地籍整備

市は、防災化の推進や円滑な災害復旧に資するため、土地の最も基礎的な情報である面積や境界等を世界測地系による数値情報により正確に把握し、記録する地籍整備の推進を図る。

#### 3 調査研究成果の活用

調査研究の成果を将来の具体的防災施策樹立の参考に資するよう計画するとともに、教訓となるべき要素を収録して広く関係者に配布し、一般防災意識の高揚を図る。

## 第14章 地区防災計画

### ■ 基本方針

- 市内の一定の地区内の居住者及び事業者（以下「地区居住者等」という。）が、「自助」・「共助」の精神に基づき、市と連携して、自発的に地区における防災活動を促進し、コミュニティレベルでの防災活動を内容とする「地区防災計画」を豊橋市地域防災計画に定めることができる。

### 地区防災計画の豊橋市地域防災計画への反映

#### 1 地区居住者等の役割

##### (1) 地区防災計画の作成

地区居住者等は、地域で共同して行う防災活動に関する計画として、地区防災計画を作成し、この地区防災計画と市が活動の中心となる豊橋市地域防災計画とが相まって地域における防災力の向上を図るよう努める。

##### (2) 地区防災計画の内容

地区防災計画の内容は、計画の対象範囲、活動体制、地区居住者等による防災訓練、物資及び資材の備蓄、地区居住者等の相互支援等各地区の特性に応じて地区居住者等によって行われる防災活動について定めることができる。

##### (3) 豊橋市防災会議への提案

地区居住者等は、豊橋市防災会議に対し、地区防災計画の素案の内容が豊橋市地域防災計画に抵触するものでない場合に、豊橋市地域防災計画に地区防災計画を定めることを提案（以下「計画提案」という。）することができる。

##### (4) 豊橋市地域防災計画に地区防災計画が定められたときは、当該地区防災計画に係る地区居住者等は、その計画に従い、防災活動を実施するよう努める。

#### 2 市における措置

計画提案が行われたときには、豊橋市防災会議は当該計画提案で示された地区居住者等の自発的な防災活動の内容を最大限尊重して、豊橋市地域防災計画に当該地区防災計画を定める必要があるかどうかを判断し、必要があると認めるときは、地区防災計画を豊橋市地域防災計画に定める。

また、必要がないと決定したときは、遅滞なく、その旨及びその理由を地区居住者等に通知する。

# 第3編 災害応急対策

## 第1章 活動態勢（組織の動員配備）

### ■ 基本方針

- 市長及び知事は、災害対策基本法第23条又は第23条の2の規定に基づき、応急対策の推進を図る中心的な組織としてそれぞれの災害対策本部を速やかに設置し、その活動態勢を確立する。
- 一定規模以上の災害が発生した際における災害救助事務について、県又は救助実施市（令和元年12月2日名古屋市指定）が救助の主体となり災害救助を実施する。
- 各防災関係機関は災害の発生を防御し、応急的救助を行う等災害の拡大を防止するための活動態勢を整備する。
- 要員（資機材も含む。）の配置等については、複合災害の発生も念頭において行う。

### 第1節 豊橋市の活動態勢

#### 1 豊橋市防災会議

[資料編：XI-1-(1)～(3)]

災害対策基本法第16条の規定により、市長の附属機関として設置し、市域に係る防災に関する基本方針並びに市の業務を中心とした市域内の公共的団体その他関係機関の業務を包括する総合的な地域防災計画の作成及びその実施の推進を図るとともに、災害発生時の情報の収集、各機関の実施する災害応急対策の連絡調整、非常災害時における緊急措置に関する計画の作成及びその実施の推進を図る。

#### 2 豊橋市災害対策本部

[資料編：XI-1-(4)]

市は、市域において災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、第一次的な防災上の責務を有する団体として、関係法令、県地域防災計画及び市地域防災計画の定めるところにより、県、他の市町村、指定地方行政機関、市内の公共的団体、住民等の協力を得て、その有する全機能を発揮し災害応急対策を行う。

##### (1) 災害対策本部の設置及び廃止の時期と県等への報告

災害対策基本法第23条の2の規定により、市域に災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、必要があると認めるときは、市長は、災害対策本部（以下「本部」という。）を設置する。また、市長は、災害地に現地本部を置くことができる。

##### ア 設置

(ア) 本部は、次に掲げる場合に設置する。

- a 市域に気象業務法（昭和27年法律第165号）に基づく波浪、大雨、暴風、高潮、暴風雪又は大雪特別警報が発表されたとき。
- b 市域に気象業務法に基づく大雨、暴風、洪水、暴風雪、大雪、高潮警報又は波浪特別警報が発表されたとき。
- c 豊橋市水防計画に定める洪水予報河川の基準地点の水位又は水位情報周知河川の水位観測所における基準水位が、氾濫注意水位に達したとき。

- (イ) 市長は、次に掲げる場合で必要と認めるときは、本部を設置する。
  - a 市域に気象業務法に基づく大雨、強風、洪水、高潮その他の注意報が発表されたとき。
  - b その他市域に災害が発生し、又は発生がするおそれがあるとき。

#### イ 廃止

市長は、市域に災害が発生するおそれが解消したと認めるとき、又は災害応急対策がおおむね完了したと認めるときは、豊橋市災害対策本部規程第5条に基づく本部員会議の意見を聞いて本部を廃止する。

#### ウ 県等への報告

市長は、本部を設置又は廃止したときは、直ちにその旨を東三河方面本部（東三河総局）へ報告するとともに、警察等の関係機関に通報するものとする。ただし、東三河方面本部に連絡が出来ない場合は、直接、県災害対策本部に報告する。

#### (2) 本部の組織及び運営等

本部の組織、所掌事務、非常配備体制及び勤務時間外等における職員の動員方法については、市の各行政組織における非常時の事務及び業務を基準とし、災害に即応できるよう定めるものとする。さらに、本部の下に、防災活動の基本方針等を協議決定する本部員会議を設置し、迅速かつ的確な災害応急諸対策の実施を期するものとする。

#### (3) 「豊橋市水防計画」による「豊橋市水防本部」は、本部が設置された場合には本部に包括されるものとする。

### 3 職員の配備と標識

#### (1) 本部職員等の配備体制

予想される災害の規模、あるいは災害が発生した場合の被害の程度により、本部の体制に段階を設けるよう基準を定めて配備計画を立てておくものとする。

#### (2) 本部並びに本部職員等の標識

本部の所在、本部長、副本部長、職員の身分を明確に表示するため、標識を定めておくものとする。さらに、災害時における職員のサービスの基準となる職員の職務に対する自覚、参集の義務等服務心得を定めるよう考慮するものとする。

### 4 防災組織の整備

本部の各部班は、その任務分担を明確にし、また、消防機関、水防関係等の実働隊にあたっては、責任担当区域を定め、災害時の配置分担と執務方法、集合場所等を定めておくものとする。

### 5 職員の動員

災害の発生が予想される場合、あるいは災害が発生した場合に災害応急措置を迅速かつ的確に実施するため、職員の動員に関する伝達並びに配備計画に基づく活動に関し定めるものとする。

#### (1) 平常勤務時の伝達系統及び方法

気象台等から災害発生のおそれのある気象情報、又は災害に関する情報を収受した場合、あるいは災害が発生し直ちに応急措置を実施する必要があると認められる場合等における指示伝達系統及び方

法並びに連絡責任者を具体的に定めておくものとする。

## (2) 休日又は勤務時間外における伝達

### ア 非常連絡

通信担当職員が災害に関する情報又は通報を受けた場合の防災主管課長への連絡等伝達系統、方法を具体的に定めておくものとする。

### イ 各職員に対する連絡

所属ごとに非常連絡員を設置し、直ちに各班の非常連絡、所要職員の動員ができるよう措置しておくものとする。

### ウ 職員の非常登庁

職員は、勤務時間外又は休日等において登庁の指示を受けたとき、又は災害の発生あるいは災害発生のおそれがある情報をラジオ、テレビ等により知ったときは、直ちに登庁するよう基準を定めておくものとする。

### エ 職員の応援

災害応急対策を総合的に実施するため本部長は、災害時の状況及び応急措置の推移により、各部班の業務の実態に応じて所属の職員を他の部班に応援させるものとし、その具体的方法について定めておくものとする。

## 6 活動

災害の発生が予想される場合、あるいは災害が発生した場合等の各非常配備体制下における各部班及び職員ごとの具体的な活動は、実施要領に定め、災害応急対策を迅速かつ的確に実施するよう努めるものとする。

## 第2節 県及び防災関係機関の活動体制の整備

### 1 県における措置

県の地域に災害が発生し、又は発生するおそれがある場合で知事が必要と認めたときは、災害対策基本法及び愛知県災害対策本部条例の規定により県災害対策本部を設置する。

### 2 防災関係機関における措置

#### (1) 組織及び活動体制

防災関係機関は、災害発生時において、その所掌する災害応急対策を速やかに実施するとともに、他の防災関係機関が実施する災害応急対策が円滑・的確に行われるよう、お互いに平時から災害時の対応についてコミュニケーションをとっておくこと等により、「顔の見える関係」を構築し信頼感を醸成するよう努め、相互の緊密な協力体制を整えておくものとする。

#### (2) 勤務時間外における体制の整備

防災関係機関は、休日及び夜間の勤務時間外における災害発生に備えた情報連絡体制を、あらかじめ整えておくものとする。

#### (3) 惨事ストレス対策

ア 搜索、救助・救急又は消火活動を実施する各機関は、職員等の惨事ストレス対策の実施に努める



ものとする。

イ 消防機関は、必要に応じて、消防庁等に精神科医等の専門家の派遣を要請するものとする。

### 第3節 職員の派遣要請

#### 1 市における措置

(1) 国の職員の派遣要請（災害対策基本法第29条）

市長は、災害応急対策又は災害復旧を実施するに当たり当該機関の職員のみでは不足する場合、指定地方行政機関の長に対して、職員の派遣を要請することができる。

(2) 他市町村の職員の派遣要請（地方自治法第252条の17）

市長は、市の事務処理のため特別の必要があると認める場合、他の市町村長に対して、職員の派遣を要請することができる。

(3) 職員派遣のあっせん要求（災害対策基本法第30条）

市長は、知事に対し災害対策基本法第29条の規定による指定地方行政機関の職員の派遣について、あっせんを求めることができる。

また、市長は、知事に対し地方自治法第252条の17の規定による他の市町村職員の派遣について、あっせんを求めることができる。

(4) 被災市町村への市職員の派遣

市は、被災市町村に職員を派遣する場合、地域や災害の特性等を考慮した職員の選定に努めるものとする。その際、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策のため、派遣職員の健康管理やマスクの着用等を徹底するものとする。

#### 2 県における措置

(1) 国の職員の派遣要請（災害対策基本法第29条）

知事は、災害応急対策又は災害復旧を実施するに当たり当該機関の職員のみでは不足する場合、指定行政機関又は指定地方行政機関の長に対して、職員の派遣を要請することができる。

(2) 他都道府県の職員の派遣要請（地方自治法第252条の17）

知事は、都道府県の事務処理のため特別の必要があると認める場合、他の都道府県知事に対して、職員の派遣を要請することができる。

(3) 職員派遣のあっせん要求（災害対策基本法第30条）

知事は、内閣総理大臣（消防庁）に対し災害対策基本法第29条の規定による指定行政機関又は指定地方行政機関の職員の派遣について、あっせんを求めることができる。

また、知事は、内閣総理大臣（消防庁）に対し地方自治法第252条の17の規定による他の都道府県職員の派遣について、あっせんを求めることができる。

(4) 被災市町村への県職員の派遣

県は、被災市町村に職員を派遣する場合、地域や災害の特性等を考慮した職員の選定に努めるものとする。その際、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策のため、派遣職員の健康管理やマスク着用等を徹底するものとする。

## 第4節 災害救助法の適用

### 1 県における措置

#### (1) 災害救助法の適用

知事は災害救助法に定める程度の災害が発生した市町村（救助実施市を除く。以下この節において同じ。）の区域について、災害救助法を適用する。なお、災害が発生するおそれがある場合、国に設置された特定災害対策本部、非常災害対策本部又は緊急災害対策本部の所管区域内においても、災害救助法を適用することができる。

#### (2) 救助の実施

知事は、災害救助法が適用された市町村において、現に救助を必要とする者に対して応急的に必要な救助を行う。

救助の対象、方法、経費及び期間については、災害救助法施行細則による。ただし、この基準により救助を適切に実施することが困難な場合は、知事は内閣府に協議し、その同意を得て特別基準により実施するものとする。

なお、災害が発生するおそれがある段階において、災害救助法が適用された場合に行う主な救助の種類は、次表のとおり。

#### (3) 市町村への委任

知事は、救助を迅速に行うため必要があると認めるときは、その権限に属する救助の実施に関する事務の一部を市町村長に委任する。

なお、委任は災害救助法が適用された都度、市町村に通知することにより行うものである。事務委任により想定している各救助事務の実施者は次表のとおり。

救助の種類	実施者	
	局地災害の場合	広域災害の場合
避難所の供与	市町村（県が委任）	
要配慮者の輸送	市町村（県が委任）	
応急仮設住宅の設置	県（建設局）	
食品の給与	市町村（県が委任）	
飲料水の供給	市町村（県が委任）	
被服、寝具の給与	市町村（県が委任）	
医療、助産	市町村（県が委任）	県（福祉局、保健医療局） 日本赤十字社愛知県支部
被災者の救出	市町村（県が委任）	
住宅の応急修理	市町村（県が委任）	県（建設局）
学用品の給与		
市町村立学校児童生徒分	市町村（県が委任）	
県立学校、私立学校等児童生徒分	県（県民文化局、教育委員会）	

救助の種類	実施者	
	局地災害の場合	広域災害の場合
埋葬	市町村（県が委任）	
死体の捜索及び処理	市町村（県が委任）	
住居又はその周辺の土石等の 障害物の除去	市町村（県が委任）	

(4) 救助の委任の留意点

市町村へ事務を委任した場合であっても、その救助の実施責任は県にあるので、県は常にその状況把握に努め、万一、市町村において、事務の遂行上不測の事態が生じた場合等には、県において委任元としての責任を持って市町村に対する助言を行う等、適切な事務の遂行に努めることとする。

(5) 日本赤十字社愛知県支部への委託

知事は、医療及び助産等の実施に関して必要な事項を日本赤十字社愛知県支部に委託する。ただし、必要がある場合は、知事は委任に関わらず医療及び助産等のために必要な措置を講じる。

(6) 災害救助法が適用された場合の留意事項

知事は、救助実施市を含む複数の市町村に災害救助法が適用されるような大規模災害時には、災害救助法に基づき県の広域調整の下で救助を実施するため、被災者に公平かつ迅速な救助を行えるよう、災害救助に係る愛知県資源配分計画に基づき、救助実施市の長と必要な情報を共有し、救助を行うものとする。

## 2 市における措置（救助実施市を除く）（災害救助法第13条）

(1) 救助の実施

市長は、市の区域に災害救助法が適用され、知事の委任を受けた場合、災害救助法に基づく救助を行う。

(2) 県が行う救助の補助

市長は、知事から委任を受けた救助以外に県が行う救助の補助を行う。

## 3 日本赤十字社愛知県支部における措置（災害救助法第15,16条）

日本赤十字社愛知県支部は、その使命に鑑み、救助に協力するとともに、知事及び救助実施市の長の委託を受けて、次に掲げる事項を行う。

(1) 避難所の設置の支援として、生活環境の整備及びこころのケアを行う。

(2) 医療、助産及び死体の処理（一時保存を除く。）を行う。

## 第2章 避難行動

### ■ 基本方針

- 市長は、災害対策基本法等に基づき必要に応じて避難のための可能な限りの措置をとることにより、生命及び身体の安全の確保に努めるものとする。
- 被害を最小限にとどめるため、気象業務法に基づく、警報、注意報及び情報、水防法に基づく洪水予報及び水防警報並びに土砂災害防止法に基づく土砂災害警戒情報等を迅速かつ確実に住民等へ伝達する。
- 災害応急対策責任者（災害対策基本法第51条）は、気象警報等の発受伝達が迅速かつ正確になされるよう、自らの機関の体制及び関係機関との連携体制を整備する。特に、休日・夜間における体制及び通常伝達系統の障害時における体制に留意するものとする。
- 高齢者等避難の発令により、高齢者や障害者等、避難行動に時間を要する避難行動要支援者の迅速な避難や、風水害による被害のおそれが高い区域の居住者等の自主的な避難を促進する。

### 第1節 気象警報等の発表、伝達

#### 1 名古屋地方気象台における措置

名古屋地方気象台は、気象業務法に基づく特別警報・警報（該当する警戒レベル相当情報を含む。ただし、航空機、鉄道、電気事業等の利用に適合するものを除く。）を発表・切り替え・解除した場合は、消防庁・県・第四管区海上保安本部・東日本電信電話株式会社又は西日本電信電話株式会社・日本放送協会・国土交通省機関に通知しなければならない。

同地方気象台は、気象業務法に基づく情報及び同法施行令に定める注意報等（ただし、航空機、鉄道、電気事業等の利用に適合するものを除く。以下「注意報等」とする。）を発表・切り替え・解除した場合は、消防庁・県・第四管区海上保安本部・日本放送協会・国土交通省機関に伝達する。

また、同地方気象台は、報道機関及び警報・注意報等により措置の必要があると認める機関に対しては、専用通信施設及び公衆通信施設により、警報・注意報等を伝達する。

#### 2 洪水予報（中部地方整備局及び名古屋地方気象台における措置）

中部地方整備局及び名古屋地方気象台は、豊川及び豊川放水路について、気象等の状況により洪水のおそれがあると認められるとき（氾濫注意情報（警戒レベル2相当情報〔洪水〕）、氾濫警戒情報（警戒レベル3相当情報〔洪水〕）、氾濫危険情報（警戒レベル4相当情報〔洪水〕）及び氾濫発生情報（警戒レベル5相当情報〔洪水〕））は、共同して洪水予報を発表し、関係機関に連絡する。

#### 3 洪水に係る水位情報の周知（県における措置）

県は、柳生川、梅田川、佐奈川、音羽川について、当該河川の水位が氾濫危険水位（警戒レベル4相当情報〔洪水〕（洪水特別警戒水位））に達したときは、その旨を関係機関に通知するとともに、県民に周知する。

#### 4 高潮に係る水位情報の周知（県における措置）

県は、三河湾・伊勢湾沿岸（田原市伊良湖町地先から弥富市鍋田町地先まで）について、水位が高潮特別警戒水位（警戒レベル5相当情報〔高潮〕）に達したときは、高潮氾濫発生情報を、関係機関に通知するとともに、県民に周知する。

#### 5 水防警報（中部地方整備局及び県における措置）

(1) 中部地方整備局は、豊川及び豊川放水路について、洪水によって災害が起こるおそれがあるとみとめられたときは、水防警報を発表し、関係機関に連絡する。

(2) 県は、愛知県沿岸について、洪水又は高潮によって災害が起こるおそれがあるとみとめられたときは、水防警報を発表し、関係機関に連絡する。

#### 6 土砂災害警戒情報（名古屋地方気象台及び県における措置）

名古屋地方気象台及び県は、大雨警報（土砂災害）の発表後、命に危険を及ぼす土砂災害がいつ発生してもおかしくない状況となったときに、市町村長の避難指示の発令判断や住民の自主避難の判断を支援するため、対象となる市町村を特定して警戒を呼び掛ける情報を共同で発表し、関係機関に連絡する。市町村内で危険度が高まっている詳細な領域は、土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）で確認することができる。危険な場所から避難が必要とされる警戒レベル4に相当。

また、県は、土砂災害警戒情報を補足し、避難情報の発令対象地域を特定するための参考情報として、降雨時の土砂災害の危険度を地域ごとに示した情報（メッシュ情報）を該当する警戒レベル相当情報を付して市町村や住民に提供する。

#### 7 土砂災害緊急情報（中部地方整備局及び県における措置）

中部地方整備局及び県は、大規模な土砂災害（河道閉塞による土石流・湛水、地すべりなど）が急迫した場合は、緊急調査を実施し、重大な土砂災害の切迫した危険があると認めるときは、その結果を土砂災害緊急情報として関係市町村へ通知するとともに、県民に周知する。

#### 8 県における措置

県は、警報・注意報等を専用通信施設により、県の出先機関及び市町村に伝達する。

#### 9 西日本電信電話株式会社における措置

西日本電信電話株式会社は、公衆通信施設等により一般通信に優先して警報を関係市町村に通知する。

#### 10 日本放送協会における措置

日本放送協会は、特別警報が発表された際には、住民への通知もしくは周知の措置を取らなければならない。

また、同放送局は、特別警報、警報を直ちに放送する。

## 11 市における措置

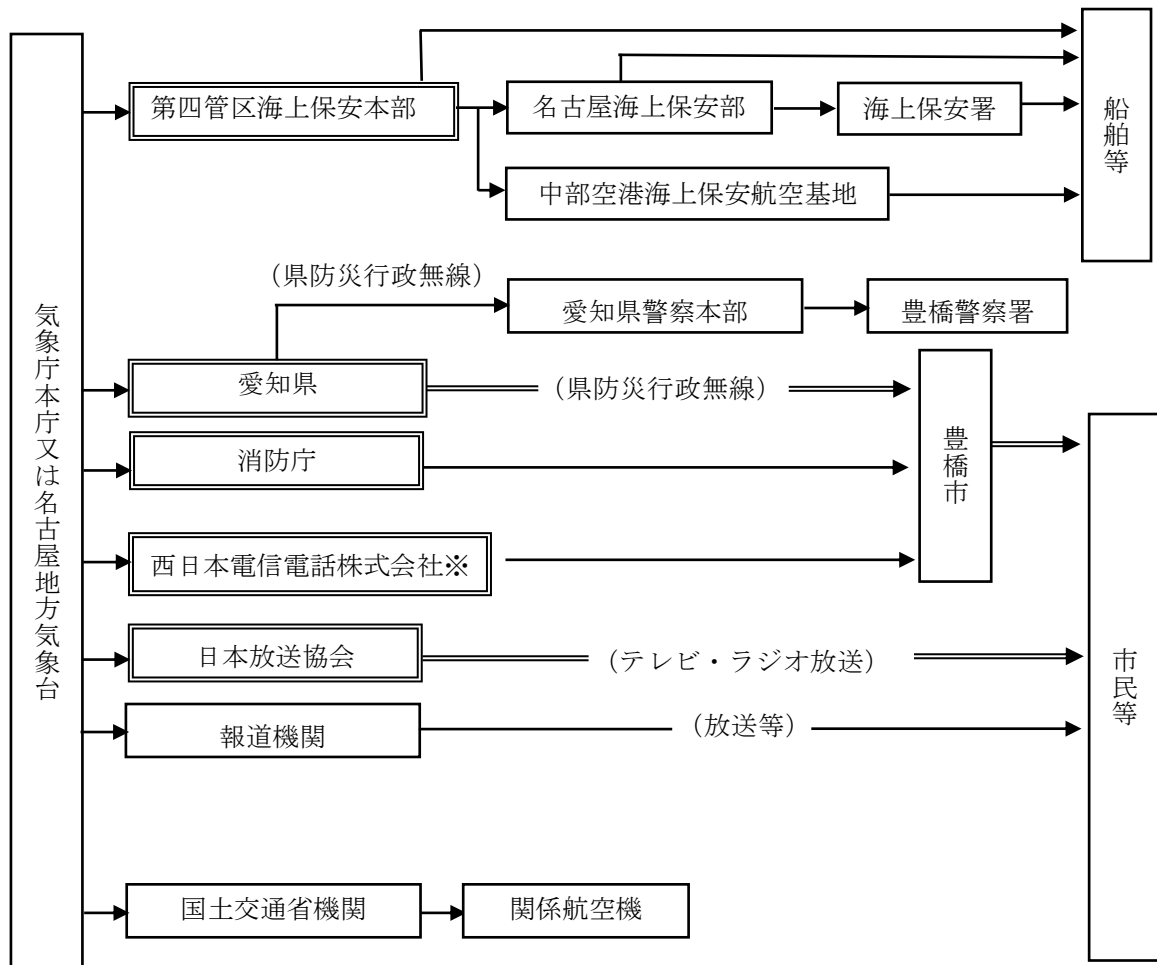
市は、特別警報が発表された際には、住民への通知もしくは周知の措置をとらなければならない。  
また、市は、市地域防災計画の定めるところにより、必要事項を住民及び所在の官公署へ周知する措置をとらなければならない。

## 12 その他の防災関係機関における措置

その他の機関は、法令及び自らの防災計画等により、必要な措置を執る。

## 13 気象予報警報等の伝達系統

### (1) 気象警報等

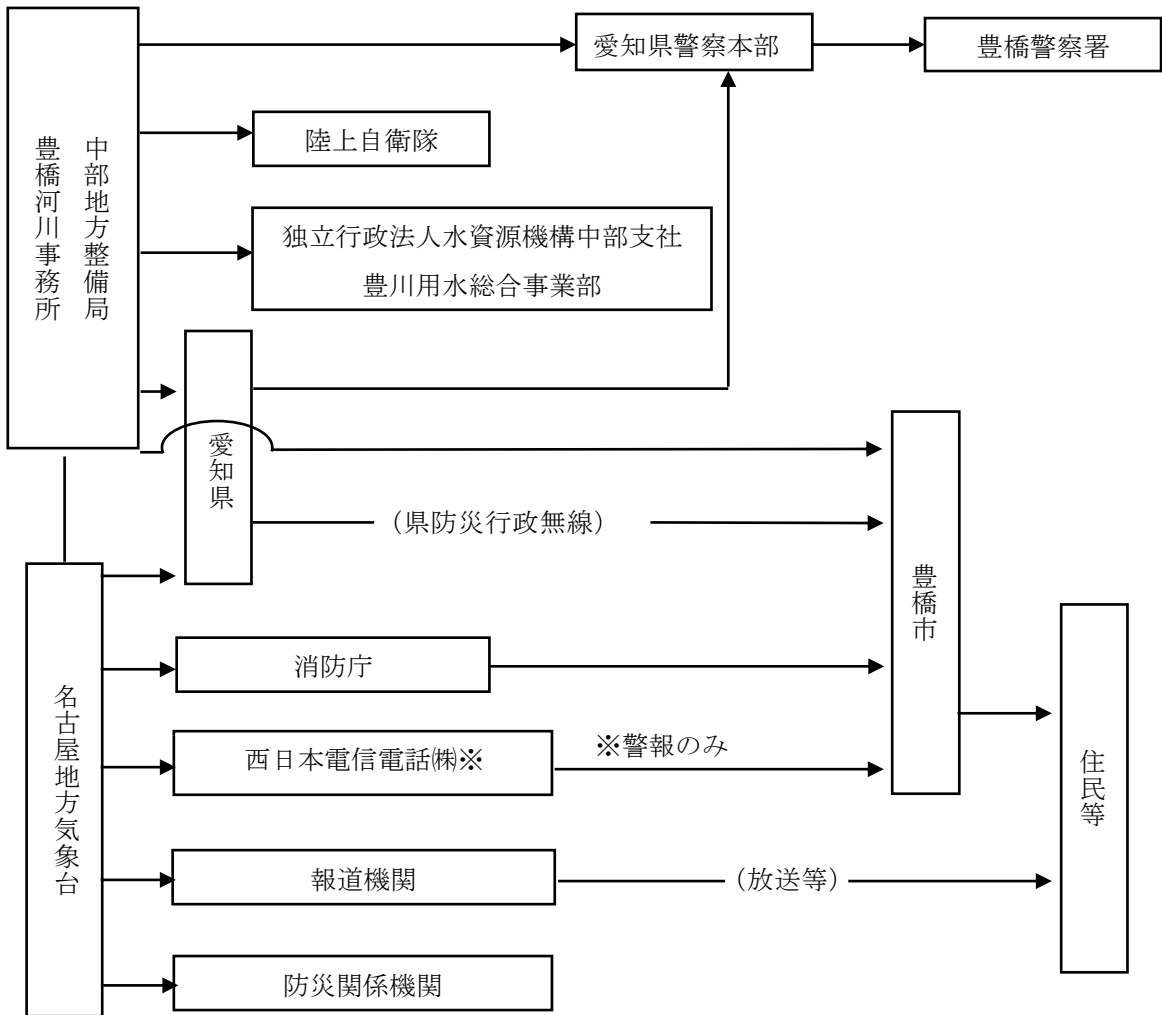


※気象庁から西日本電信電話(株)には、特別警報及び警報についてのみ伝達を行う。

- 注 1) 二重枠で囲まれている機関は、気象業務法施行令第 8 条第 1 号及び 3 号の規定に基づく法定伝達先。  
注 2) 二重線の経路は、気象業務法第 15 条の 2 によって、特別警報の通知もしくは周知の措置が義務づけられている伝達経路。

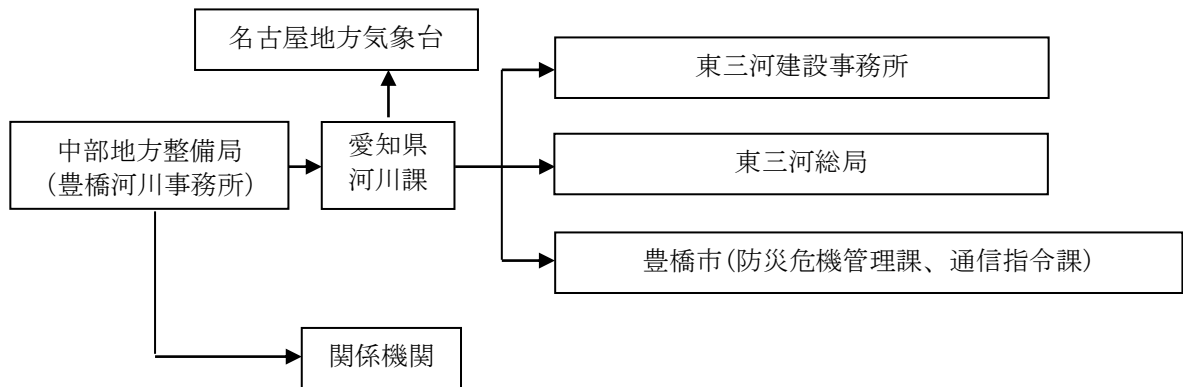
(2) 洪水予報

国土交通大臣・名古屋地方気象台の発表する洪水予報（豊川及び豊川放水路）

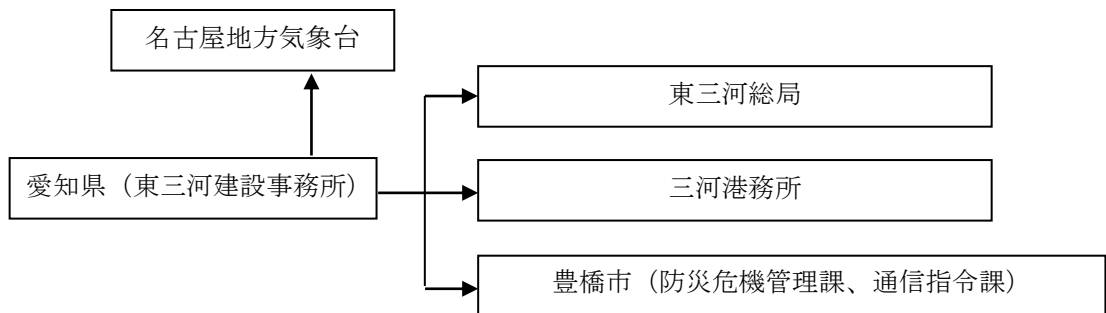


(3) 水防警報

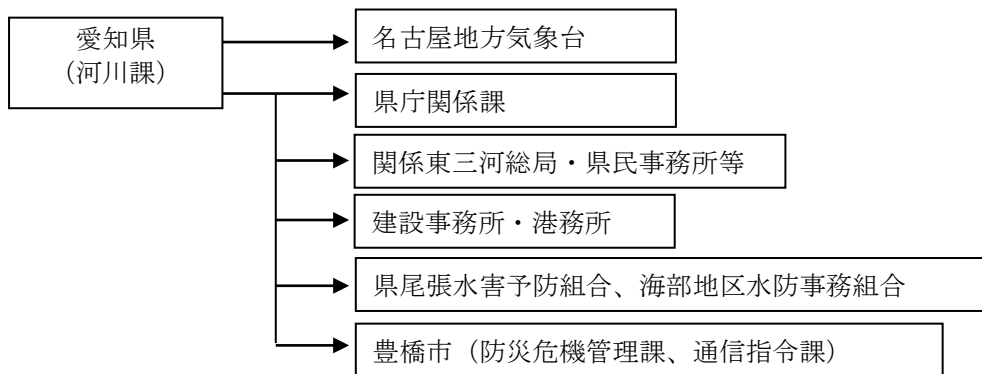
ア 国土交通大臣の発表する水防警報（豊川及び豊川放水路）



イ 知事の発表する水防警報（愛知県沿岸高潮水防警報）

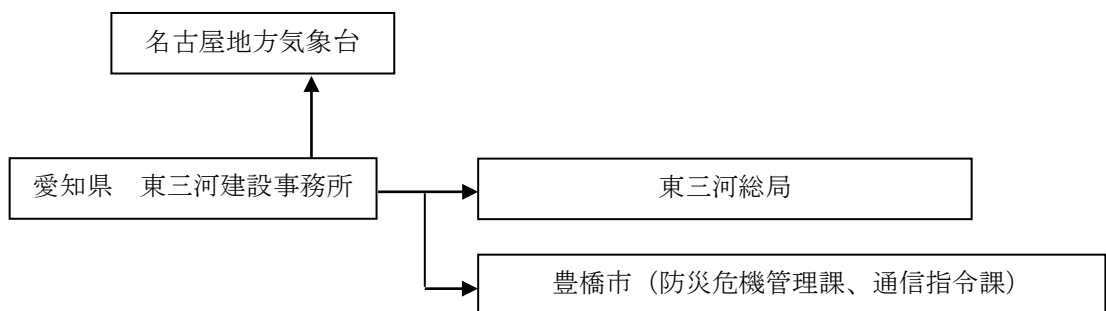


ウ 知事の発表する水防警報（愛知県津波水防警報）



(4) 水位周知河川の水位情報（避難判断水位（警戒レベル3相当情報〔洪水〕）、氾濫危険水位（洪水特別警戒水位）（警戒レベル4相当情報〔洪水〕）、氾濫発生（警戒レベル5相当情報〔洪水〕））

知事が通知する水位周知河川（柳生川・梅田川・佐奈川・音羽川）

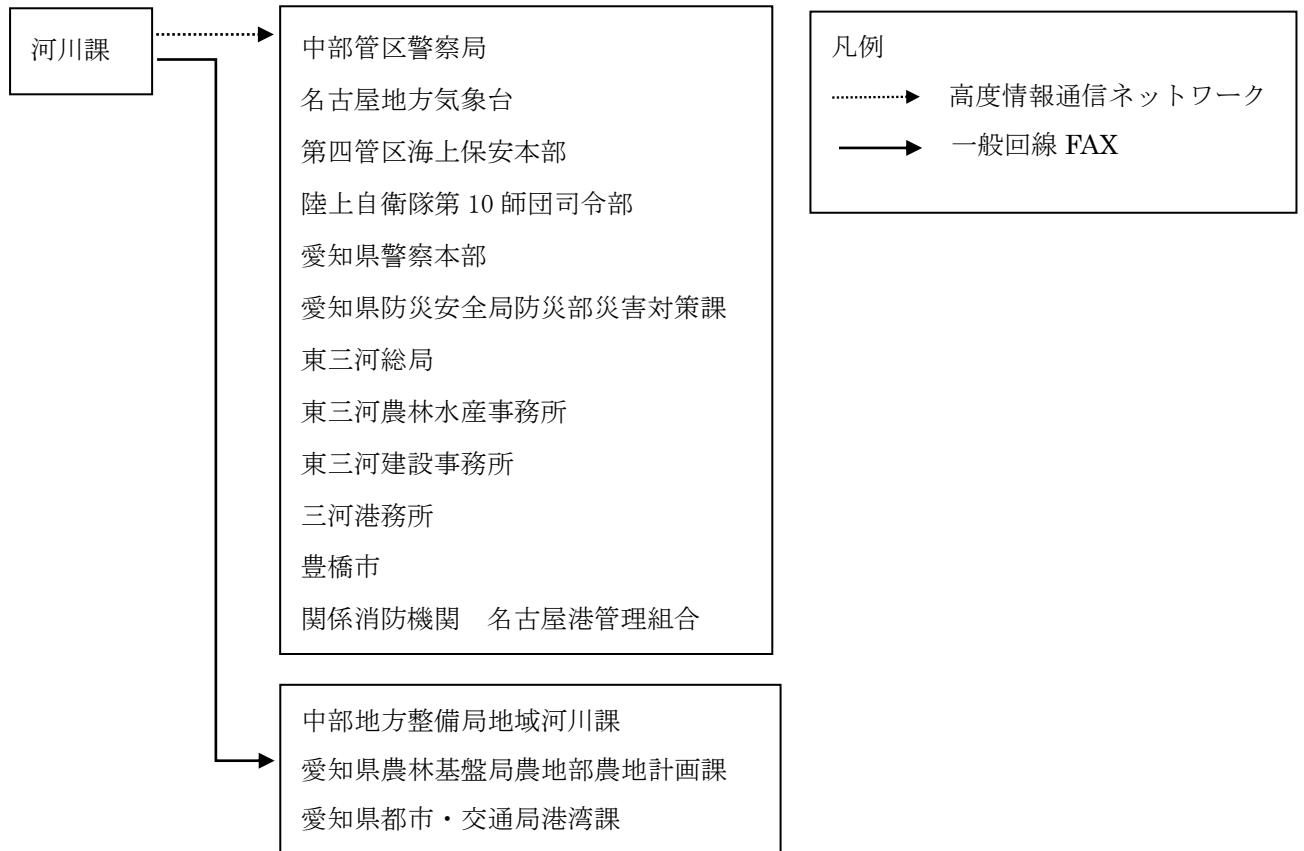




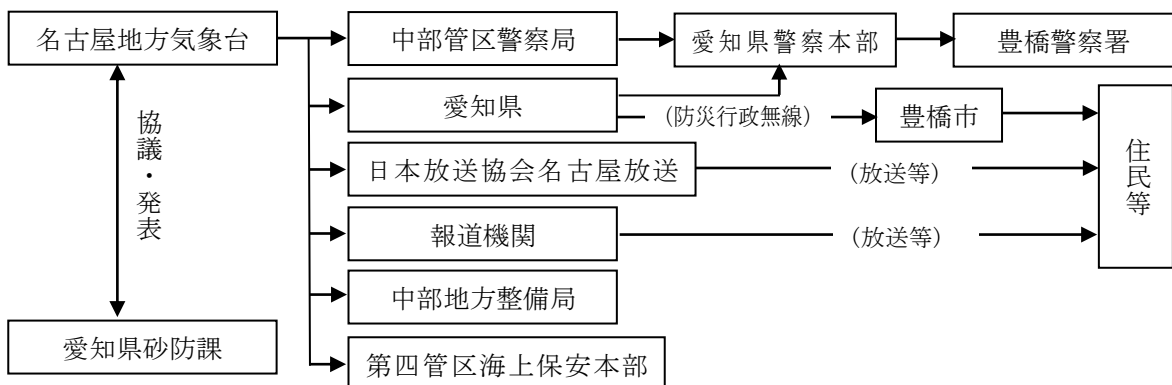
(5) 水位周知海岸の水位情報（高潮氾濫発生情報）

知事が水位情報の周知を行う海岸

三河湾・伊勢湾沿岸



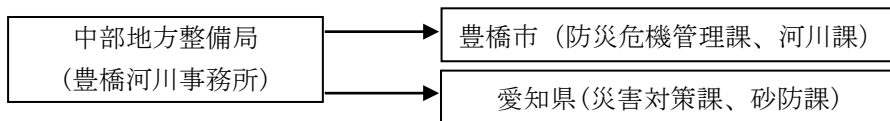
(6) 土砂災害警戒情報



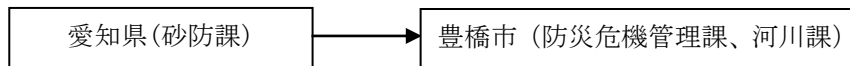
(注) 土砂災害警戒情報は名古屋地方気象台と愛知県建設局砂防課が協議のうえ、愛知県と名古屋地方気象台が共同して発表する。

(7) 土砂災害緊急情報

ア 大規模な土砂災害（河道閉塞による土石流、湛水など）

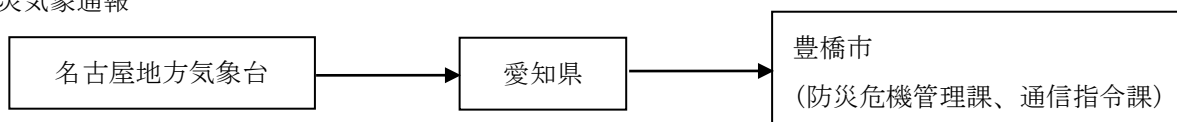


イ 大規模な土砂災害（地すべり）



(注) 土砂災害緊急情報は、大規模な土砂災害（河道閉塞による土石流・湛水、地すべりなど）が急迫した場合に、国・県が実施する緊急調査の結果に基づき、市町村へ通知される情報で、土砂災害が想定される土地の区域及び時期に関する情報

(8) 火災気象通報



・ 通報基準

乾燥注意報、強風注意報の基準と同一とする。

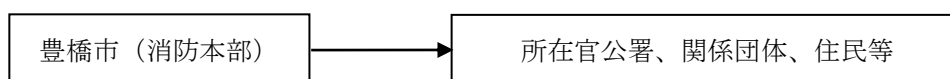
・ 通報時刻等

毎日 5 時、翌日 9 時までの気象状況の概要を気象概況として通報。

・ 火災気象通報の実施官署、担当区域、通報先及び通報手段は次のとおりとする。

実施官署	担当区域	通報先	通報手段
名古屋地方気象台	愛知県	愛知県防災安全局防災部消防保安課	専用線

(9) 火災警報



## 8 異常現象の通報

災害の発生が予想される異常な現象（以下「異常現象」という。）を発見した者は、直ちに市長又は警察官若しくは海上保安官に通報するものとする。

なお、警察官又は海上保安官が通報を受けた場合は、その旨を速やかに市長に通報するものとする。

また、異常現象を承知した市長は、直ちに名古屋地方気象台その他関係機関に通報するものとする。

## 第 2 節 避難情報

### 1 市における措置

(1) 避難情報の発令

速やかに立ち退き避難を促す情報は、[警戒レベル 4] 避難指示とし、必要と認める地域の必要と認める居住者等に対し、発令するものとする。洪水等及び高潮に対しては、ハザードマップ等により

屋内で身の安全を確保できるか等を確認したうえで、居住者等が自らの判断で「屋内安全確保」の措置をとることも可能である。

また、既に災害が発生又は切迫している状況（警戒レベル 5）において、未だ避難が完了していない場合には、現在地よりも相対的に安全である場所へ直ちに移動等を開始する必要があることにも留意すること。

#### ア [警戒レベル 5] 緊急安全確保

災害が発生又は切迫している状況において、未だ危険な場所にいる居住者等に対し、立退き避難を中心とした避難行動から、緊急安全確保を中心とした避難行動への変容を特に促したい場合に発令する。ただし、災害が発生・切迫している状況で、その状況を必ず把握することができるとは限らないことなどから、本情報は必ず発令されるものではない。

#### イ [警戒レベル 4] 避難指示

気象警報や土砂災害警戒情報等の発令、河川の水位や雨量等あらかじめ定めた避難指示の発令基準に基づき、速やかに的確な [警戒レベル 4] 避難指示を発令するものとする。

その他、河川管理者や水防団等と連携して警戒活動を行った結果、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合で、特にその必要があると認められるときは、避難のための立退きを指示する。

避難指示の発令の際には、避難場所を開設していることが望ましいが、避難のためのリードタイムが少ない局地的かつ短時間の豪雨の場合は、躊躇なく避難指示を発令するものとする。

また、夜間、早朝に避難指示を発令するような状況が想定される場合には、その前の夕刻時点において避難指示を発令する。

#### ウ [警戒レベル 3] 高齢者等避難

避難行動要支援者等に早めの段階で避難行動を開始することを求めるとともに、高齢者等以外の人にも避難準備や自主的な避難を呼びかける。

また、必要に応じ、[警戒レベル 3] 高齢者等避難の発令等とあわせて避難場所を開設する。

なお、夜間、早朝に高齢者等避難を発令するような状況が想定される場合には、その前の夕刻時点において [警戒レベル 3] 高齢者等避難を発令する。

#### エ 対象地域の設定

避難情報を発令するにあたっては、対象地域の適切な設定等に留意する。

#### オ 避難情報の伝達

避難情報を発令するにあたっては、危険の切迫性に応じて 5 段階の警戒レベルを付記するとともに避難情報の伝達文の内容を工夫すること、その対象者を明確にすること、対象者ごとにとるべき避難行動が分かるように伝達することなどにより、住民の積極的な避難行動の喚起に努めるものとする。

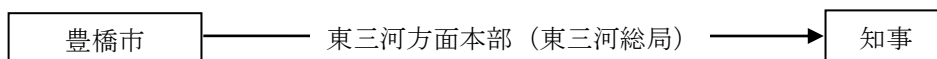
#### カ 事前の情報提供

避難情報の発令に至る前から、河川管理者及び水防管理者等の協力を得つつ、洪水、土砂災害等の災害事象の特性、収集できる情報を踏まえ、それぞれの地域における時間雨量、今後の降雨予測等、気象状況に関する具体的な情報を提供し、住民への注意を促す。特に、台風や線状降水帯等による大雨発生など事前に予測が可能な場合においては、大雨発生が予測されてから災害のおそれなくなるまで、住民に対して分かりやすく適切に状況を伝達することに努めるものとする。

(2) 知事等への助言の要求

市長は、避難のための立退きを指示し、又は「緊急安全確保」の措置を指示しようとする場合において必要があると認めるときは、中部地方整備局、名古屋地方気象台又は知事に対し助言を求めることができる。さらに、避難指示等の発令に当たり、必要に応じて気象防災アドバイザー等の専門家の技術的な助言等を活用し、適切に判断するものとする。

(3) 報告（災害対策基本法第 60 条第 4 項）



(4) 他市町村又は県に対する応援要求

市は、自ら避難者の誘導及び移送の実施が困難な場合、他市町村又は県へ避難者の誘導及び移送の実施又はこれに要する要員及び資機材につき応援を要求する。

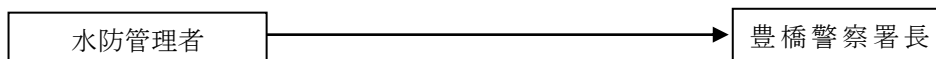
(5) 市は、避難所を指定する際に併せて広域一時滞在の用にも供することについても定めるなど、他の市町村からの被災者を受け入れることができる施設等をあらかじめ決定しておくよう努めるものとする。

## 2 水防管理者（市長）における措置

(1) 立退きの指示

洪水、津波又は高潮の氾濫により著しい危険が切迫していると認められるときは、立退くことを指示する。

(2) 通知（水防法第 29 条）



## 3 県（知事又は知事の命を受けた職員）における措置

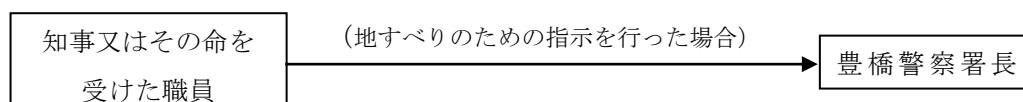
(1) 洪水等のための立退きの指示

水防管理者の指示と同様

(2) 地すべりのための立退き指示

知事等は地すべりにより危険が切迫していると認めたときは、その地域内の居住者に対し、立退きを指示する。

(3) 通知（地すべり等防止法第 25 条）



(4) 市長への助言、ホットラインによる情報提供・共有

ア 市長への助言

知事は、市長から避難情報の対象地域、判断時期等について助言を求められた場合は、必要な助言を行う。

また、時機を失することなく避難情報が発令されるよう、市に積極的に助言するものとする。

イ ホットラインによる情報提供・共有

「洪水時等危険情報伝達ホットライン」により水位情報等を河川管理者（建設事務所長）から市

長へ直接電話連絡を行い、避難情報に資する情報提供を行う。

(5) 市長の事務の代行

知事は、当該災害の発生により市が避難の指示等の事務を全部又は大部分実施できないときは、市長に代わって立退き等の指示を行う。

(6) 第四管区海上保安本部、自衛隊、県警察に対する応援要請

県は、市からの避難者の誘導及び移送の実施又はこれに要する要員及び資機材の応援要求事項の実施が困難な場合、第四管区海上保安本部、自衛隊、県警察へ応援を要請する。

(7) 他市町村に対する応援指示

県は、市の実施する避難の誘導及び移送につき、特に必要があると認めたときは、他市町村に応援するよう指示する。応援の要求を受けた機関は、これに積極的に協力する。

#### 4 県警察（警察官）における措置

(1) 警察官職務執行法第4条による措置

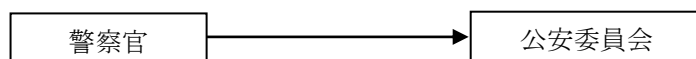
災害で危険な事態が生じた場合、警察官は、その場に居合せた者、その事物の管理者、その他関係者に必要な警告を発し、及び危害を受けるおそれのある者を避難させ、又は必要な措置をとる。

(2) 災害対策基本法第61条による指示

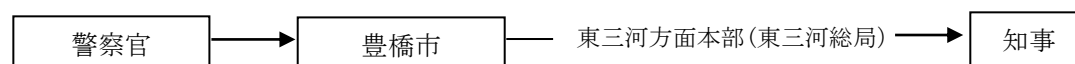
市長による避難のための立退き若しくは「緊急安全確保」の安全確保措置を指示することができないと認めるとき、又は市長から要求があったときは、警察官は必要と認める地域の居住者、滞在者その他に対し、避難のための立退き又は「緊急安全確保」の安全確保措置を指示する。

(3) 報告・通知等

ア (1)の場合（報告・警察官職務執行法第4条第2項）



イ (2)の場合（通知及び報告・災害対策基本法第61条第3項及び第4項）



#### 5 第四管区海上保安本部（海上保安官）における措置

(1) 災害対策基本法第61条による指示

4(2)の警察官に準ずるものとする。

(2) 報告・通知等（通知及び報告・災害対策基本法第61条第3項及び第4項）



#### 6 名古屋地方気象台及び中部地方整備局における措置

市長への助言

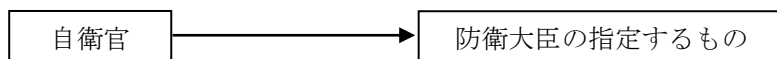
名古屋地方気象台及び中部地方整備局は、市長から避難指示の対象地域、判断時期等について助言を求められた場合は、必要な助言を行う。

## 7 自衛隊（自衛官）における措置

### (1) 避難等の措置

自衛隊法第 83 条により災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は、警察官がその場にはいない場合に限り、4(1)「警察官職務執行法第 4 条による措置」による避難等の措置を執る。

### (2) 報告（自衛隊法第 94 条）



## 8 避難の指示の内容

市長等の避難指示を発令する者は、次の内容を明示して実施するものとする。

- (1) 避難対象地域
- (2) 避難先
- (3) 避難経路
- (4) 避難指示の理由
- (5) その他の必要な事項

## 9 避難の措置と周知（市等）

### (1) 関係機関への伝達

避難情報を発令した場合又は警察官等から、立退きの指示等を行った旨の通報を受けたときは、本部は、発令者、発令の理由、避難の対象区域、日時、避難先を記録するとともに、必要に応じて警察署及び避難場所として利用する施設の管理者に対し、連絡し協力を求めるよう措置するものとする。

### (2) 地域住民への伝達

夜間や早朝に突発的局地的豪雨が発生した場合における、エリアを限定した伝達について、地域の実情に応じて、エリア限定の有効性や課題等を考慮した上で検討する。伝達方法や伝達内容については、日頃から住民への周知徹底に努めるものとする。

#### ア 伝達方法

##### (ア) ラジオ、テレビ放送による伝達

放送局に対して、避難情報を発令した旨を通知し関係住民に伝達すべき事項を示し、放送するよう協力を依頼する。

##### (イ) インターネットのホームページ、携帯電話による伝達

インターネットのホームページや携帯電話（緊急速報メール機能を含む。）により避難情報の情報提供を行う。

このほか、災害情報共有システム（Lアラート）に情報を提供することにより、テレビ・ラジオや携帯電話、インターネット等の多様で身近なメディアを通じて住民等が情報を入手できるよう努める。

##### (ウ) 広報車等による伝達

市の保有する広報車、消防車両等を利用し、関係地区を巡回して伝達する。

##### (エ) 信号等による伝達

a 同報系防災無線により、サイレン、音声で伝達する。

b 警鐘、サイレンにより伝達する。

(4) 個別訪問による伝達

避難指示を発令した時が夜間であり、停電時で風雨が激しいような場合においては、消防団、自治会等の協力により家庭を個別に訪問し、伝達の周知を図る。なお、この方法については、消防、警察の職員及び消防団員、その他地域住民組織の関係者と協議し定めておくものとする。

イ 伝達内容

(7) 避難指示の発令者

(8) 避難指示の理由

(9) 対象地域

(10) 避難所の名称及び所在地

(11) 避難先

(12) 留意事項（火災、盗難の予防、携行品、服装等）

(3) 学校、社会福祉施設等における避難対策

児童、生徒の避難は、集団行動をとるものとするが、秩序が乱れ、混乱による危険のおそれが予想されるので、管理者は、安全な避難方法を検討するとともに避難訓練を適宜実施するものとする。

また、各学校、施設においては、次のことを定め、職員に徹底するよう指導するものとする。

ア 避難実施責任者

イ 避難の順位

ウ 避難誘導責任者及び補助者

エ 避難誘導の要領、措置

### 第3節 住民等の避難誘導等

#### 1 住民等の避難誘導等

- (1) 市職員、警察官、消防職員その他の避難措置の実施者は、住民が安全かつ迅速に避難できるよう避難先への誘導に努めるものとする。
- (2) 誘導に当たっては、できるだけ自主防災組織・自治会ごとの集団避難を行うものとし、避難行動要支援者の避難を優先して行う。
- (3) 避難行動要支援者の安否確認、避難誘導の実施にあたっては、社会福祉施設を含め、福祉専門職、民生委員及び地域住民と連携して行うものとする。
- (4) 市は、指定緊急避難場所に避難したホームレスについて、住民票の有無等に関わらず適切に受け入れるものとする。

#### 2 避難行動要支援者の支援

地域住民、自主防災組織、民生委員等の避難支援者や社会福祉施設からの協力を得つつ、避難行動要支援者へ情報伝達を行うとともに、安否確認・避難誘導を実施するものとする。

(1) 避難のための情報伝達

避難行動要支援者に対しては、防災無線や広報車、携帯端末の緊急速報メールなど複数の手段を組み合わせるとともに、障害者等にあってはその障害区分等に配慮した多様な手段を用いて情報伝達を

行う。

(2) 避難行動要支援者の安否確認・避難誘導

避難行動要支援者の安否確認・避難誘導を行う際には、避難行動要支援者名簿を有効に活用する。平常時から名簿情報及び個別避難計画情報を提供することに同意した避難行動要支援者については、名簿提供及び個別避難計画情報に基づいて避難支援を行う。その際、避難支援等関係者の安全の確保、名簿情報及び個別避難計画情報の提供を受けた者に係る守秘義務等の措置を講ずる。

また、平常時から名簿情報及び個別避難計画情報を提供することに不同意であった者についても、可能な範囲で避難支援を行うよう、避難支援等関係者その他の者に協力するものとする。

(3) 避難後における避難行動要支援者への対応

地域の実情や特性を踏まえつつ、名簿情報及び個別避難計画情報について避難場所等の責任者に引き継ぐとともに、必要に応じて避難支援等関係者ととも避難場所から避難所への移送を行う。

## 第4節 広域避難

### 1 広域避難に係る協議

(1) 市における措置

市は、災害が発生するおそれがある場合において、避難指示の発令による避難先を当該市内の指定緊急避難場所その他の避難場所とすることが困難であり、かつ、居住者等の生命又は身体を災害から保護するため当該居住者等を一定期間他の市町村に滞在させる必要があると認められるときは、当該居住者等の受入れについては、避難先市町村と直接協議し、他の都道府県の市町村への受入れについては、避難先都道府県との協議を県に要求する。なお、他の都道府県の市町村への受入れについては、事態に照らし緊急を要すると認めるときは、他の都道府県の市町村に直接協議することができる。

(2) 県における措置

県は、県域を越える避難について、市町村から要求があった場合は、避難先都道府県と協議を行う。県は、市町村から求められたときは、広域避難に関する事項について助言を行う。

### 2 居住者等の運送

(1) 県における措置

県は災害が発生するおそれがある場合であって、居住者等の生命又は身体を当該災害から保護するため緊急の必要があると認めるときは、運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関に対し、居住者等の運送を要請することができる。要請にあつては、次の内容を示すものとする。

ア 運送すべき人

イ 運送すべき場所

ウ 期日



## 第3章 災害情報の収集・伝達・広報

### ■ 基本方針

- 発災直後は、可能な限り被害規模を早期に把握するとともに、正確な情報収集に努める。
- 災害応急対策責任者（災害対策基本法第51条）は、災害に関する情報の収集及び伝達が迅速かつ正確になされるよう活動体制を整備する。特に、休日・夜間における体制及び通常伝達系統の障害時における体制に留意する。
- 市及び県は、災害情報を一元的に把握するとともに、関係機関を含めて災害に関する情報を共有することができる体制のもと、相互に連携して適切な災害応急対策が実施できるよう努める。
- 市、県及び防災関係機関は、重要通信の疎通を確保するとともに、効果的な通信の運用を図るため、有線・無線の通常の通信手段を利用するほか、携帯電話や衛星通信施設、電話・電報施設の優先利用、放送事業者への放送の依頼等を行う。
- 被災者等への確かつ分かりやすい情報を速やかに公表・伝達するとともに、相談窓口の設置等により、住民等からの問い合わせに対応する。
- 各防災関係機関は、広聴活動を通じて災害地域住民の動向と要望事項の把握に努める。

### 第1節 被害状況等の収集・伝達

#### 1 市の措置

##### (1) 被害情報の収集

市長は、人的被害の状況（行方不明者の数を含む。）、建築物の被害、火災、津波、土砂災害の発生状況等の情報を収集する。

特に災害発生直後においては、概括的被害情報、ライフライン被害の範囲、医療機関にいる負傷者の状況等、被害の規模を推定するための関連情報の収集にあたる。

なお、収集にあたっては119番通報に係る状況等の情報を積極的に収集するとともに、必要に応じ、無人航空機等の画像情報を活用した被害規模の把握を行う。

##### (2) 災害の状況及び応急対策活動情報の県への報告

市長は、災害の状況（被害規模に関する概括的情報を含む）及び応急対策活動情報（応急対策の活動状況、対策本部設置状況、応援の必要性等）について、把握できた範囲から直ちに県へ報告する。

報告にあたり、市長は、県防災情報システムを有効に活用するものとする。

##### (3) 安否不明者・行方不明者の情報収集

搜索・救助体制の検討等に活用するため、市は、住民登録の有無にかかわらず、市域（海上を含む。）内で安否不明・行方不明となった者について、県警察等関係機関の協力に基づき正確な情報の収集に努めるものとする。また、安否不明者・行方不明者として把握した者が、他の市町村に住民登録を行っていることが判明した場合には、当該登録地の市町村又は都道府県（外国人のうち、旅行者など住民登録の対象外の者は直接又は必要に応じ国を通じて大使館等）に連絡するものとする。

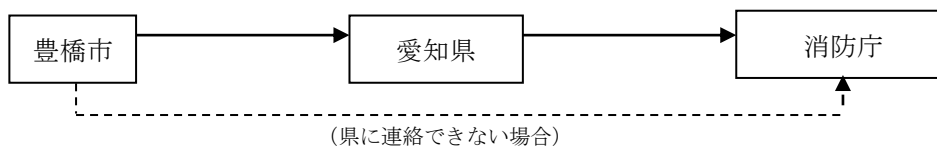
##### (4) 火災、災害即報要領に基づく報告

ア 市は、火災・災害等即報要領（昭和59年10月15日消防災第267号。以下、「即報要領」という。）に定める即報基準に該当する火災、災害等を覚知したときは、迅速性を最優先として可能な限り早

く（原則として、覚知後 30 分以内）、分かる範囲でその第 1 報を県に報告するものとし、以後、判明した事項のうちから逐次報告する。（第 1 報に際し、県に連絡が取れない場合は、一時的に報告先を消防庁に変更し、連絡が取れ次第、県にも報告を行うことに留意する。）

また、一定規模以上の災害（即報要領「第 3 直接即報基準」に該当する火災、災害等）を覚知したときは、第 1 報を、直接消防庁に対しても原則として、30 分以内で可能な限り早く、わかる範囲で、報告を行う。この場合において、消防庁長官から要請があった場合には、第 1 報後の報告についても、引き続き、消防庁に対しても行う。

なお、消防機関への 119 番通報が殺到した場合については、即報要領様式にかかわらず、最も迅速な方法により県及び国に報告する。



イ 確定報告にあつては、災害応急対策完了後 15 日以内に文書により県に報告する。

#### (5) 被災者台帳の作成

被災した住民に公平な支援を効率的に行い、支援漏れや、同種の支援・各種手続きの重複を避けるため、個々の被災者の被害の状況や支援の実施状況、支援における配慮事項等を一元的に集約した被災者台帳を整備し、その情報について関係部署間で共有・活用するよう努める。

## 2 県の措置

### (1) 市への職員派遣による情報収集

県は、区域内の市において通信手段の途絶等が発生し、被害情報等の報告が十分なされていないと判断される場合等、必要に応じ市に職員を派遣し、市被災状況等の情報収集に努め、派遣された職員は、逐次、県へ連絡するものとする。

### (2) 方面本部構成機関による情報収集等

方面本部構成機関は、管内区域の被災状況及び応急対策実施状況に関する情報の収集に努め、関係部局及び方面本部へ連絡する。

### (3) 防災ヘリコプター等による災害状況の収集

県は、防災ヘリコプターや災害対策用指揮車、可搬型衛星通信局、無人航空機を活用するとともに、調査班を編成し、より積極的に災害状況の収集伝達を行う。

### (4) 災害の状況及び応急対策活動情報の国への報告

市からの報告、自らの調査及び防災関係機関等の情報により、災害対策基本法第 53 条による報告、災害報告取扱要領（昭和 45 年 4 月 10 日消防防第 246 号）及び即報要領による報告を一体として内閣総理大臣（消防庁経由）に行うとともに、必要に応じ関係省庁及び関係地方公共団体に連絡する。また、応急対策終了後 20 日以内に災害対策基本法及び消防組織法に基づく確定報告を行う。

### (5) 市への連絡

県は、自ら実施する応急対策の活動状況等を市に連絡する。

(6) ライフライン事業者への情報提供

県は、情報収集で得た航空写真・画像、地図情報等については、ライフライン施設等の被害状況の早期把握のため、ライフライン事業者等の要望に応じて、GISの活用等による情報提供に努める。

(7) 人的被害の数の一元的な集約・調整

県は、人的被害の数（死者・行方不明者の数）について、一元的な集約・調整を行う。その際県は、市、県警察、自衛隊、第四管区海上保安本部を始めとする防災関係機関が把握している人的被害の数について収集し、整理・突合・精査を行う。

また、県は、人的被害の数について広報を行う際には、市と密接に連携しながら適切に行うものとする。

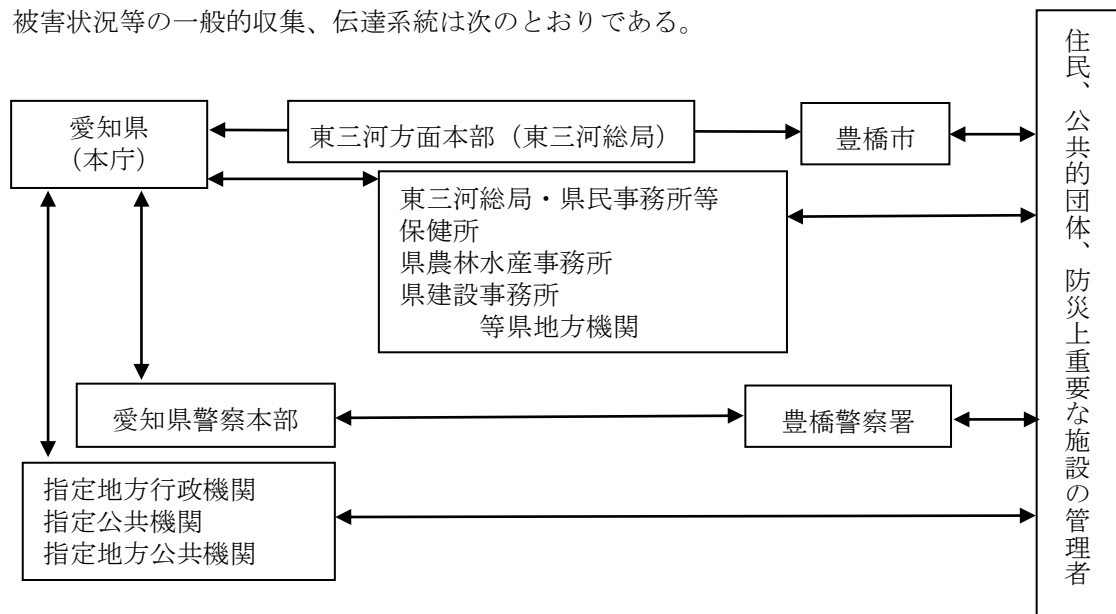
なお、安否不明者・行方不明者・死者の氏名の公表については、別に定める公表方針に基づき実施するものとする。

(8) 県災害対策本部の設置又は廃止の通知

県は、愛知県災害対策本部が設置又は廃止されたときは、直ちに関係機関に通知する。

### 3 被害状況等の一般的収集、伝達系統

(1) 被害状況等の一般的収集、伝達系統は次のとおりである。



(2) 各機関は、自己の所掌する事務又は業務に関して、積極的に自らの職員を動員し、又は関係機関の協力を得て、災害応急対策活動を実施するのに必要な情報（画像情報を含む。）及び被害状況を収集するとともに、速やかに関係機関に伝達を行う。ただし、気象条件等を踏まえ、巡視等に当たる職員等の安全を最優先として情報収集に当たるものとする。

(3) 情報の収集伝達については、第2節「通信手段の確保」に記載した各種の方法を有効に活用するものとし、同報系防災無線及び一般電話（ファクシミリを含む。）のほか、あらかじめ災害時優先電話を登録した上での非常通話や緊急通話の取り扱い、あるいは、携帯電話を利用する。

(4) 同時多発的に災害が発生した場合には、電話が輻輳するので直接電話、災害時優先電話により防災関係機関相互の回線を確保する。

(5) 通信連絡用機器の設置に当たっては、非常用電源を備えるとともに、災害時に途絶しないように設

置箇所等に留意する。

- (6) 災害時に住民へ確実に情報を提供するため、複数の情報伝達手段を利用することとし、地域性やそれぞれの手段の特性を考慮しながら整備を進める。
- (7) 報道機関と緊密な連携を図り、効率的な情報の伝達に努める。

#### 4 重要な災害情報の収集伝達

##### (1) 国に対する逐次の情報伝達

関係機関は、自己の所管する事項について、当該災害の状況及びこれに対して執られた措置の概要を、逐次、電話等により県又は、国（内閣総理大臣）に対して速やかに伝達を行う。

##### (2) 災害の規模の把握のために必要な情報

市、県、指定公共機関の代表者又は指定行政機関の長は、非常災害であると認められるときは、災害の規模の把握のために必要な情報の収集に特に留意する。

##### (3) 安否情報

市、県は、被災した住民の生死や所在等、いわゆる安否情報について、その身を案ずる近親者、当該住民を雇用する企業、在籍する学校等からの照会に対応するため、安否情報の収集に努める。

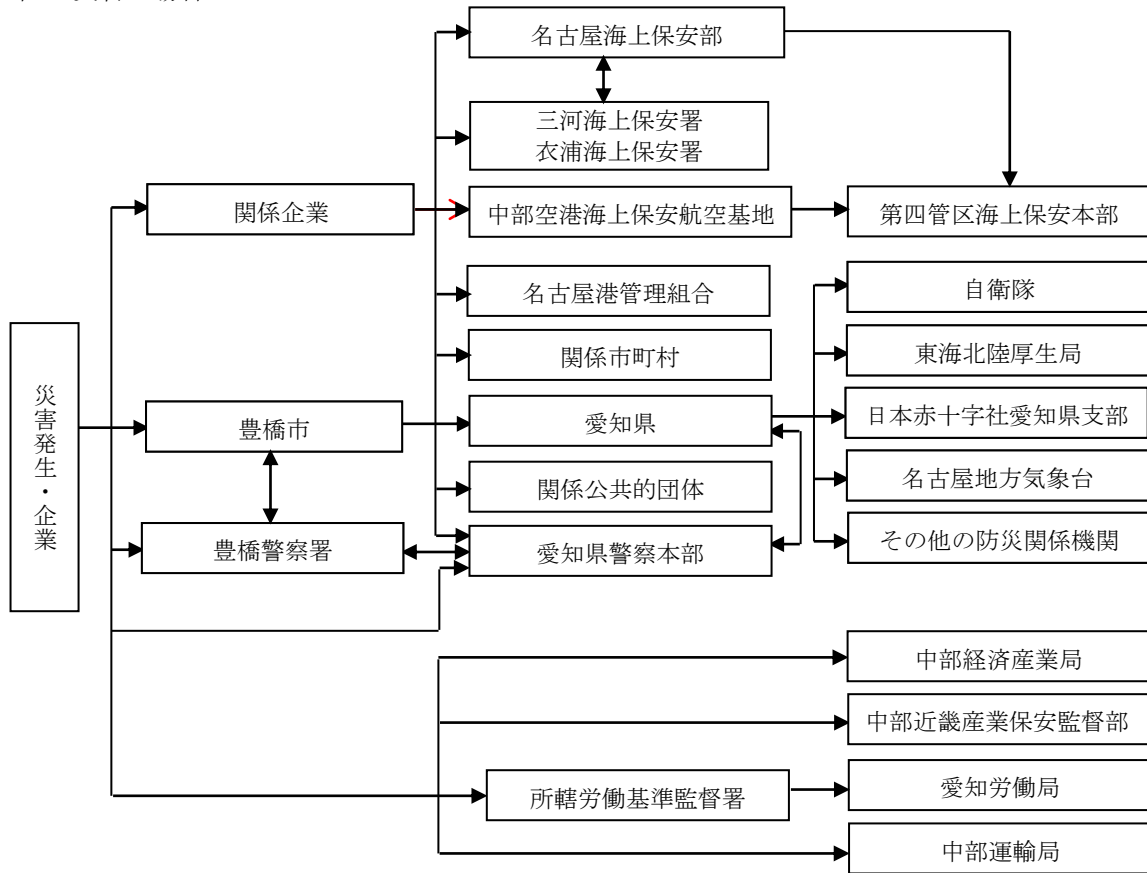
ただし、安否情報の提供については、応急救助や施設の応急復旧等災害による被害拡大防止に直結する他の重要業務に支障を与えない範囲で行うとともに、実際の安否情報の提供にあたっては、被災住民及び第三者の権利権益を不当に侵害することのないよう配慮する。

##### (4) 孤立集落に係る情報

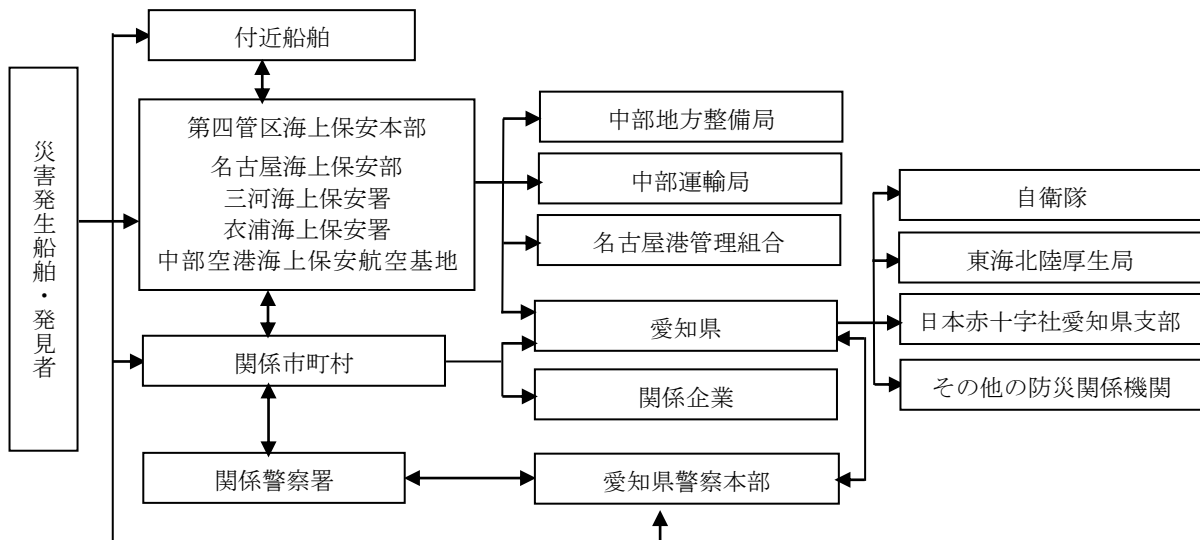
道路等の途絶によるいわゆる孤立集落については、早期解消の必要があることから、国、指定公共機関、県、市は、それぞれの所管する道路のほか、通信、電気、ガス、上下水道等のライフラインの途絶状況を把握するとともに、その復旧状況と併せて、県、市に連絡するものとする。また、県、市は、当該地域における備蓄の状況、医療的援助が必要な者など要配慮者の有無の把握に努めるものとする。

## 5 特殊災害に関する情報の収集及び伝達の系統

### (1) 陸上災害の場合



### (2) 海上災害の場合



### (3) 航空機災害の場合

第15章「航空災害対策」による。

## 6 その他の情報の収集伝達

各機関は、自己の所掌する事務又は業務に関して収集した被害状況等災害にかかる情報については、内容を検討し、関係機関に伝達する。

### 伝達の対象となる被害

災害発生状況等	被害状況・本部の設置状況・応急対策状況（全般）
人、住家被害等	人的被害
	避難状況、救護所開設状況
公共施設被害	河川・海岸・貯水池・ため池等、砂防被害
	港湾及び漁港施設被害
	道路被害
	鉄道施設被害
	電信電話施設被害
	電力施設被害
	ガス施設被害
	水道施設被害
下水道施設被害	

## 7 報告の方法

(1) 被害状況等の報告は、最も迅速確実な通信手段を活用するものとするが、県防災情報システムを有効に活用するとともに、県防災行政無線設置機関にあっては、原則、県防災行政無線により報告するものとする。

なお、県防災行政無線未設置機関にあっては、原則、有線電話を使用するものとする。

また、県防災行政無線が途絶した場合は、有線電話を使用するものとする。

(2) 県防災行政無線及び有線電話等が途絶した場合は、各防災関係機関が所有する専用電話の利用や警察無線等他機関の無線通信施設を利用するものとする。

(3) すべての通信施設が不通となった場合は、通信可能な地域まで職員を派遣する等、あらゆる手段を尽くして報告するよう努めるものとする。

## 8 被害状況の照会・共有

(1) 各機関は、他機関所管の被害状況を把握する必要があるときは、原則としてそれぞれを所管する関係機関に照会する。

(2) 全県的な被害状況については、県防災情報システムを有効に活用して把握・共有するとともに、愛知県災害対策本部災害情報センター（河川、海岸、貯水池、ため池、砂防被害、港湾・漁港施設被害、道路被害、上下水道施設被害については、関係課）へ照会する。

## 第2節 通信手段の確保

### 1 市、県及び防災関係機関における措置

[資料編：V-3]

#### (1) 専用通信の使用

防災関係機関は、情報連絡手段として、無線又は有線を利用した専用通信を使用することとし、県は、災害情報の収集伝達のための中核施設として設置した防災行政無線網を使用する。

なお、通常は、その設備を他人の通信のために使用してはならないこととなっているが、災害時の通信連絡を行うに当たり緊急を要する場合は、所定の手続を経て、これを他人に利用させることができる。

#### (2) 防災相互通信用無線局の使用

市、県及び防災関係機関は、防災対策に関する通信を相互に行うために設置した防災相互通信用無線局を活用して、災害現場等での円滑な情報の受伝達を図る。

#### (3) 衛星通信施設の使用

市、県及び防災関係機関は、地上系の防災行政無線網に障害、輻輳や混信が発生した場合には、地域衛星通信ネットワークを活用した衛星通信施設により、映像を含む情報の受伝達に努める。

#### (4) 移動系無線局の使用

各防災関係機関は、移動系無線局を防災拠点や被災地域等に重点配備するとともに、有効な運用を図り、地域の円滑な情報の受伝達を行う。

#### (5) 非常通信

無線局は、免許状に記載された目的又は、通信の相手方若しくは通信事項の範囲を超えて運用してはならないことになっている。ただし、災害時等において有線通信を利用することができないか又はこれを利用することが著しく困難であるときに人命の救助、災害の救援、交通通信の確保又は秩序の維持のために行われる無線通信(以下「非常通信」という。)については当該無線局の目的以外にも使用することができる。

##### ア 非常通信の通信内容

(ア) 人命の救助に関するもの。

(イ) 災害の予警報(主要河川の水位を含む。)及び災害の状況に関するもの。

(ロ) 緊急を要する気象、火山等の観測資料に関するもの。

(ハ) 秩序維持のために必要な緊急措置に関するもの。

(ニ) 遭難者救護に関するもの。(日本赤十字社の本社及び支部相互間に発受するものを含む。)

(ホ) 電信電話回線の復旧のため緊急を要するもの。

(ヘ) 鉄道の復旧、道路の修理、被災者の輸送、救援物資の緊急輸送等のために必要なもの。

(ヘ) 中央防災会議、緊急災害対策本部、非常災害対策本部、特定災害対策本部、市・県の防災会議及び災害対策本部相互間に発受する災害救援、その他緊急措置に要する労務、施設、設備、物資、資金の調達、配分、輸送等に関するもの。

(コ) 電力設備の修理復旧に関するもの。

(ク) 知事が医療、土木、建築、工事又は輸送関係者に対して発する従事命令に関するもの。

##### イ 非常通信の発受

非常通信は、無線局の免許人が自ら発受するほか、災害対策関係機関からの依頼に応じて発受する。また、無線局の免許人は、災害対策関係機関以外の者から人命の救助に関する通報及び急迫の

危険又は緊急措置に関する通報の依頼を受けた場合は、非常通信を実施すべきか否かを判断の上、発信する。

#### ウ 非常通信の依頼

非常通信は、最寄りの無線局に依頼する。依頼する無線局の選定に当たっては、非常通信協議会構成員所属の無線局を選定することが望ましい。

### (6) 電話・電報施設の優先利用

各防災関係機関は、災害時の予警報の伝達、必要な通知又は警告等を迅速に行うため、電話・電報施設を優先利用し、又は他機関の専用電話を使用することができる。

#### ア 一般電話及び電報

##### (ア) 災害時優先電話

災害等で電話が混み合うと、発信規制や接続規制といった通信制限により、通常の電話は被災地からの発信や被災地への接続は制限されるが、あらかじめ固定電話・携帯電話事業者に登録された「災害時優先電話」はこうした制限を受けずに発信や接続を行うことができる。

##### (イ) 非常扱いの電報

天災、事変その他の非常事態が発生し、又は発生するおそれがあると認められる場合の災害の予防若しくは救援、交通、通信若しくは電力の供給の確保又は秩序の維持のために必要な事項を内容とする電報については、非常扱いの電報として、すべての電報に優先して取り扱われる。

##### (ウ) 緊急扱いの電報

非常扱いの電報で発信できるものを除き、公共の利益のため通報することを要する別に掲げる事項を内容とする電報については、緊急扱いの電報とし、非常扱いの電報の次順位として取り扱われる。

#### イ 専用電話

災害時の通信連絡を行うに当たり緊急を要するときは、各機関の所有する専用電話を利用して行う。利用できる施設としては、警察電話、消防電話、水防電話、航空保安電話、海上保安電話、気象電話、鉄軌道電話、電気事業電話があり、その利用方法としては、一般電話に準じて行う。

### (7) 放送の依頼

市長及び知事は、緊急を要する場合で、かつ、特別の必要があるときは、あらかじめ協議して定められた手続により放送事業者（受託放送事業者を除く。）に災害に関する通知、要請、伝達、警告及び予警報等の放送を依頼（市長は、知事を通して依頼する。）することができる。

なお、放送事業者との連絡にあつては、放送局ホットラインにより、円滑な放送の依頼を確保する。

### (8) 県防災情報システムの使用

各防災関係機関は、被害状況等の報告及び把握、応援等の要請などを迅速かつ的確に行うため、県防災情報システムの効果的な使用を行う。

### (9) その他の通信手段

災害時は、有線電話の途絶及び交通通信手段の障害が予測され、情報の交換をはじめ防災活動上無線通信機能の確立が緊要となる。本市では、消防無線、救急無線、県防災情報システム、同報系防災無線（市内一斉通報用防災無線）、デジタル防災行政用無線（MCA無線）を設置し無線通信における情報網の充実を図ってきたが、さらに無線通信機能の確保と整備、充実に努める。また、豊橋タクシー協会のタクシー無線及び豊橋鉄道㈱の無線システム等の協力体制の充実を図る。



## 2 県における措置

### (1) 災害対策用指揮車等の使用

県は、災害対策用指揮車、可搬型衛星通信局により、被災地域等における防災情報の収集伝達を確保する。

### (2) 耐震通信施設の使用

県は、地上系通信施設が被災し通信に障害が生じた場合は、県庁及び東三河総合庁舎直近の地下に設置した耐震通信施設を運用し、衛星通信により災害情報の収集伝達を行う。

### (3) 国と県を結ぶ緊急連絡用回線（ホットライン）の使用

県は、内閣総理大臣官邸や内閣府(防災担当)、国の非常災害対策本部と県災害対策本部長や災害対策本部との間で開設した緊急連絡用回線（ホットライン）を使用して、迅速かつ円滑な情報の収集伝達を行う。

## 第3節 広報

### 1 防災関係機関の措置

(1) 各防災関係機関が広報活動を行うに当たっては、関係機関との連絡をできる限り密にして、本節の3「市における措置」に準じて行うものとする。

(2) 各防災関係機関は、できる限り相談窓口等を開設し、災害住民からの相談、要望、苦情等を聴取の上、必要な応急対策の推進に当たるものとする。

### 2 報道機関の措置

報道機関は、各防災関係機関から災害広報を実施することについて依頼があった場合、積極的に協力する。

### 3 市における措置

[資料編：V-3]

#### (1) 広報資料の作成

広報班は、本部事務局各班と緊密な連絡を図り、災害状況及び応急措置の状況等の報告資料を協力して編集するほか、必要に応じて関係機関その他各種団体施設などに対し、情報の提供を求め広報資料を作成し、市民及び報道機関に対し広報活動を行う。

その内容は、おおむね次のとおりとし、広報事項はあらかじめ本部長の承認を得て行うものとする。

また、各機関は、次のアの手段を有効に組み合わせて、この事項について、住民への災害広報を実施する。

#### ア 広報の手段

- (ア) 報道機関（テレビ・ラジオ放送局、新聞社）への情報提供
- (イ) 同報系防災無線、デジタル防災行政無線
- (ウ) エフエム豊橋、ティーズ等
- (エ) Web サイト掲載やソーシャルメディアによる情報提供
- (オ) 携帯電話（緊急速報メール機能を含む。）による情報提供
- (カ) 広報車の巡回

- (キ) 広報紙等の配布
- (ク) 掲示板への貼紙
- (ケ) その他広報手段

イ 広報すべき事項

「事前情報の広報」

- (ア) 気象に関する情報
- (イ) 河川の水位に関する情報
- (ウ) 公共交通機関の情報
- (エ) その他必要事項

「災害発生直後の広報」

- (オ) 災害の発生状況
- (カ) 災害応急対策の状況
- (キ) 地域住民のとるべき措置
- (ク) 避難に関する情報（避難場所、避難情報）
- (ケ) 医療機関の開設状況
- (コ) 応急救護所の開設状況
- (サ) 交通状況
- (シ) その他必要事項

「応急復旧時の広報」

- (ス) 公共交通機関の状況
- (セ) ライフライン施設の状況
- (ソ) 食料、水、その他生活必需品等の供給状況
- (タ) 公共土木施設等の状況
- (チ) ボランティアに関する状況
- (ツ) 義援金、救援物資の受入れに関する情報
- (テ) 被災者相談窓口の開設状況
- (ト) その他必要事項

(2) 市民に対する広報及び報道機関に対する発表

[資料編：V-3]

ア 市民に対する広報

- (ア) 市民に対し、被害情報及び応急措置の状況を取りまとめて広報するものとし、災害発生前は、予想される災害の規模、動向、被害の防止等に必要な注意事項の広報を行うものとする。また災害発生後は、被害の推移、避難の指示、応急措置の状況を広報するものとし、人心の安定と激励を含め、沈着な行動を要請するなど広報活動を迅速かつ的確に実施するものとする。
- (イ) 情報伝達は、株式会社エフエム豊橋や豊橋ケーブルネットワーク株式会社を通じて行うほか、広報車による巡回、広報紙号外の発行、インターネット（ホームページ）、デジタル防災行政用無線（MCA 無線）、同報系防災無線、豊橋防災ラジオ等により行う。
- (ウ) 広報内容は、(1)「広報資料の作成」の内容に準じて行う。

## イ 報道機関に対する発表

(7) 災害の種別、発生の場所及び日時、被害状況、応急対策の状況、住民に対する避難指示の状況、市民並びに罹災者に対する協力及び注意事項等の広報資料を取りまとめ適宜報道機関に発表するものとする。特に避難情報等については、災害情報共有システム(Lアラート)を活用して迅速かつ的確に情報発信を行う。また、外国人等情報伝達について特に配慮を要する者への対応として、可能な限り多言語による情報提供等を合わせて行うよう要請する。

(イ) 発表内容は、(1)「広報資料の作成」の内容に準じて行う。

(ウ) 多様な情報手段の活用

各防災関係機関は、臨時広報紙等の配布、掲示板や緊急速報メール機能、Web サイト、ソーシャルメディアの利用等あらゆる媒体を有効に活用して広報活動を行う。特に、停電や通信障害発生時は、被災者が情報を得る手段が限られていることから、被災者生活支援に関する情報についてはチラシの貼り出し、配布等の紙媒体や広報車でも情報提供を行うなど、適切に情報提供を行う。

(3) 報道機関との協力関係

本部は、報道機関から災害報道のため、資料提供、放送出演等の依頼を受けた場合は積極的に協力するものとする。また、報道機関は、本部から災害広報を実施する依頼があった場合は積極的に協力するものとする。

(4) 写真等の収集

報告、記録等に使用する写真・映像などは、各部が行う被害調査の際撮影した写真・映像などを収集するとともに、広報班を派遣し、被害写真、ビデオ等による記録を作成する。